この事業は、一般財団法人全国市町村振興協会
の助成を受けて、実施したものです。

償却資産課税のあり方に関する
調査研究

－申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について－

平成 30 年３月

一般財団法人 資産評価システム研究センター

はしがき

固定資産税は、市町村財政における基幹税目として重要な役割を果たしてきておりますが、課税情報の公開の促進等を背景に、固定資産税制度や資産評価に対する納税者の関心はますます高まっております。

当評価センターは、昭和５３年５月設立以来、調査研究事業と研修事業を中心に事業を進め、地方公共団体に固定資産税に関し必要な情報を提供してまいりました。

調査研究事業では、その時々の固定資産税を巡る諸課題をテーマに、学識経験者、地方団体の関係者等をもって構成する研究委員会を設け調査研究を行っておりますが、本年度は４つの調査研究委員会において、固定資産税制度、固定資産評価制度に関して、専門的な調査研究を行ってまいりました。

このうち、償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会においては、「申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について」調査研究を行いました。

ここに、その調査研究結果がまとまりましたので、研究報告書として公表する運びとなりました。つきましては、熱心にご研究、ご審議いただいた委員の皆様や関係の方々に対し、心から感謝申し上げます。

当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実を図るとともに、地方団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方団体をはじめ関係団体の皆様のなお一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

平成３０年３月

一般財団法人資産評価システム研究センター
理　事　長　　細　谷　　芳　郎

平成29年度 償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会
委員名簿

委　員　長	佐　藤　英　明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
委　　員	上　西　左大信	日本税理士会連合会調査研究部委員・税制審議会専門副委員長
	柏　木　　恵	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所主任研究員
	金　子　　宏	東京大学名誉教授
	神　山　弘　行	一橋大学大学院法学研究科准教授
	杉　原　正　純	元自治省税務局長
	堀　場　勇　夫	青山学院大学名誉教授
	前　田　高　志	関西学院大学経済学部教授
	横　山　　彰	中央大学総合政策学部教授
	大久保　哲　也	東京都主税局資産税部長
	川　﨑　利　雄	横浜市財政局主税部長
	山　﨑　厚　広	倉敷市市民局税務部長
	舘　　泰　之	六戸町税務課長
オブザーバー	小笠原　　徹	一般社団法人地方税電子化協議会システム部長
	鈴　木　　陽	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部上席主幹
	荒　井　恒　一	日本商工会議所理事・産業政策第一部長
	榎　本　陽　介	全国商工会連合会企業支援部長
	丸　山　博　志	全国中小企業団体中央会政策推進部長

（順不同、敬称略）
（平成３０年３月）

償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会

【審　議　経　過】

○第１回〔平成２９年５月１１日（木）〕

（議題）（１）平成29年度調査研究テーマ・スケジュール

（２）固定資産税（償却資産）の概要について

（３）申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について

○第２回〔平成２９年６月２８日（水）〕

（議題）（１）課税庁における執行実務について

（２）申告者における申告の業務フローと改善におけるメリットについて

（３）申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について

○第３回〔平成２９年７月２７日（木）〕

（議題）申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について

○第４回〔平成２９年９月１２日（火）〕

（議題）申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について

○第５回〔平成２９年１０月１０日（火）〕

（議題）申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について

○第６回〔平成３０年２月１３日（火）〕

（議題）（１）平成30年度地方税制改正（案）報告

（２）平成29年度償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会報告書（案）について

目　　次

研究内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅰ　はじめに
　１　固定資産税（償却資産）制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　２　固定資産税（償却資産）に係る申告の現状と課題
　（１）　現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　（２）　検討にあたっての視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　３　これまでの固定資産税（償却資産）申告制度の見直しに関する検討経緯・・・・ 4

Ⅱ－１　固定資産税（償却資産）に係る申告制度の見直しに向けた議論（概要）・・・ 5
Ⅱ－２　固定資産税（償却資産）に係る申告制度の見直しに向けた議論（詳細）
　１　賦課期日を法人の決算日にすることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　２　賦課期日は変えず申告期限のみを変更する場合の課題について
　（１）　申告期限の変更の具体案について
　　①　申告期限の新たなスキームについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
　　②　申告期限の事業者による選択制について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　③　申告内容について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　　④　随時課税について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
　　⑤　新方式を適用できる法人を中小法人等に限定することについて ・・・・・ 20
　　⑥　個人の申告期限について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　　⑦　新方式を適用するための届出について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
　（２）　納期について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
　（３）　仮徴収について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
　３　電子化等による課税事務の見直しについて
　（１）　課税実務の効率化の観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
　（２）　納税者の利便性向上の観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

Ⅲ　今後の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

【補論】　税額確定の方式（賦課課税・申告納税）について ・・・・・・・・・・・・・ 43

＜資料編＞

研究内容

今年度の調査研究では、納税義務者や申告者（税理士等）、課税庁である市町村等双方からの視点で、「申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について」というテーマで、申告事務を行いやすい環境作りに向けた研究を行った。

固定資産税（償却資産）の賦課期日は１月１日（地方税法第 359 条）、申告期限は１月 31 日（地方税法第 383 条、同法第 394 条）であるが、各法人の決算日や法人税の申告期限と異なるため、申告者において申告事務が二度手間となっているとの指摘があり、経済界からは申告期限を各法人の決算日に合わせるべき等の意見・要望がかねてからあるところである。

このテーマについては、過去６年（平成 9～11 年度、16～17 年度、平成 28 年度）にわたって償却資産に関する調査研究委員会で議論が行われていたところであるが、今回、過去の経緯も踏まえつつ、固定資産税（償却資産）の賦課期日・申告時期の見直しや、eLTAX の活用等を検討することにより、納税者の利便性向上を図ることができないか論点整理・検討を行うものである。

Ⅰ　はじめに

１　固定資産税（償却資産）制度の概要

固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、応益的に課税する財産税であり、賦課期日（１月１日）時点の資産の所有者に課する賦課課税である。償却資産に対する固定資産税は、事業者が事業活動を行う際の市町村からの受益に着目して、課税客体とすることが適当との考えで課税しているものである。

固定資産税を課税するにあたり、市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならないとされており、土地及び家屋については、地方税法（昭和 25 年法律 226 号。以下「法」という。）381 条１項及び３項の規定により登記簿に登記されている内容を登録する必要があるが、償却資産については、土地及び家屋と異なり登記制度がなく、市町村において課税客体を捕捉する手段がないため、償却資産の所有者に対して申告義務を課し、その申告された内容に基づき課税台帳に登録等をしているところである。

償却資産の申告については、所有者（後述する道府県知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者を除く。）は、法 383 条の規定により「総務省令の定めるところによって、毎年１月１日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を１月 31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない」とされている。なお、法 743 条の規定により道府県知事が価格等の決定を行う大規模償却資産の所有者についても、法 745 条の準用規定により道府県知事に対して同様の申告をしなければならない。

また、道府県知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者で納税義務があるものは、法 394 条の規定により「総務省令の定めるところによって、毎年１月１日現在における当該固定資産について、固定資産課税台帳に登録されるべき事項及びこれに記載されている事項その他固定資産の評価に必要な事項を１月 31 日までに道府県知事又は総務大臣に申告しなければならない」とされている。その際、対象となる固定資産は、法 389 条１項１号の規定により「総務省令で定める船舶、車両その他の移動性償却資産又は可動性償却資産で２以上の市町村にわたって使用されるもののうち総務大臣が指定するもの」、同項２号の規定により「鉄道、軌道、発電、送電、配電若しくは電気通信の用に供する固定資産又は２以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち総務大臣が指定するもの」について、道府県知事（関係市町村が２以上の道府県に係るときは総務大臣）は、固定資産評価基準によって評価を行った後、固定資産が所在するものとされる市町村並びに価格等を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分し、毎年３月 31 日までに当該市町村の長に通知しなければならないとされている。

２　固定資産税（償却資産）に係る申告の現状と課題

（１）現状と課題

固定資産税（償却資産）の申告制度については、以下のような現状や課題が指摘されているところである。

- 法人は、法人税の申告のために、決算後２ヶ月以内に固定資産台帳の整備を行うとともに、固定資産税（償却資産）の申告のために、毎年１月１日現在の固定資産台帳（償却資産）を１月末までに整備している。このように、多くの事業者は固定資産台帳の整備を年に２回行わなければならず、非常に手間となっている。
- 固定資産税（償却資産）の申告期限（１月末）の後に決算日が到来する法人の中には、償却資産の取得価格に、設計費・人件費等を含めて計算するようなものについては、見込みで固定資産税（償却資産）の申告を行い、決算後に固定資産税（償却資産）の修正申告を行わざるを得ない事業者もいる。
- 少額資産については、法人税において損金に算入することができるものであるが、１月末時点では損金に算入させるか未定であることが多いため、決算後に固定資産税（償却資産）の修正申告を行わざるを得ない事業者もいる。
- 所有する固定資産（償却資産）が複数市町村に所在する場合、事業者はそれぞれの市町村に申告する必要が生ずるため、申告事務が煩雑になっている。
- 市町村において納税義務者や課税客体の捕捉が難しく、未申告者や未申告資産が多く存在する可能性がある。
- 法人税とのチェック・アンド・バランスを通じた申告内容の適正化、課税資料の有効活用に向けて、国税との連携に改善の余地がある。
- 固定資産税（償却資産）の電子申告の利用割合が低調であり、改善する余地がある。

特に日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）からは以下のような要望がなされている。

「日本税理士会連合会　平成 30 年度税制改正に関する建議書」（H29.6.22）抜粋

Ⅱ　本建議書における重要建議項目

４．償却資産に係る固定資産税の抜本的見直しについて

償却資産に係る固定資産税制度については、企業の設備投資の阻害要因になっていること、市町村の執行体制に不備があること、市町村による課税客体の捕捉が不十分であること、事業者に過度な事務を負担させていること、業種間の税負担が偏在していること等の問題がある。主要諸外国において償却資産に対し課税している例は少なく、国際競争力の観点からも将来的には廃止を検討すべきである。

しかし、市町村の財政の現状からみると、代替財源がない限り、同制度を廃止することは困難である。したがって、これらの問題を解決するために、償却

資産に係る固定資産税を固定資産税とは異なる新たな税目とすること、賦課期日を法人の決算日とすること、申告期限を所得税及び法人税の申告期限と一致させること、将来的に e-Tax と eLTAX を連携又は統一することにより税額確定方式を申告納税方式に変更することなど、抜本的改革の検討をすべきである。

（２）検討にあたっての視点

本研究委員会においてこれらの課題を検討するにあたり、以下の視点に留意しつつ検討を行った。

○　納税者（申告者）の視点
- 申告事務の簡素で分かりやすい仕組み
- 申告事務、税負担に対する透明性・納得性　　等

○　課税庁の視点
- 事務の効率化が図れるような制度設計
- 公平・公正な課税
- 納税義務者や課税客体の捕捉漏れへの対応　　等

○　固定資産税の性格に係る視点
- 法人税の減価償却の性格との差異
- 土地、家屋、償却資産の一体課税　　等

３　これまでの固定資産税（償却資産）申告制度の見直しに関する検討経緯

過去６年（平成９～11 年度、16～17 年度、28 年度）にわたって、償却資産に関する調査研究委員会（(一財）資産評価システム研究センター（以下「評価センター」という。)）において、経済界や日税連、市町村職員、地方税電子化協議会等を委員とし、前述した課題に対処するため、申告事務の簡素化に向けて幅広く議論が行われてきた。

具体的には、賦課期日を現行の１月１日から法人の決算日にすること、申告期限を国税と一致させることをはじめ、月割課税を導入すること、仮徴収・精算申告制度を導入することなどが議論されたが、申告者の負担軽減には資する一方で、課税庁にかなりの事務的・経費的負担を求めるものであったり、あるいは、申告者自身にも新たな事務負担が生じたりするなど、解決すべき点も多く、申告者及び課税庁双方にとってどのような方策が可能なのか、これまで検討された様々な案の長所や課題を勘案しながら、最善の選択を得るべく引き続き検討を深めていくべきとの方向性が示されてきた。

Ⅱ－１　固定資産税（償却資産）に係る申告制度の見直しに向けた議論（概要）

「Ｉ２（固定資産税（償却資産）に係る申告の現状と課題」(P.3）に述べたような課題の解決のため、本研究委員会において、固定資産税（償却資産）に係る申告制度の見直しに係る以下の論点を中心に議論を行った。その概要は以下のとおり。

１　賦課期日を法人の決算日にすることについて

賦課期日を決算日へと変更することは、償却資産を譲渡するタイミングにより課税漏れや二重課税が発生しうること、申告者に新たな事務負担を強いることになる可能性があること等から課題が多い。そのため、申告者の事務負担軽減につながるシンプルな制度見直しとすべく、賦課期日を変更せずに申告期限のみを変更する方向で検討を進めることとされた。

２　賦課期日は変えず申告期限のみを変更する場合の課題について

（１）申告期限の変更の具体案について

事業者が決算日における資産の状況を、決算日から２ヶ月以内に申告するスキームを新方式の基本型として検討を進めた。

大法人が現行の申告時期の継続を強く希望していること等を踏まえ、全ての地方団体において、現行方式と新方式（決算日から２ヶ月以内に申告）のどちらかを事業者が選択可能とする方向で検討を進めることとされた。

ただし、課税庁の事務負担の増加を防ぐ観点等から、電子申告に限って新方式を選択可能とすることが適当とされた（「３（１）課税実務の効率化の観点」（P.6）参照）。

（２）納期について

新方式では、決算期によっては事業者の納付回数が減少することになるが、事業者が新旧いずれかの方式を選択可能とするのであれば許容されるべきと整理された。

なお、新方式においても納付回数４回の確保が可能となるよう、仮徴収制度の導入（「下記（３）仮徴収について」参照）や翌年度に跨がっての納付とすることの是非についても議論されたが、いずれも困難と整理された。

（３）仮徴収について

仮徴収制度の導入は、課税・徴収にわたる一連の事務フローが大幅に変更となり、課税庁・事業者双方にとって事務負担が増大することが想定されること等から困難と整理された。

３　電子化等による課税事務の見直しについて

（１）課税実務の効率化の観点

法人税と申告時点を一致させ、かつ、電子申告とすることで、納税義務者のタックス・コンプライアンスの向上や法人税とのチェック・アンド・バランス機能の発揮が見込まれ、課税事務の効率化に資するとされた。また、新旧両方式の選択制とすることに伴う事務の輻輳化を防ぐためにも、新方式については電子申告に限定すべきと整理された。

（２）納税者の利便性向上の観点

法人税と固定資産税（償却資産）の電子的な一括申告を視野に入れた、行政手続コストの削減に資するシステムのあり方について検討が必要と整理された。

さらに、共通電子納税システムの固定資産税への導入についても検討が必要とされた。

以下、各項目についての議論の詳細について述べる。

Ⅱ－２　固定資産税（償却資産）に係る申告制度の見直しに向けた議論（詳細）

１　賦課期日を法人の決算日にすることについて

〈現行制度の考え方〉

固定資産税の賦課期日に関しては、一般に「固定資産税の基となったアメリカのプロパティ・タックスは、ある一定期日に納税義務者が所有する全ての資産に課税することを理念としており、三つの資産について共通の賦課期日とすることは固定資産税の基本である。」（償却資産等の保有状況等に関する調査研究（平成 10 年度評価センター）報告書より）といった考え方がとられてきたところであるが、一方で、償却資産の賦課期日をどのようにするかは制度設計の問題であり、土地・家屋と異なることになっても直ちに固定資産税でなくなることはないといった意見もある。

また、賦課期日を１月１日としているのは、①１月１日は年の初日であり、一般に固定資産の移動が少なく課税要件を確定するのに便宜であること、②年度当初に課税を実施するためには、賦課期日以後に固定資産の調査、価格の決定等のための相当の期間を必要とすること等の理由によるものとされている（逐条解説）。

今般、固定資産税（償却資産）に係る賦課期日を変更することを検討する場合には、現行制度が１月１日を賦課期日としている、こうした根拠を踏まえることが必要である。

〈賦課期日変更に伴う問題点〉

仮に賦課期日を変更することとした場合には、①賦課期日が各事業者で異なるため、決算日の異なる事業者間の資産移動による課税漏れや二重課税が発生する可能性があること、②制度切替え初年度に大幅な減収が生じること、③事業年度課税をしている法人課税と固定資産税（償却資産）との関係について慎重な整理が必要と考えられること等、制度の基本に関わる少なからぬ論点をクリアする必要がある。

これらの論点のうち、上記①（資産移動と課税漏れ・二重課税等）について敷衍する。

これは、取引事業者間で決算日が異なる場合、決算日を賦課期日とすることで、例えば、通常の（潜脱目的のない）取引として、12 月決算法人Ａが６月決算法人Ｂに対し、自社の機械設備を、両決算日の中間の 10 月に売却したケースにおいては、ＡもＢも決算日（賦課期日）現在において当該資産を所有しておらず、課税ができないこととなるが、反対に、６月決算法人Ｂが 12 月決算法人Ａに対し、10 月に売却したケースにおいては、ＡもＢも決算日現在において当該資産を所有しているため、Ａ・Ｂ両者に課税されることになることをどう解決するかという問題である。

課税回避目的で、決算日（賦課期日）に意図的に決算日の異なるダミー会社に資産を移動するケースについては、同族会社等の行為又は計算の否認規定（法人税法 132 条）を固定資産税にも新たに創設することで対応することが考えられるが、そ

の場合、否認の基準や課税現場の対応可能性といった課題をクリアする必要がある。

ただし、通常の（潜脱目的のない）取引であっても、上記の例のようなＡ・Ｂ双方へ課税できないケースやいずれにも課税するケースが発生しうるところであり、否認以外の何らかの対応策が求められる。具体策としては、決算日の異なる事業者間で資産の譲渡が行われた場合等に限定して、（決算期以外に別途）取引時点で資産を売買した旨の申告を義務づけることも考えられなくもないが、事業者は取引にあたり、常に相手方の決算期を把握しておく必要が生じる。

その事務負担を軽減するため、一定規模以上の取引のみに申告義務を限定することも考えられるが、その一定規模をいくらとするかという問題や、制度が遵守されているかチェックするという新たな事務が芋づる式に追加されることとなる。

さらに、取引主体のうち一方が中古機械斡旋業者、つまり棚卸し資産として所有する者である場合や、ＡまたはＢが非課税業者の場合、あるいは途中から非課税業者となった場合等、あらゆるケースを想定して制度設計を行ったとしても、結局、肝心の事業者にとっても複雑でわかりにくい仕組みとなってしまう。

〈小括〉

こうした議論を踏まえ、今回の研究委員会においては、そもそも今般の検討が、法人税と固定資産税（償却資産）の申告のタイミングを一致させることによる納税の利便性の向上という、納税環境整備の観点に立つものであるという議論の出発点に立ち返り、賦課期日を変更せず申告期限のみを変更する方向で検討することが適当とされた。（資料編 P. 58 下、P. 87 下、P. 88 上）。

具体的には、あくまでも決算日時点の資産の保有状況等を申告してもらえればよいとしつつ、これまでの申告事項に資産の除却日を追加する等の若干の変更事項に留める内容としており（資料編 P. 91 下）、簡素化という基本理念が損なわれない方向で検討したものである。

「２（１）申告期限の変更の具体案について」（P. 10）において、詳述する。

この点に関連しては、次のような意見が出された。

〈土地・家屋・償却資産は賦課期日が一体であるべきとの意見〉

○　賦課期日が決算期になるとすれば、もう固定資産税とは別扱いとして償却資産税といった扱いにならざるを得ない、賦課期日が一体であって初めて一つの税である。

○　固定資産税（償却資産）は、土地・家屋と一体になって資産の一部であるという議論にのっとって課税をしている。賦課期日を離した場合、そこへの影響が生じるのではないか。

〈賦課期日がずれたら直ちに固定資産税ではなくなるということは疑問との意見〉

○　課税客体や賦課期日がどこに動くかというのは、もちろん評価との関係では本質的に関係してくるが、賦課期日が土地・家屋とずれたから直ちに固定資産税でなくなるのかというと、評価の仕方や制度設計の話だと思うので、そこは直ちに固定資産税ではなくなるということは少し論理の飛躍がある。

〈決算日を賦課期日とすると課税実務が平準化する可能性があるとの意見〉

○　現在１月１日で賦課期日が揃っている所から、年間 12 ヶ月それぞれにばらけて賦課期日が存在するというのは、課税庁として事務の執行がやりづらくなるだろうなという感覚はあるが、業務が年間で平準化してかえってやりやすくなるとの考えもある。

〈参照条文〉

（固定資産税の賦課期日）

第三百五十九条　固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

２　賦課期日は変えず申告期限のみを変更する場合の課題について

（１）申告期限の変更の具体案について

①　申告期限の新たなスキームについて

〈現行の申告期限の考え方〉

土地及び家屋は、登記簿をもってその課税客体を捕捉することができるが、償却資産についてはそのような方途はないため、所有者から申告書の提出を求めることとし、課税庁の税務調査と相まってその的確な捕捉を期しているところである。申告期限は１月 31 日とされているが、これは所有者が申告書を調製するために必要な期間的余裕と課税庁における価格決定のために要請される事務上の都合（価格の決定期限は３月 31 日）との両者の調整を考慮して定められているものである。

〈新方式：申告期限は決算日から２ヶ月後〉

「Ｉ２（１）現状と課題」(P.3)で述べた状況に鑑みれば、法人税と固定資産税（償却資産）とで申告のタイミングを一致させることは、事業者・課税庁の双方にとってメリットが大きいものと考えられる。そのため、固定資産税（償却資産）の申告期限を、法人税と同様に各事業者の決算日から２ヶ月以内に変更する案を基本として検討を進めた。

なお、「１　賦課期日を法人の決算日にすることについて」(P.7)でも述べたとおり、事業者は「決算日時点」の資産の保有状況等を申告することとするものであるが、あくまでも「賦課期日は１月１日」のままとし、申告情報に含まれた除却日や取得日から、課税庁における電算システムにより機械的に賦課期日の資産状況を復元することを想定しているものである。

決算日の状況からの賦課期日現在の状況の復元は、現行の申告事項に「除却年月」等若干の項目を追加すれば可能と考えられる（具体的には「③申告内容について」(P.17) を参照)。

なお、申告期限を決算日から２ヶ月後とすることは、納付回数に影響する。この点については、「②申告期限の事業者による選択制について」(P.14)、「(２) 納期について」(P.26)、「(３) 仮徴収について」(P.30)を参照。

〈価格決定の時期〉

申告期限を決算日の２ヶ月後とする場合、課税庁による価格の決定を、「申告受理後一定期間内に行う」こととすると、課税庁においては事業者からの申告があるたびに恒常的に価格決定事務が発生することになり煩瑣である。そのため、価格決定は、直近に訪れる納期の一定期間前（例えば、納期の前月の末）までに行うこととし、価格決定事務を年間の納期の回数（原則４回）に集約することが適当と考えられる。

なお、価格決定の期限を直近の納期の前月の末とする場合、決算の時期によっ

ては、申告期限から価格決定までの期間が１ヶ月間となるケースが生じるが（例、３月決算法人の新方式における申告期限は５月であり、７月の納期に納付させるためにはその前月末の６月末に価格決定をする必要があることから、申告期限から価格決定までが１ヶ月となる。）、①新方式は電子申告の場合のみ選択可能とする（後述）ため事務処理の大幅な効率化が前提となること、②１ヶ月となるケースは件数的にかなり限定されると考えられること（現行と異なり申告時期は12ヶ月間に分散し、かつ、３月決算が多い大企業の新方式選択は極めて限定的となる見込みであること等（後述「②申告期限の事業者による選択制について」（P. 14）を参照））、③かつては当該期間が１ヶ月であったこと（平成14年度改正において、土地・家屋に係る縦覧帳簿の導入に伴い価格決定期限を２月末から３月末に変更）等に鑑みれば、特に支障は生じないものと考えられる。

〈11月、12月決算法人の扱い〉

事業者から申告された決算日時点における資産情報から賦課期日（１月１日）の状況を復元的に算定することとする場合、ここで算定の対象となる固定資産税の課税年度は、決算日直前の１月１日を賦課期日とする課税年度とするのが基本と考えられる。即ち、ｎ年の１月から12月までの決算日における申告内容は、ｎ年１月１日を賦課期日とするｎ年度の固定資産税の課税標準の算定に用いるのが基本と考えられる。

しかし、こうした考えに立つ場合、11月、12月決算法人のｎ年度の固定資産税の申告期限はそれぞれｎ＋１年の１月、２月となり、課税庁による賦課決定（２月末、３月末）が最終の法定納期である２月に間に合わず、年度内の納期が確保できないこととなる[1]。

そのため、11月、12月決算法人については、決算日時点の資産に関する申告情報を、その「直後」に訪れる賦課期日時点の状況の算定に用いることが考えられる。

この場合、決算日から賦課期日までの間の資産の異動について、併せて報告（異動報告）させることが必要となるが、12月決算法人（大半は12月末日決算）については賦課期日である１月１日までの間の資産の異動は殆ど考えられず、また、11月に決算日を置く法人は年間を通じて最少であること等から、事業者や課税庁の事務負担への影響は小さいものと考えられる。

なお、11月、12月決算法人に係る申告の期間については、申告は見込みではなく資産の異動が確定してから行うことが望ましいことから、「賦課期日以降、決算日の２ヶ月後まで」とすることが考えられる。その際、申告期間の２ヶ月間の確

[1] そもそも、例えば12月決算法人からｎ＋１年２月までに提出された決算日（ｎ年12月31日）時点の申告情報を、１年２ヶ月も前のｎ年１月１日を賦課期日とするｎ年度分の固定資産税の算定に用いるよりも、決算日の翌日（ｎ＋１年１月１日）を賦課期日とするｎ＋１年度の固定資産税の算定に用いる方が合理的とも考えられる。

保、決算日から賦課期日までの間の資産の異動報告の作成の手間等も勘案して、11 月、12 月決算法人については申告期限を２月末に固定することも考えられる（なお、この場合は４月の納期から納付させるために価格決定期限が３月末となり、申告期限から価格決定までが恒常的に１ヶ月となるが、11 月、12 月決算法人はそれほど多くないため、課税実務に大きな影響はないものと考えられる）。

〈法人税における申告期限の特例との関係〉

法人税の申告期限は、原則として、各事業年度終了の日の翌日から２ヶ月以内とされているが、例外として、定款等の定めにより、事業年度終了の翌日から２ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にある法人については、１ヶ月間提出期限を延長することが可能であり、また、会計監査人を置いており、かつ、定款等の定めにより事業年度終了の翌日から３ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にある法人については、最大４ヶ月提出期限を延長することが可能とされている。

こうした特例部分を含めて、法人税の申告期限に固定資産税（償却資産）の申告期限を一致させることにも一考の余地があるが、法人税の場合、申告期限の延長事由に該当する場合であっても、申告期限の原則である２ヶ月以内に法人税を納付しないと利子税が課されるため、多くの法人、とりわけ中小事業者については大多数が２ヶ月以内に法人税の申告を終えているのが実情であること、固定資産税（償却資産）について申告期限を大幅に延長する場合には納期（納付回数の確保）に与える影響も大きいこと等から、複雑な例外規定は設けず、決算日から一律２ヶ月後を申告期限とするというシンプルな仕組みとすることが適当と考えられる。（資料編 P. 90 下、P. 91）

この点に関連しては、次のような意見が出された。（資料編 P. 59 上）

〈決算日から２ヶ月以内でよいとの意見〉

○　法人税の申告期限については、原則である決算日後２ヶ月以内から、一定の条件で６ヶ月以内（平成 29 年の税制改正において創設）まで幅があるが、圧倒的に２ヶ月以内の申告が多い。会計監査等が必要な場合等は３ヶ月だが、上場会社やそれに準ずるところ、あるいは一定の資産、負債規模のあるところが該当し、数としては少ない。

○　いくら申告期限を延長できたとしても、申告期限の原則である２ヶ月以内に法人税を納付しないと利子税がかかってくる。これを避けるためにほとんどの法人は２ヶ月以内には法人税の計算が終わっているのが現状。

○　平成 29 年度税制改正において、法人税は申告期限を最大６ヶ月に延長しているが、消費税は申告期限を変更していない（２ヶ月のまま）。固定資産税（償却資産）も法人税とそこまで連動させなくていいのではないか。

以上を図示すると下記のとおりとなる。

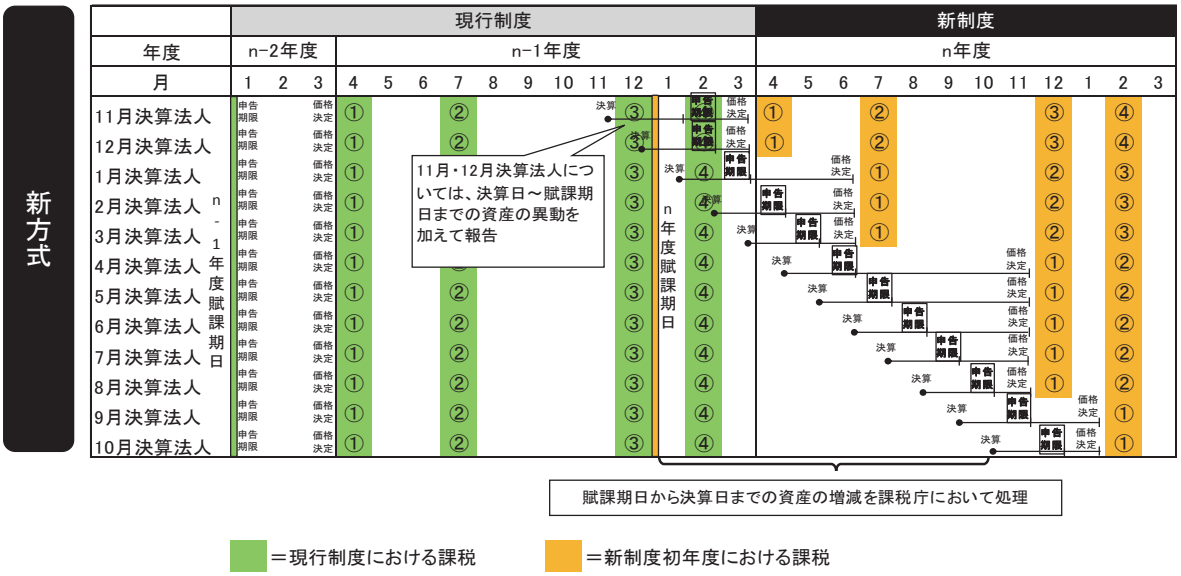

〈参照条文〉

（固定資産の申告）

第三百八十三条　固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

②　申告期限の事業者による選択制について

〈大法人等からの意見〉

中小法人をはじめ、申告時期を決算期と一致させて欲しいとの強い要望がある一方、大法人等の膨大な資産を抱えている事業者からは、現行制度の維持を望む次のような声も大きい。

（ⅰ）　独自システムを構築済みで現行制度で不満はない。資産状況は毎月把握しており、決算時期と申告時点を合わせることのメリットは感じない。

（ⅱ）　むしろ、超繁忙期である決算日からの２ヶ月間に、固定資産税関連事務が上乗せになる事態は何としても避けて欲しい。

（ⅲ）　全期前納企業には仮徴収制度は支払事務の増加となるし、システム改修コストも必要となるため、現行制度を維持して欲しい。

〈申告時期の選択制の導入〉

大法人等からの意見は、申告と決算の時期を一致させるという今回の見直しの柱そのものに異議を唱えるものであるため、この賛否双方の声を両立させようとすれば、現実問題として事業者に現行方式と新方式（決算日から２ヶ月以内に申告）を選択させることを認めるほかない。

また、新方式の下では法人の決算月によっては納付回数が減少することから、新方式の利便性と納付回数の維持とを衡量し、現行の納付回数の維持を選ぶ中小法人にとっても、選択制の導入はメリットとなる（「（２）納期について」(P.26)を参照）。

〈新方式での申告を電子申告に限定〉

一方で、事業者による選択制を認めることによって課税庁の事務が複雑化し、課税実務の非効率化や負担の増加を招くような事態は極力避けなければならない。そのための方途としては、新方式での申告を電子申告に限定することが考えられる（電子化の課題は「３　電子化等による課税事務の見直しについて」(P.34)を参照）。

〈電子申告が不可能になった場合の対応〉

事業者が新方式による申告を選択し、現行方式による申告期限である１月 31 日を経過した後に、災害等によりやむを得ず電子での申告ができない状況になった場合等の申告期限の取扱い等について整理が必要である。

〈地方団体一律の導入が適当〉

現行方式と新方式の選択制の導入の有無を地方団体の選択に委ねることは適当ではない。なぜなら、その場合には選択制を導入する地方団体と導入しない地方団体とが混在することとなり、とりわけ複数の地方団体に固定資産税の申告・納

付を行う納税者にとって混乱が生じる恐れが大きいからである。

〈大臣（知事）配分資産は従来方式〉

大臣（知事）配分資産は、現行において既に仮徴収も含めた複雑な制度が組まれているところであり、大臣（知事）配分資産申告事業者に選択制を認めると、市町村財政や制度そのものへの影響が大きいと考えられることから、新方式の対象から除外する位置づけとすることが適当である。

この点に関連しては、次のような意見が出された。（資料編 P. 97～99、P. 103）

〈事務の効率化に資するか疑問との意見〉

○　システムの改修等の影響や事務量が当然その分増えることが容易に想像される。課税庁としては簡素化の方向に向かっているようには思えない。

〈選択制に賛成との意見〉

○　現行方式（申告期限は１月末。現行制度と同じ）と新方式（申告期限は決算日の２ヶ月以内）を併存させることは知恵だと思う。現行方式をメリットとして残してもらいたいという声がある以上、やめることはできない、２つの制度を選択できるというのはいい形だと感じている。

○　納付時期が遅れれば期限の利益が生じるという意見も十分理解できるが、中小法人の側からすると、やはり納付回数が減ると、資金繰りに影響がどうしても出てしまう。事業者側が現行方式と新方式を選択できる案が現実的のように思える。

○　事業者にとってみれば、資金繰りと利便性とを天秤にかけて、どちらを選択するかという話であると思う。電子納税まで見据えた形で将来像を見せれば、資金繰りよりも電子申告を行って利便性を優先しようと思う事業者もあるだろう。そういう意味で、少し時間をかけて、徐々に新方式が増えていくというのを期待するということではないか。

○　現行制度を残して、手を挙げる企業から徐々に新制度に切り替えていくことは混乱を少なくする。新方式への移行をあまりにも後押しし過ぎると、何かトラブルがあるかもしれないので、スロースタートをイメージしながら、長期的に浸透させていくことがよい。

○　新方式を選択すると、決算期の違いから固定資産税の納期の数が変わるので、税の公平性の観点から問題はないかと考えたが、申告者自らの意思で現行方式か新方式かを選択でき、新方式の選択を強制されていないので、これをもって公平性の観点から問題があるということはないであろう。

〈電子申告が導入されれば選択制に賛成との意見〉

○　新方式への移行の際は、事務執行上手間が減るという見方から、電子申告とセットの導入が望ましい。

○　現在、紙申告で受け付けたものは、派遣社員が短期間でパンチ入力をしている。担当課で１年間やり続けることになると対応が難しくなるため、新方式については全て電子申告にしていただければ対応は可能。

〈資金繰りに関する意見〉

○　納期が減ることによる地方団体の資金繰りへの影響について、償却資産の税収のウエートは、税収全体の占める割合から見ても、ほとんど資金繰りに影響はないとは思う。しかし特に小規模な市町村において、大法人がほとんど新方式へ移行すると、税収が入ってくる時期が変わるので、財政上影響が出る市町村も出てくると思う。

〈地方団体の選択制を反対する意見〉

○　新方式への変更を実施するか否かを地方団体の選択に委ねることは、事業者にとって極めて不便であり、さすがに避けて欲しい。

〈大臣（知事）配分資産は対象外とする意見〉

○　大臣配分の比率が高い地方団体であれば、大臣配分資産は従来方式のままという考えであるならば、納期が年度後半に偏っても資金繰りに特に影響はないと思う。

○　大臣（知事）配分資産を申告する事業者については、市町村への配分制度はもちろんのこと、仮徴収などの複雑な制度が設定されており、そこは別に考えてよいのではないか。

③　申告内容について

〈新たな申告内容〉

法人税と合わせ、納税者たる申告者はあくまでも決算日時点の状況を申告するとの大原則に立つ場合、各課税庁において申告されたデータを基に、賦課期日時点の償却資産の状況を再現する必要がある。そのためには、賦課期日後、決算日までに取得ないし除却された資産の情報が課税庁として必要となるが、現行において取得日等は既に申告事項とされているところであるため、現在の申告様式である種類別明細書に「除却年月」及び「除却数量」欄を追加することで対応可能と考えられる。

新方式における申告様式のイメージは次のとおり。

全資産申告による方法

申告者が記載 ← → 課税庁において処理

平成29年度

種類別明細書

新たに除却欄を様式に追加

※ 所有者コード	※	所有者名	1枚のうち
		株式会社 ●●	1 枚 目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年月	除却年月 適用	除却年月 年月	除却数量	(イ) 取得価額	耐用年数	(ロ)※ 減価残存率	(ハ)※ 価額	※課税標準の特例 率	※課税標準の特例 コード	※ 課税標準額	摘要
01	1	0 0 0 0 0 0 0 1	冷暖房設備	1	H18.12				1,200,000	13	0.838	188,335			188,335	
02	1	0 0 0 0 0 0 0 2	アスファルト舗装	1	H18.12				660,000	10	0.794	58,956			58,956	
03	6	0 0 0 0 0 0 0 3	看板	1	H18.12				922,900	10	0.794	82,441			82,441	
04	6	0 0 0 0 0 0 0 4	冷蔵ケース	8	H22.2	✔	H28.10	3	1,625,000 ~~2,600,000~~	6	0.681	217,838			217,838	
05	6	0 0 0 0 0 0 0 5	陳列棚	10	H22.4				1,854,880	8	0.750	288,861			288,861	
06	6	0 0 0 0 0 0 0 6	レジスター	1	H25.10	✔	H29.3	1	0 ~~998,000~~	5	0.631	204,349			204,349	
07	6	0 0 0 0 0 0 0 7	コーヒーマシン	1	H26.4				373,500	8	0.750	183,831			183,831	
08	6	0 0 0 0 0 0 0 8	冷蔵ケース	3	H27.2				990,000	6	0.681	566,319			566,319	
09			温冷ケース	2	H28.10				940,000	6	0.840					
10			冷凍ケース	2	H28.10				420,000	6	0.840					
11			業務用レンジ	2	H28.10				180,000	6	0.840					
12			POSレジシステム	1	H29.2				2,500,000	5	0.815					
13																
			小計						12,664,280 ~~9,599,280~~			1,790,930			1,790,930	

〈11 月、12 月決算法人に係る資産異動報告〉

11 月、12 月決算法人については、決算日から賦課期日までの間の資産の異動についても併せて報告させることが必要となる（「２（１）申告期限の変更の具体案について」（P. 10）参照）。

〈法人税と申告を一元化した場合の電子申告様式の検討〉

将来電子化が一定程度進んだ状況下では、法人税と固定資産税（償却資産）の申告一元化も視野に入れて（後述の「３（１）課税実務の効率化の観点」（P. 34）を参照）、納税者が一度、決算期における償却資産の状況を申告すれば、当該申告内容から法人税、固定資産税（償却資産）のそれぞれに必要な情報が抽出され、国・地方の課税庁へと伝達される仕組みとすることも考えられるが、その際にはこうしたシステムに適応した様式を整備する必要がある。具体的には、資産ごとに上段が法人税、下段が固定資産税（償却資産）の２段書きの価格欄及び所在市町村（市町村コード）欄を設けるといった様式改正の検討をする必要がある。

法人税と申告を一元化した場合の電子申告様式（固定資産台帳）のイメージは次のとおり。

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

資産の種類	資産名	数量	供用年月 除却年月	取得価額	耐用年数	償却方法 上段:法人税 下段:固定資産税	期首簿価 前年度の価額	期中増加 期中減少	当期償却額 原価残存率	期末簿価 価額	所在市町村	家屋評価（償却資産の対象外）
建物	倉庫	1	H26.4	100,000,000	31	定額法	94,193,550		2,903,225	91,290,325	○○県 A市	○
						–	–			–		
建物	工場	1	H27.4	500,000,000	24	定額法	481,250,000		18,750,000	462,500,000	△△県 B市	○
						–	–			–		
機械及び装置	○○機器	1	H23.4	1,000,000	10	定額法	550,000		90,000	460,000	○○県 A市	
						旧定率法	356,511		0.794	283,070		
機械及び装置	○○装置	1	H26.4	500,000	10	定額法	365,000		45,000	320,000	△△県 B市	
						旧定率法	356,109		0.794	282,751		

法人税

●国税
建物　６億円（取得時）
機械装置　150 万円（取得時）
の申告データが e-Tax へ

A市宛

●A 市
機械装置　100 万円（取得時）の申告データが A 市へ

B市宛

●B 市
機械装置　50 万円（取得時）
の申告データが B 市へ

この点に関連しては、次のような意見が出された。

〈法人税と固定資産税が一体で管理できる台帳の導入を推す意見〉

○　固定資産台帳のイメージ図は、よくできていると感じた。上の段が法人税、下の段が償却資産という、２段書きになった台帳が出てくれば、一部家屋に該当するか等、突合しやすくなる。また、課税庁が税務調査を行う際にもチェックが容易になる。このことにより、無申告や申告漏れ、つまみ申告等がこの台帳のおかげで今より増えることはまずなく、悪意の事業者に対しての牽制はものすごく働く。

④　随時課税について

〈市町村における納期の現状〉

固定資産税の納期は、「四月、七月、十二月及び二月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる」（地方税法 362 条１項）とされているが、現状は市町村において、法定納期とは別の納期を条例で定めているケースが多く見られ、特に最終納期が１月以前に設定されている市町村数が 748 と相当数にのぼる（平成 28 年度総務省調査）。

〈最終納期が１月以前に設定されている地方団体への対応〉

市町村における納期の現状を踏まえると、例えば新方式を選択した９月・10 月決算法人においては、法定の納期は２月に１回あるが、最終納期が１月以前に設定されている市町村であれば、設定された納期以外で課税を行う随時課税によることとならざるを得ない。この場合に随時課税が恒常化することの是非については、引き続き整理する必要がある。

⑤　新方式を適用できる法人を中小法人等に限定することについて

大法人等の膨大な資産を抱えている事業者は現行制度を望んでいること、地方団体側からも、大法人を含め一斉に新方式に移行した場合に資金の流れが現状から大きく変動することを心配する声が聞かれること等から、例えば、新方式を中小法人のみの特例とすること等も案として考え得るところである。

しかし、法人における償却資産管理の態様は業種等により様々であり、必ずしも資本金の額の多寡と連動するものではないことから、資本金額が一定以上であることなど一定のカテゴリーの法人を予め定め、当該カテゴリーの法人については一律に新方式を選択できないこととすること等は、納税者の利便性や公平性の観点から適当でないと考えられる。（資料編 P. 106）

この点に関連しては、次のような意見が出された。

〈経過措置として中小法人に限定しても最終的に全法人とすべきとの意見〉

○　地方公共団体の財政上の問題がもしあるのならば、ロジックとして例えば経過措置として、当面は中小からスタートするというのも政策的にはあるのではないか。最終的に全法人が対象となる。

〈中小法人に限定することは懸念があるとの意見〉

○　この見直しを納税環境整備という観点で捉えたときに、中小法人のみの特例とするということの合理性を見出すのは、なかなか難しい。資本金が幾ら以上だから新方式を選べないということを正当化する論理というのは非常に難しく、公平性という観点からは、選ぶ・選ばないはその法人の決定だが、そもそも選べないとするということについては懸念が残る。

○　中小法人のみの特例とすることは、法制度として合理的な理由になるのか懸念を抱く。制度としては大法人も選べるほうが、より合理的な制度として説明がしやすいのではないか。通常の中小企業の特例とはニュアンスが違う。

○　償却資産の多い大法人は、新方式への移行はほぼ不可能だが、理論上、中小だけを特別扱いする根拠が見いだせないのであれば、大法人も選択制の対象に含めても問題ない。

○　大法人と中小法人をどのような基準で境目を設けたとしても、中小法人が成長して大法人になるという場合もあり、法人規模が大きくなっていく過程の中小法人は、それまで新方式を使えていたものが現行方式に強制的に戻らざるを得ないのかという問題もある。

〈12 月決算大法人にもインセンティブはあるので限定すべきでないとの意見〉

○　12 月決算法人だと、新方式に移行できれば申告期限が２月末になり、今より１ヶ月間申告期限が延びることになる。そういう意味では、今の 12 月決算法人にも新方式に移るインセンティブは十分あると思う。

⑥　個人の申告期限について

個人事業主の所得税の確定申告は２月 16 日から３月 15 日までの間に行うこととされているが、法人と同様、個人事業主についても申告期限を見直す必要があるかについても議論された。

この点については、

① 個人事業主は 12 月決算事業者と言うべきものであるが、これまでも 12 月末時点で整理した資産の状況をもって、所得税の確定申告と固定資産税（償却資産）の申告を行っており、法人におけるような資産の認識時点のズレといった課題はないことから現行（申告期限１月末）のままでよいとする考え方

② 12 月決算法人と合わせて２月末とする考え方

③ 所得税の確定申告の期限と合わせて３月 15 日とする考え方

等の選択肢が考えられるところである。

〈個人事業主の申告期限のあり方〉

納税者サイドからは、固定資産税（償却資産）の申告期間にゆとりがある方が望ましいとの要望がある一方で、課税庁サイドからは、３月末までに価格の決定を行う必要がある中で、申告期限が後ろ倒しになることは望ましくないとの意見があるところであり、引き続き調整が必要である。

この点に関連しては、次のような意見が出されている。（資料編 P. 108 上）

〈３月 15 日とした場合、納期が減ることになることを不安視する意見〉

○ 個人は 12 月末決算法人と同様にとらえられるが、そうした場合、申告期限の設定は２月末、３月 15 日、３月末の３パターンが考えられる。例えば３月 15 日とした場合、課税庁側で４月の第１期の納期までに価格決定が間に合うのかという課題はある。

〈３月 15 日とした場合、納期が減ることを許容できるかとの意見〉

○ ３月 15 日を申告期限として３月末までに価格決定ができるかということになると、これは 100％不可能である。たとえそれが２月末であったとしても非常に難しい。３月 15 日を申告期限としたときに、新方式を選択した個人の納期は年３回になるが、それを申告者が許容できるのか。

〈所得税の申告期限に合わせないと反発が強いとの意見〉

○　所得税を３月 15 日にし、償却資産に係る固定資産税だけ２月末にするとなると申告現場からの反発は強い。課税庁にとって２月末でも３月 15 日でも３月末までに価格決定が難しいということであれば、所得税と同様に３月 15 日にしていただきたい。法人は法人税の申告と固定資産税の申告が同時期にできるようになるのに、個人は所得税と固定資産税の申告時期が分かれてしまうということにならないようにして欲しい。

〈納期が３回となることも選択とすれば許容できるとの意見〉

○　電子申告を行えば申告期限が３月 15 日まで延びるが納期は３回となる、ということをパッケージで申告者が選択すればいい。

〈デジタルデバイドを懸念するが電子申告のインセンティブとし許容する意見〉

○　個人事業主の中にはパソコンの操作に必ずしも習熟していない人もいる中、電子申告をするか否かで申告期限が変わるのは不公平だという声が出てくる懸念があるが、電子申告に対するインセンティブの一つとして整理か。課税庁としても電子申告されれば課税事務の処理速度も上がるため申告期限を延ばすことへの許容度も高まる。

⑦　新方式を適用するための届出について

〈新方式を選択する場合の届出の意義〉

新方式の導入に伴う事務負担の増加・複雑化を極力防ぐため、新方式を選択しようとする事業者には、予め課税庁に対してその旨の申出をさせることが適当である。これにより地方団体は当該事業者の決算日を把握することができ、1月31日までに（従来方式による）申告書が届かなかった場合の慫慂等の事務作業の手間を省くことができる。

この際、申出の形式については、地方団体の諾否の応答が必要な「申請」と、不要な「届出」とが考えられるが、他の税制上の届出制度とのバランス等に照らせば、「届出」を形式審査することで足りると考えられる。

反対に、仮に、これを応答が必要な「申請」行為とした場合には、承諾の基準の内容や承諾されなかった場合の救済措置のあり方、それに伴う課税事務の複雑化等の課題の検討が必要となるほか、納税者の立場からも、例えば複数の地方団体に償却資産を有する一の事業者について資産の所在地方団体ごとに諾否の判断が分かれた場合を想起すれば明らかなように、申告手続をかえって複雑化させる恐れがある。

〈新方式から現行方式に戻す場合の申請のあり方等〉

度々申告方式が変更されること等による課税庁の混乱を避けるため、現行方式に戻す場合は、事業者から申請書を提出させ、課税庁が承認をするといった手続も必要と考えられる。その際には、恣意的な変更を防ぐための承認の基準の内容（技術的に電子申告ができなくなったことに限定するか、等。）や承認されなかった場合の救済措置のあり方についても検討が必要である。

更に、一度現行方式に戻り改めて新方式に戻りたい場合に、「届出」で足りるか、承認を要する「申請」とすべきかについても整理が必要である。

〈複数地方団体への一括届出等の仕組みの構築〉

当該新方式の届出自体を電子的手続に限定することとすれば、当該事業者が電子申告可能な者に該当するかどうかの確認にも資するものと考えられる。また、事業者の手続負担の軽減の観点からも、電子的な届出等とすることは望ましいと考えられるところであるが、とりわけ複数地方団体に償却資産を有する事業者の利便性確保の観点から、複数地方団体への届出等を一括でできるような仕組みについても検討すべきである。

なお、現行方式に戻す旨の申請については、電子申告ができなくなった等の理由によることもあり得るため、電子的な申請以外の途も残しておくべきである。

〈新方式を選択する旨の届出書の提出期限〉

新方式を選択する旨の届出の提出期限については、従来方式の申告が可能となる賦課期日前一定期間までとすることが考えられるが、具体的な期限の設定については、実務への影響等を踏まえつつ更に検討する必要がある。（資料編 P. 108 下～109）

この点に関連しては、次のような意見が出された。

〈新方式にするときは届出、変更する場合は申請とする意見〉

○　届出で足りると考える。税の世界では届出書が多くあり、例えば法人税においての減価償却資産の償却方法は届出書である。ただ、これは変更する際は、変更の承認申請が必要。逆に入口で承認申請のものは、青色申告の承認申請の例があるが、形式審査の届出で十分ではないか。ただ、現行方式に戻るときについては一定の歯どめ（申請）があっていい。

〈現行方式と新方式を繰り返されることに懸念する意見〉

○　事業者が現行方式と新方式を行ったり来たり繰り返しで変更する場合は、課税事務が混乱するのみならず、財政的に、いつ、どれだけの部分が入ってくるのかが予想つかなくなるので、やめて欲しい。

〈再度新方式に戻る場合の手続に対する意見〉

○　新方式にするときは届出にし、旧方式に戻るときは申請にする場合、再び新方式に戻る場合はどうするのか検討する必要がある。

（２）納期について

〈納期の回数が減少する場合の問題点〉

固定資産税は年４回の納期としているが、これは、納税者の便宜を考慮して、一時に多額な税負担を強いることをせず、円滑な徴収を確保しようとする趣旨に基づくものであるとともに、他の税目の納期と重複を避けて定められているものである。

固定資産税（償却資産）の申告時期を決算後２ヶ月以内とし、課税庁の会計年度内に納付を求めることとした場合、現行制度で定められている４回の納付回数の減少につながる。このことは納税者の納期が後ろ倒しになることで、期限の利益を増すものであるとの見方もある一方で、中小の事業者にとっては資金繰りに影響を来すとの意見もあるところであり、納税環境の整備を目指した改正をするのであれば、デメリットとも捉えられる改正を一律に適用することについては慎重であるべきと考えられる（「（１）①申告期限の新たなスキームについて」(P.10)、「（１）②申告期限の事業者による選択制について」(P.14)を参照)。

〈対応策の検討〉

納期の回数が減少する点につき、同一会計年度に納付するのではなく、ｎ年度とｎ＋１年度の２会計年度にまたいで納付することにより、４回の納付回数を維持させる案についても検討された。しかし、地方自治法（自治令 142 条）上、納期の一定している収入の帰属する会計年度は、一定のものを除き、その納期の末日の属する年度とすると定められているところであり、これを固定資産税にあてはめると、２会計年度にまたがって納付された全額が最終納期の日の属する年度に帰属することとなる。そのため、賦課期日時点の受益に着目して課税される固定資産税の性格との関係や、帰属年度の前年度に納付された収入の会計上の取り扱いなど課題が多いと考えられ、２会計年度をまたいで納付する制度とすることは困難と考えられたところである。

また、仮徴収制度の活用により４回の納付回数を確保することも検討されたが、こちらも課題が多い（次項「（３）仮徴収について」(P.30)を参照)。(資料編 P.60～61 上)。

〈小括〉

こうした議論を踏まえ、原則として、納付回数については事業者の決算時期により異なることはやむを得ないと整理するとともに、年 4 回の納付回数の減少を望まない者については、現行の申告方式を選択可能とする方向で対応策を検討することとされた。

この点に関連しては、次のような意見が出された。

〈納期が減ると納税者側の資金繰りに影響があるとの意見〉

○　商工会議所において、全国で年間 160 万件ぐらい経営の相談があるが、圧倒的に資金繰りの相談が多い。（制度上、一括納付だけしかできなくなるような法人が出てくることになると、）資金繰りに大いに影響が出るので、納税者の理解を得るのはなかなか難しいのではないか。

○　固定資産税はあらかじめ納税通知書で年間の支払額が通知され、資金計画を立てやすいため滞納の危険性が低くなっている。それが今回の新たな方式で、９月・10 月決算法人に対しては、１月に価格決定が来て、一回しか残っていない２月の納期に一括ですぐ払ってくださいというのは事業者にとって予見可能性が確保できず、特に資金繰りが厳しい場合には滞納につながりかねない。

○　消費税の話ではあるが、むしろ中間納付を行い１回の支払額を少なくしたいと希望する法人も多いと聞く。１回の支払額が増えてしまうのは懸念。

○　納付回数が減れば期限の利益が得られると言うが、自転車操業のように、資金繰りに直面しているところでは、手元にあると使ってしまうというのが一般的な傾向としてあるのではないか。

〈選択制であれば問題ないとの意見〉

○　新方式を選択すると、決算期の違いから固定資産税の納期の数が変わるので、税の公平性の観点から問題はないかと考えたが、申告者自らの意思で現行方式か新方式かを選択でき、新方式の選択を強制されていないので、これをもって公平性の観点から問題があるということはないであろう。（再掲）

〈決算時期を変更できるので問題ないとの意見〉

○　納付回数が減ることによる資金繰りを心配して新方式を選べないという法人があるかも知れないが、例えば 11 月、12 月決算に変更して、新方式を選択して納期を４回確保するということもできなくはない。

〈納期が２年にわたることに反対する意見〉

○　課税庁としては、納期を２年度にまたがってしまうような設計にすると、制度導入最初の年度は税収の欠損が生じる。補填によって埋めることは難しく、看過できない課題。

○　納期が２年度にわたった場合、２年度目に納税した額はその年の一般財源となるが、そのときに、固定資産税における応益課税の性格はどう説明するのか疑問。

〈仮徴収制度を導入し納期を維持させる意見〉

○　賦課期日は各法人の決算日にして、納期は変えない場合を考えると、仮徴収のような制度を組み入れると解決するのではないか。年度後半に決算を迎える法人については、一括徴収を避けられ、先に仮徴収分で納税をしておけば、申告者側のメリットもある。

〈小規模市町村において年度前半に収納がないと資金繰りに影響があるとの意見〉

○　納期が減ることによる地方団体の資金繰りへの影響について、償却資産の税収のウエートは、税収全体の占める割合から見ても、ほとんど資金繰りに影響はないとは思う。しかし特に小規模な市町村において、大法人がほとんど新方式へ移行すると、税収が入ってくる時期が変わるので、財政上影響が出る市町村も出てくると思う。（再掲）

〈年度前半の納付がなくとも地方団体の資金繰りに影響はないとの意見〉

○　大臣配分の比率が高い地方団体であれば、大臣配分資産は従来方式のままという考えであるならば、納期が年度後半に偏っても資金繰りに特に影響はないと思う。（再掲）

〈納付回数を変えるような仕組みを検討する意見〉

○　消費税については、直前の課税期間の消費税額によって、中間納付回数（０回～11 回）が変わってくる。課税現場の意見によっては消費税のような、何か一定の基準で納付回数を変えるような中間納付的な考え方もあると思う。

〈納期を統一して欲しいとの意見〉

○　大法人になると、固定資産税を支払わないといけない地方団体の数が多い。４回の分納ということになれば、その時期を各地方団体で揃えていただきたい。

〈納税が便利になれば納期が減っても理解が得られるのではとの意見〉

○　複数の地方団体に納税がまたがるものを eLTAX 一ヶ所に電子納税すれば、eLTAX が各地方団体に分配してくれるという一括納税的な仕組みを検討していると聞いた。そういう環境が整えば一度での納税も理解が得られるのではないか。

〈納期が変わると課税庁のシステム改修に多額の費用がかかるとの意見〉

○　納期が変わると課税庁のシステム改修に多額の費用がかかる。

○　課税庁側のシステムを改修する必要があるということだが、どの程度の規模感か。改修費は結局、住民の負担、納税者の負担にはね返るわけなので、費用対効果も考える必要。

〈参照条文〉

（固定資産税の納期）

第三百六十二条　固定資産税の納期は、四月、七月、十二月及び二月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

２　略

（３）仮徴収について

〈現行の仮徴収制度〉

仮徴収制度は、現行において、大臣（知事）配分資産にのみ例外的に認められている制度である。これは、これらの資産の多くが鉄軌道等著しく膨大な資産を所有する法人に属するものであること等の事情から、その申告書の提出が法定の期限までに間に合わない場合、関係市町村に対する価格等の配分が遅延する場合があり、その場合、これらの固定資産税収入への依存度が高い市町村においては年度当初の４月の納期において税収を得ることができないためその資金繰りに困難を来すことが考えられ、また、これらの資産を所有する納税者については他の納税者に比較して事実上納期限を延長されているのと同じ結果となり、納税者相互間の負担の衡平という面からも好ましくないことから仮徴収制度が認められているところである。

なお、現行の仮徴収制度が実際に実施された事例は確認できなかった。

（資料編 P. 92 下～93）

〈仮徴収制度を一般化することの問題点〉

中小法人等から要望の強い４回の納付回数の確保を図る方途の一つとして、この仮徴収制度を活用することも考えられるが、仮徴収を一般的に導入することにより、納税通知書（仮徴収用、本徴収用）の発送コスト、照会への対応事務等の増大、仮徴収額と本徴収額とが異なることによる還付金の発生リスク、滞納処分手続に与える影響、課税システムの大掛かりな改修など様々な課題が想定されることから、仮徴収制度採用が徴収事務に与える影響については相当に慎重な検討が必要と考えられる。

なお、仮徴収の実施を地方団体の選択に委ねることとした場合には、仮徴収を行う地方団体と行わない地方団体とが混在することとなり、とりわけ複数の地方団体に固定資産税の申告・納付を行う納税者にとって混乱が生じる恐れが大きいため、地方団体による選択制は採用すべきでない。

加えて、仮徴収制度では仮徴収分と本徴収分の２通の納税通知書が届くことが想定されることから、大法人等を中心に、全期前納を希望する法人にとっては、かえって納付の手間が倍増するとの懸念も指摘された。

この点につき、仮徴収制度を採用しつつ全期前納を可能とするために、例えば住民税における年金特徴の取扱い（資料編 P. 102）を参考に、本徴収の納税通知書と翌年度分の仮徴収の納税通知書を併せて送付することとし、本徴収・仮徴収双方の内容が印刷された１通の納税通知書の送付で済ませる案などが考えられるが、納付された翌年度仮徴収分に係る現金の会計処理方法が地方自治法の想定していない変則的なものとならざるを得ない（一旦仮受金で受け翌年度に税収入に振り分ける等）こと等から、仮徴収制度を採用しつつ、１年度分の全期前納を可能とする制度設計は相当に困難なものと言わざるを得ないと考えられる。

〈小括〉

こうした議論を踏まえ総合的に勘案し、仮徴収制度は採用しないものと整理した。（資料編 P. 98 上）

これらの点に関連して、次のような意見が出された。

〈納期を確保するため仮徴収制度の導入を望む意見〉

○　資金繰りが苦しい事業者も非常に多くいるので、仮徴収制度を入れてでも、納期の回数がある程度確保されていないと厳しい。

○　賦課期日は各法人の決算日にして、納期は変えない場合を考えると、仮徴収のような制度を組み入れると解決するのではないか。年度後半に決算を迎える法人については、一括徴収を避けられ、先に仮徴収分で納税をしておけば、申告者側のメリットもある。（再掲）

〈納期が減ると滞納が増えると懸念する意見〉

○　仮徴収をせず、納期が１回になる事業者は滞納が増えるのではないかといった懸念もある。

〈仮徴収制度を導入すると徴収事務が複雑化するとの意見〉

○　現行制度において、大臣（知事）配分資産のような限定的なターゲットについて、仮徴収が発生し得るという世界ではなくて、広く全国的に仮徴収制度ができるとなった場合、どういうふうな制度になるのかある程度きっちり固まってこないと、それが本当にできるのか、できないのかも見当がつかないが、相当徴収事務が複雑化するだろうということは言え、大量に還付が発生することも考えられるし、滞納処分したときにどういう問題が生じるのかといったようなこともいろいろ想定していかなくてはいけない。

○　仮徴収を行う場合、法人の決算日により仮徴収の対象となる事業者とそうでない事業者が出てくるため、納付書の枚数を変える必要が生じる。納付書は十何万通のものを機械で封入・封緘をしているので、そのバリエーションに応じてセットを変える必要があり、かなり大きなシステムの変更になるという認識。

○　仮徴収を行う場合、納通を２回出すことになるので、発送の事務も郵送代も含めて２倍掛け。全体の４分の１は１回で済むが、４分の３については２回出すことになるので、「何で２回も送ってくるんだ」とか、「こんな無駄なことをするな」とか、お叱りを受けることも少なくないであろうから、その対応も新たな事務として生じる。

〈仮徴収制度を導入すると個々具体の論点が多々生じるとの意見〉

○　現行制度では、仮徴収ができる総額について、仮算定額の１／２を超えることができないことになっているが、９月や10月決算法人の場合、３回目の納期までに３／４まで仮徴収を認めるべきか、その場合、課税庁としては還付加算金が発生するリスクが高まるがそこをどう考えるか等、仮徴収を実際に仕組むとなると、個々具体の論点も多々生じることになる。

〈仮徴収をしないことが納税者の不利に必ずしもつながらないのではとの意見〉

○　納税者の視点で見ると仮徴収が行われ、納税機会が分散されることは納税しやすくなるというメリットである一方、仮徴収が行わなければ、納期が延長されるというメリットもある。おそらく事業者によっても捉え方も違うのであろうが、納期が延長されるという公平性ということを考えるならば、必ずしも仮徴収をしないことが、１回しか納税機会が与えられない納税者に不利になっているとまでは言えないのではないか。

〈仮徴収導入を課税庁の任意とした場合、管理が煩雑になるとの意見〉

○　現在の仮徴収制度は課税庁の任意規定となっており、今回の見直しにあたって大臣（知事）配分資産に限らず、全ての償却資産に仮徴収制度の適用を拡大した場合も引き続きできる規定とした場合、ある地方団体は仮徴収をする、ある地方団体はしないということが考えられるが、納税者側の納税環境整備という趣旨を考えると、それはいかがなものか。

○　多くの地方団体に納税をする場合、仮徴収をする地方団体としない地方団体があると、納税者側で管理が非常に煩雑になる。

〈参照条文〉

（固定資産税の徴収の方法等）

第三百六十四条　１～４　略

５　市町村は、第三百八十九条第一項各号に掲げる固定資産（移動性償却資産又は可動性償却資産で総務省令で定めるものを除く。）に対して課する固定資産税については、当該固定資産について第三百九十四条の規定に基づいて申告すべき者が同条に規定する期限までに申告しなかつたことその他やむを得ない理由があることにより第二項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る第三百八十九条第一項の規定による通知が行われなかつた場合においては、当該通知が行われる日までの間に到来する納期において徴収すべき固定資産税に限り、当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格（第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける固定資産にあつては、当該固定資産の価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額とし、第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定によつて当該市町村が前年度の固定資産税の課税標準とすべき額とする。第八項第一号において同じ。）を課税標準として仮に算定した額（以下本条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該固定資産に係る固定資産税をそれぞれの納期において徴収することができる。ただし、当該徴収することができる額の総額は、仮算定税額の二分の一に相当する額を超えることができない。

６　市町村は、前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において第三百八十九条第一項の規定による通知が行われ、当該通知に基づいて算定した当該年度分の固定資産税額（以下本項及び第八項第二号において「本算定税額」という。）に既に賦課した固定資産税額が満たない場合においては、当該通知が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額を超える場合においては、第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

７　市町村は、第五項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において納税者に交付する納税通知書は、第二項の規定にかかわらず、第五項の固定資産以外の固定資産と区分して、交付しなければならない。この場合においては、同項の固定資産に対して課する固定資産税及び同項の固定資産以外の固定資産に対して課する固定資産税については、それぞれ一の地方税とみなして、第二十条の四の二の規定を適用する。

８　前項の納税通知書には、総務省令の定めるところによつて、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

一　納税通知書に記載された第五項の固定資産の課税標準額及び税額は、それぞれ当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格及びこれを課税標準として仮に算定した税額であること。

二　既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、第三百八十九条第一項の規定による通知が行われた日以後の納期において、その不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においては、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

９　第二項若しくは第七項の納税通知書又は第三項の課税明細書は、遅くとも、納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

10　略

３　電子化等による課税事務の見直しについて

（１）課税実務の効率化の観点

〈地方団体の課税現場の状況〉

地方団体における固定資産税（償却資産）の課税実務は、概ね 11 月から 4 月までの間に定期課税事務、4 月から 11 月までの間に調査事務、必要に応じて随時課税事務を行うのが一般的である。これらの事務を複数、場合によっては多数の職員で分掌する例ももちろんあるが、地方団体によっては、固定資産税全体を１人の職員が担当している場合や、固定資産税のみならず市町村民税や事業所税などの市町村税全体を数名の職員で行っている場合もあり、課税実務の態勢は地方団体により様々である。

また、固定資産税（償却資産）の申告については、eLTAX 経由で電子申告をすることができるが、eLTAX の利用状況は、全申告件数のうち約 27%程度（平成 28 年度）と低調な状況となっていること、また、地方団体によっては、eLTAX 経由で電子申告されても一度紙に印刷し申告内容を確認の上、基幹システムに入力するという手続をとっている場合があることなど、電子データを効果的に活用できていないという課題もある。

〈電子化の推進による課税実務の効率化〉

固定資産税（償却資産）の課税実務を効率的に実施するためには、電子データを活用し地方団体の入力事務を削減させることも有効な手段である。この場合、入力事務の削減により生じた時間を調査事務に充て、より適正な課税を行うことが可能となり、これは税収確保及び納税者からの税務行政への信頼確保にもつながるものである。このような流れを作るためには、各地方団体において、申告者から eLTAX 経由で申告された電子データをスムーズに基幹システムにインポートできるような仕組みを構築することが望ましい。

今回の検討では、前述（「２（１）②申告期限の事業者による選択制について」(P. 14)）のとおり、固定資産税（償却資産）の申告時期について、事業者に現行方式と新方式のうちいずれかの選択を認める方向としている。この点については、新旧両方式の申告書の処理事務等が、従来の１～３月の時期に加えて、各事業者の決算日後の一定期間ごとに発生し、年間を通じた事務の複雑化・恒常化を懸念する課税庁の意見も多いと思われる。そうした懸念に応えるためにも、新方式については課税庁の事務効率化に資するよう電子申告の場合に限定すべきである。なお、現行方式を選択する場合においても電子化を進めることが望ましい。

また、今般の申告期限の見直しの検討の狙いは、償却資産の状況の把握を一時点に統一することで納税者の申告事務をシンプルにするのみならず、課税庁にとっても、納税義務者のタックス・コンプライアンスの向上や法人税とのチェック・アンド・バランス機能の発揮による、適正な申告の促進を通じて、課税事務の効率化にも資するものである。こうした所期の効果を達成するためには、法人税と固定資産税（償却資

産）の申告時期を一致させるのみならず、将来的に両税の申告の一元化も視野に入れるべきであるが、その際、申告の電子化が重要な鍵を握るものと思われる。なぜならば、申告の電子化によって初めて、ワンスオンリー原則（次項「（２）納税者の利便性向上の観点」(P. 38)参照）に則り、納税者が一度、決算期における償却資産の状況を申告すれば、当該申告内容から固定資産税（償却資産）、法人税のそれぞれに必要な情報が抽出され、国・地方の課税庁へと伝達されるイメージの実現が可能になると考えられるからである。今回の申告期限の見直しが真に成果を発揮するためには、むしろ申告の電子化は不可欠な前提ともいうべきものと考えられる。

〈電子化への速やかな対応が困難な事業者への配慮〉

電子化への速やかな対応が困難な小規模事業者等への配慮も必要と考えられることから、紙申告が認められている現行方式を維持し、これを選択可とすることは、一つの解決策と考えられる。

〈大臣（知事）配分資産の固定資産申告の電子化〉

現状において、紙による申告に限定されている大臣（知事）配分資産については、件数的には限られているところであり、システム改修コストと事務効率化のメリットとの比較検証に係る都道府県の意見や納税者の声を踏まえつつ、電子申告の可能性についての検討も行うべきである。

〈国税・地方税の課税庁間の情報連携〉

課税事務の効率化に関連して、課税庁の態勢上の制約もあり、国税資料の十分な活用ができていないとの声も出されたところである。電子情報処理組織を活用した国税・地方税の情報連携（地方税法 354 条の２）の促進についても別途検討が必要と考えられる。

この点に関連しては、次のような意見が出されたところである。

〈小規模市町村は償却資産課税に人員を割り振ることは難しいとの意見〉

○　町村によっては固定資産税全体を１人の職員が担当している場合もあれば、市民税や事業所税など税全体を数名で行っている市町村もあり、小規模市町村では償却資産課税に伴う実地調査に対応する時間や人員を割り振ることは難しいとも聞いている。

○　人手不足であり、実地調査や税務署へ行っての国税資料の閲覧は十分にできていない町村も少なからずある。国税資料の閲覧は、税務署へ閲覧依頼を出し、閲覧内容の打合せや日程調整を行い初めて閲覧に行けるものであり、そうそう頻繁に行けるものではない。

〈電子データが有効に活用できていないとの意見〉

○　償却資産申告に係る電子申告率が低調である。また、eLTAX のエラーチェックが甘く（耐用年数が未入力の場合や課税標準額が不適切である場合であっても送信可能)、電子申告されても、全申告書を印刷し、申告内容を全てチェック後にシステムへ手入力で反映させる必要。

○　eLTAX 経由で電子申告されても、それを一旦紙に打ち出して確認を行ってから、基幹システムのほうに入力するという手続をとっている課税庁が多いと聞いている。基幹システムの改修の経費もさることながら、やはり固定資産税は台帳課税主義なので、同じ資産かどうか検証してからでないと入力ができない等、制度や事務処理の手順との関係でダイレクトに入れられないという事情もあるように聞いている。

〈申告誤り・未申告の減少につながる改正を望む意見〉

○　毎月のように申告書が提出される場合、課税庁が税務調査等にかけられる時間がある程度減少してしまう。申告の内容の確認や、未申告者への対応について、それぞれ課税庁によって結構な時間をかけている。見直しに当たってその時間を減少させられるような新しい制度も含めて考えていただければ、課税している現場としては助かる。

○　申告期限の見直しでそれぞれの決算時期に合わせて申告できるようになったら、申告する側にとっても申告がしやすくなり、申告漏れや申告忘れが生じにくくなることが期待されるのであれば、未申告者や、申告の漏れが著しく単なる軽微なミスとは言えない程度にある申告者に対しては重い罰則が科されてしかるべきではないか。

〈電子申告・電子納税の普及拡大を望む意見〉

○　社会全体のコスト、あるいは課税庁の様々な事務軽減等々を図るために、電子申告・電子納税を普及拡大させるということを１つの目標とすべき。たとえ納税者の利便性向上という目的であっても、それに伴う内部のコスト削減といったメリットがないとなかなかシステム改修費の予算をつけにくいという事情がある。仮に電子申告・電子納税が増えるといったことが今回の見直しに伴って実現するのであれば、課税庁にとっても大きなメリット。

〈新たな申告ソフトの開発を望む意見〉

○　新たなソフト開発が進んでいけば、法人税における減価償却と固定資産税における減価償却の事務を一括処理できることにもつながる。

〈固定資産税にも活用できる法人税の申告データとなることを望む意見〉

○　法人税の別表 16 の活用で未申告は少なくなるとは思うが、別表 16 には資産所在地が記載されておらず、所在地コードがふられていない今のままでは情報が不足している。別表 16 を償却資産の申告に耐えうる形に変える必要がある。

〈参照条文〉

（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）

第三百五十四条の二　市町村長が固定資産税の賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納税義務者の所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

（２）納税者の利便性向上の観点

規制改革推進会議において、事業者目線で、規制改革、行政手続の簡素化、ＩＴ化を一体的に推進するため、地方税における行政手続コストの削減について次の数値目標等（※１）が設定されるとともに、「行政手続簡素化の３原則（※２）」が決定されており（平成29年３月29日行政手続部会取りまとめ）、これらに沿った行政手続の見直しが求められている。

（※１　数値目標等）

１．国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。

①　電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率100％

②　中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率70％以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（eLTAX）の利用率100％。

２．手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。

①　電子申告の推進

②　eLTAXの使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む。）

③　国税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

（※２　行政手続簡素化の３原則）

（原則１）行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）

・電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。

（原則２）同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）

・事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。

（原則３）書式・様式の統一

・同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

〈資産が所在する複数の地方団体への申告の一元化（現行方式・新方式）〉

固定資産税（償却資産）は、所在地方団体ごとに申告が必要であり、特に多くの地方団体に償却資産を所有する法人にとっては、法人名、法人所在地等の基礎的情報を繰り返し記載する必要があるのが現状であるが、電子化を前提に、例えば、事業者が複数の地方団体にわたる全償却資産のリストを一度電子申告することにより、資産が所在する地方団体へと必要な情報が伝達されるようなシステムを構築することができれば、大幅な行政手続コストの削減が図れることとなる。

〈法人税と固定資産税（償却資産）の申告の一元化（新方式）〉

法人税と固定資産税（償却資産）の申告手続については、納税者である事業者の側からかねてより「二度手間感」が指摘され、申告の一元化を図って欲しいとの声が多いことから、固定資産税の申告のタイミングを法人税と一致させる新方式の実施に合わせて、将来的に、申告の電子化を前提に、法人税と固定資産税（償却資産）の申告先を一元化することが望まれる。（資料編 P. 110）。

〈固定資産税（償却資産）への共通電子納税システムの導入（現行方式・新方式）〉

行政手続コスト削減の観点から、電子納税による複数の地方団体への一括納付を可能とする仕組みについても検討すべきである。申告から納税まで一貫して電子的な手続が可能となれば、現状において進捗が遅れている電子申告の利用自体、大幅に進むものと予想される。

ただし、共通電子納税システムで先行する法人二税等は申告税目であるため、納付の地方団体間のタイミングのばらつきが問題となることは無かったが、固定資産税のような賦課税目においては、地方団体ごとに条例によって納期が定められる（特別の事情があれば法定納期と異なる納期の設定が可能）ため、地方団体によって納期が区々である場合には、複数の地方団体への一括納付を実現する上で障害となることが考えられる（新方式では、納期と連動して、賦課のタイミングも団体間で異なることとなる）。なお、現状において納期（時期、回数）にはかなりのばらつきが見られるところである（資料編 P. 112 上）。

こうした点も踏まえつつ、共通電子納税システムの導入を可能とする条件整備について引き続き検討する必要がある。

この点に関連して、次のような意見が出された。（資料編 P. 110、111）。

〈法人税と固定資産税（償却資産）の申告のワンスオンリー原則を望む意見〉

○　申告者にヒアリングを行うと、地方税と国税の二度手間感があるという意見が多く出てくる。例えば、e-Tax と eLTAX の何で２つあるのだというそもそも論の話等。電子申告をすると法人税と固定資産税の申告が１回で済むという絵を出してあげると、中小法人のことも考えていただいているのだなということにつながると思うので、一度の手間で済むよう、事業者ファーストで考えていただければありがたい。

〈固定資産台帳の一括管理について疑問視する意見〉

○　申告時に決算時点の現状有姿で申告を行っていいということになったとしても、会計と国税と地方税でルールが違うため、固定資産台帳の整備が１回で済むということにはならないのでは。特に償却資産が多いところは、１つで一括管理がなかなか難しく、最大で３つの台帳で管理しているような形がある。

〈電子納税の導入を望む意見〉

○　大法人の場合、特に償却資産が多い会社については、納付先も多いので、現行方式を選択した場合であっても、電子納税の仕組みで一括納付、加えて全期前納で一括納付、それを市町村に振り分けして支払いできる仕組みができれば、メリットとして大きい。今回の見直しに併せて検討いただければ、全法人にとって好ましい状況を作れるのではないか。

○　将来、できるだけ新方式に移行してもらうようになるには、利便性がより高まらないといけない。最近、ソフトやクラウド等が発達をしている現状もあり、固定資産税も電子納税ができればベスト。

○　大法人においては、大規模なシステム改修等の負荷を考えると、むしろ現行の賦課期日・申告期限で問題ない、という声が多い。電子申告や電子納税とパッケージにならない限りは、なかなか事務負担の軽減になる見直しとは言えないのでは。

Ⅲ　今後の方向性

賦課期日や申告時期の見直しにあたっては、申告者の申告事務負担軽減、課税庁における課税事務効率化、電子申告率の向上に伴う実務の簡素化・効率化について、納税者（申告者）側の視点、課税庁の視点、固定資産税の性格に係る視点など様々な観点から議論を行った。

そこで得られた現時点での案の概要と残された課題をまとめると、次のとおりとなる。

今回の見直し案に係る概要

○　固定資産税（償却資産）の申告について、事業者が「現行方式」又は申告期限を法人税の申告期限と一致させる「新方式」から選択できる仕組みとする。

・現行方式を継続するとともに、新方式を選択する場合には届出を行わせるオプトイン方式。
・全ての地方団体で一律に選択制を導入。

賦課

賦課期日は、「現行方式」と「新方式」のどちらでも１月１日（現行制度から変更なし）。

申告期限

（１）現行方式：１月末（現行制度から変更なし）。
（２）新方式　：賦課期日直後に到来する決算日から２ヶ月以内。ただし、11 月・12 月決算法人については、２月末 （どちらについても、電子申告に限り申告を受け付ける）。

申告内容

（１）現行方式：賦課期日時点の資産状況（現行制度から変更なし）。
（２）新方式　：決算日時点の資産状況（除却資産及びその除却時期を付記。ただし、11 月・12 月決算法人については、決算日から賦課期日までの取得資産及びその取得時期も併せて付記）。
※　地方団体側で申告内容を賦課期日時点の資産状況に補正。
※　新方式による申告を希望する事業者は、賦課期日前一定期間までに届出書を提出（電子的手続に限る）。一度選んだ申告方法を変更する場合は、申請書を提出（紙または電子的手続による）。

納期

（１）現行方式：４月、７月、12 月及び２月中の年４回（現行制度から変更なし）。
（２）新方式　：新方式を選択した法人については、決算期により納期数が変動（１回～４回）。なお、仮徴収制度は導入しない。
※ 現行方式の場合、条例により納期が変更されている例が多数ある。
※ 大臣（知事）配分資産は、新方式の対象から除外。

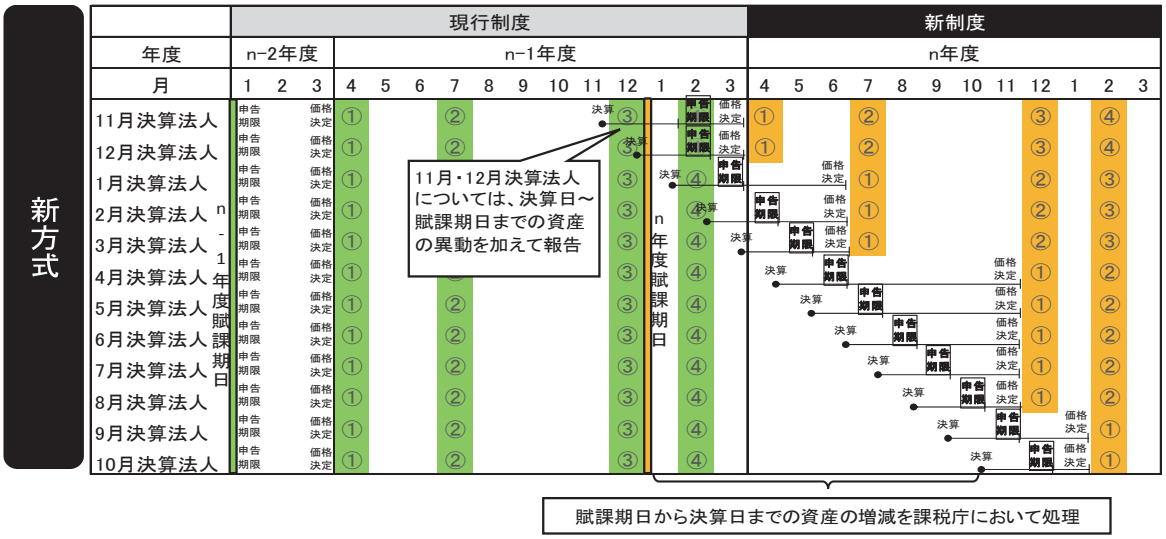

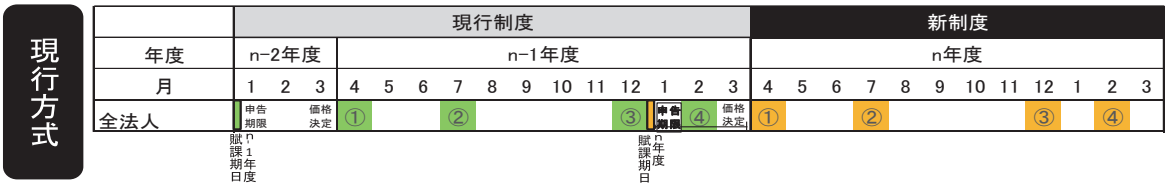

＝現行制度における課税　＝新制度初年度における課税

今後は、今回得られた見直し案の方向性について、地方団体や事業者等に周知徹底し、合意形成を図るとともに、次のような課題をはじめ詳細について更に検討を重ねる必要がある。

今後の主な課題

● **制度設計にあたり具体化が必要な論点**

・新方式を選択したが、電子申告が不可能になった場合の対応（P. 14）
・新方式に係る電子申告様式の検討（償却資産申告書、新方式を選択する旨の届出書、現行方式への変更申請書（承認通知）等）（P. 17、P. 18、P. 24）
・最終納期が１月以前に設定されている地方団体への対応（P. 19）
・個人事業主の申告期限のあり方（P. 22）
・新方式選択の届出等のあり方（複数団体への一括届出、提出期限、現行方式に戻す申請手続き等）（P. 24、P. 25）

● **将来的に対応すべき課題**

・大臣（知事）配分資産の固定資産申告の電子化（現行方式）（P. 35）
・国税・地方税の情報連携のあり方（P. 35）
・資産が所在する複数の地方団体への申告の一元化（現行方式・新方式）（P. 38）
・法人税と固定資産税（償却資産）の申告の一元化（新方式）（P. 39）
・固定資産税（償却資産）への共通電子納税システムの導入（現行方式・新方式）（P. 39）

【補論】　税額確定の方式（賦課課税・申告納税）について

「Ⅱ－１１賦課期日を法人の決算日にすることについて」(P.5)のとおり、結果として賦課期日は現行のまま維持することとされたが、研究委員会での議論の過程では、仮に賦課期日を決算日に合わせることとした場合には、法人二税と同様、固定資産税（償却資産）についても申告納付に変更することも検討の余地があるのではないか、との議論が一定行われた。

この点につき、賦課課税方式を採用するか、申告納税方式を採用するかについては、「賦課課税方式における賦課処分も、申告納税方式における申告という私人の公法行為も、課税標準と税額の客観的認識を行う行為であるという意味で、前者は準法律行為的行政行為であり、後者は準法律行為的行為であって、その法的性格を同じくするものであるから、いずれの方式を制度として選択するかは、いずれがより便宜であるかという問題」と考えられるが、「固定資産税においては、賦課期日時点における適正な時価を、個々の納税者の評価に委ねることは困難であるだけでなく、公平かつ公正な課税という観点からして望ましくないとの考えから普通徴収方式（賦課課税方式）を採用」している（高野幸大（平成 13 年）「徴収方式の法的課題」（財）日本税務研究センター)。

固定資産税（償却資産）について申告納付とすることを考えた場合、土地及び家屋との課税の一体性の観点から慎重な検討が求められるであろう。また、大臣（知事）配分資産については、課税の仕組み上、申告納付とするのは困難であることから、仮に市町村申告分のみ申告納付とした場合、大臣（知事）配分資産を所有する納税義務者については、賦課課税と申告納付が併存することとなり混乱をきたす恐れがある。そのため、仮に賦課期日を見直すこととする場合であっても、賦課課税を維持する方向が適当と整理された。

この点に関連しては、次のような意見が出された。(資料編 P.61 下、62 上)。

〈申告納付を推す意見〉

○　賦課期日を決算日とし、申告期限も法人税の申告期限に合わせることができるのであれば、申告内容について相当の精度が上がっていることや、法人については当然複式簿記でやっていること、そのデータをもとに税額を自ら一時的に確定し納付することも可能なことから、日税連として申告納税方式を主張している。

〈課税庁の事務負担の観点からの意見〉

○　賦課課税というのは課税庁が責任を負っている。一方、申告納付は大抵の人は申告する人に責任があると思っているのではないか。固定資産税（償却資産）については課税漏れの多い税金であるといわれており、それは課税庁が悪いと言われている。申告納付という形で申告する側が重い責任を負って執行されるならば、申告時期が 12 ヶ月にばらけるということにも課税庁は耐えられるのではないか。

○　申告率を上げるにはより強い罰則の仕組みを作るべきであり、この点は申告納税も賦課課税も大差ない。

〈企業の事務負担の観点からの意見〉

○　申告納付とすると、申告側に申告の知識が要求されるというのはまさにこのとおりであり、その事務負担が申告者側に増えてしまう気もする。事務負担の問題というのは win-win になるような形というので知恵を出していかないといけない。

○　申告納付にしても賦課課税にしても結局は賦課期日を決算期に合わせるか否かにかかっており、「申告が１回で済む」ことは賦課課税から申告納付に変更するメリットにならないのではないか。

資　料　編

資　料　編　目　次

○　第１回研究委員会資料

（１）　固定資産税（償却資産）の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47

（２）　申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について・・・・・・・・・・　55

（３）　平成 30 年度税制改正に関する建議書（案）抜粋（上西委員資料）・・・・　68

（４）　日本税理士会連合会・税制審議会への諮問と答申（上西委員資料）・・・　69

○　第２回研究委員会資料

（１）　固定資産税（償却資産）に対する課税（倉敷市資料）・・・・・・・・・・　71

（２）　償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会資料（六戸町資料）・・・　76

（３）　償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会資料（横浜市資料）・・・　78

（４）　申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について・・・・・・・・・・　82

○　第３回研究委員会資料

申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について・・・・・・・・・・・・・・　87

○　第４回研究委員会資料

（１）　申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について・・・・・・・・・・　94

（２）　償却資産課税申告制度の簡素化･効率化に向けた見直し案に対する
代表的な企業の意見（経団連資料）・・・　100

（３）　（参考）住民税における年金特徴の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・　102

○　第５回研究委員会資料

申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について・・・・・・・・・・・・・・　103

○　その他

市町村における固定資産税の納期限について（平成 28 年度）・・・・・・・・・・　112

申告様式の変更案（種類別明細書）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　112

資料4

平成29年度　第1回
償却資産課税のあり方に関する
調査研究委員会

固定資産税（償却資産）の概要について

平成29年5月11日

固定資産税（償却資産）の概要

項　目	内　容
課税客体	・土地及び家屋以外の事業用の資産 ※減価償却額（又は減価償却費）が、法人税（又は所得税）の所得計算上、損金（又は必要経費）に算入される資産に限る ※無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権等）は除く ※自動車税又は軽自動車税の課税客体は除く ※取得価額が20万円未満の資産について一括償却等を行う場合には課税対象外
申告制度	・償却資産の所有者は、毎年１月１日現在における償却資産について、その所在、取得時期、取得価額等を１月31日までに償却資産が所在する市町村に申告しなければならない。 （地方税法第383条）
免税点	・150万円 ※同一の市町村に所在する償却資産の価格の合計額が免税点を下回る場合は課税されない ※免税点制度により、償却資産を有する事業者（申告者）のうち課税されている者は約３割

	免税点未満（A）	免税点以上（B）	合　計（C）	（B）／（C）
償却資産に係る事業者（申告者）数	282万人	150万人	432万人	**34.6%**

出典：平成28年度　固定資産の価格等の概要調書より

沿革	・昭和25年の地方税制度の抜本改革において、シャウプ勧告において「事業主（中略）をして、警察、消防およびその事業がその地方から得るその他の保護の対価を払わしめる」ものと位置づけられた固定資産税を創設。 ・また、同勧告において「個人所得税及び法人税において控除を受ける減価償却を認められるあらゆる事業資産を包括するように本税の範囲を拡張すること」とされた。

固定資産税（償却資産）の課税の性格

【応益課税】

○　固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、応益的に課税する財産税。

○　償却資産に対する固定資産税は、企業等が事業活動を行う際の市町村からの受益に着目して、課税客体とすることが適当との考えで課税しているもの。

＜沿革＞

・　シャウプ勧告を契機とした昭和25年の地方税制度の根本的改革において**固定資産税を創設**。

・　同税が償却資産を課税対象としたのに伴い、戦前からの船舶税、電柱税、軌道税や法定外普通税としての事業用資産に対する課税が廃止・統合された。

【シャウプ使節団「日本税制報告書」（昭和24年）〔抜粋〕】

本税（固定資産税）にはまた**商業及び工業用施設に対する租税として、地方税としての注目すべき長所がある。**本税は、事業主～中略～をして、**警察、消防およびその事業がその地方から得るその他の保護の対価を払わしめる。**本税は、非居住者が所有し、且つその製品を非居住者に売却するような事業に対して地方政府が手を触れることのできる殆ど唯一の方法である。

～中略～

地租家屋税の改革には次の諸点を含まねばならない。

（4）**個人所得税および法人税において控除をうける減価償却を認められるあらゆる事業資産を包括するように本税の範囲を拡張すること。**

【奥野誠亮著「地方税法」（昭和25年）〔抜粋〕】

企業が事業活動をしている限り、当該市町村の施設の恩恵に与っているわけである。いいかえれば、企業の活動に伴い、市町村は相当の出費を余儀なくされるのである。即ち、例えば、市町村は、企業の活動に伴い必要な道路を設けたり、これを補修したりしなければならないし、企業に従事する労働者が多くなればなる程公衆衛生の施設を整えたり、その子弟のための教育施設を拡充したりして行かなければならないのである。

従って、企業はその収益の有無にかかわらず、事業活動をする限りは、市町村に要する相当の経費を分担すべきものである。

～中略～　市町村に対しても、単に土地及び家屋のみならず、ひろく事業用資産の分量に応じて固定資産税を負担すべきものとされたわけである。**一種の市町村からの受益度を示すものとしては、土地及び家屋のみならず、ひろく減価償却の可能な事業用資産にまで、課税の範囲を拡げることが適当と考えられる**のである。

2

償却資産の評価

初年度の評価額	＝	取得価額	－	控除額　×　1／2（半年分）
各年度の評価額	＝	前年度評価額	－	控除額

取得価額の算定（原則）

償却資産を取得するために**「通常支出すべき金額」　＝　「法人税における取得価額」**

◇　**購入**　：　引取運賃等の付帯費を含む実際の**購入原価**

◇　**建設**　：　建設に要した**原材料費、労務費、経費等の額**

控除額の算定（原則）

法定耐用年数（財務省令）に応じて**固定資産評価基準に定めた減価率により算出される額**

⇒　**評価額が取得価額の5%に達するまで控除**

減価方法は、**償却資産取得当初における減価額が大きく、企業の初期負担を軽減できる**こと等から昭和38年の固定資産評価基準制定以来、**原則として一律に定率法（旧定率法）による**こととしている

3

固定資産税における償却資産の評価の仕組み

○　固定資産税は、土地、家屋及び償却資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年経常的に課税するもの。

・　固定資産税における償却資産の評価においては、評価額の最低限度を取得価額の5%としている。
（償却資産の「評価額の最低限度」は、事業の用に供している限り存する一定の価値）

評価額の算定方法

○評価額　＝　取得価額　－　取得後の経過年数等に応じた減価分
○評価額の最低限度　＝　取得価額　×　5%

法人税の減価償却方法と固定資産税の評価方法の比較（耐用年数10年のケース）

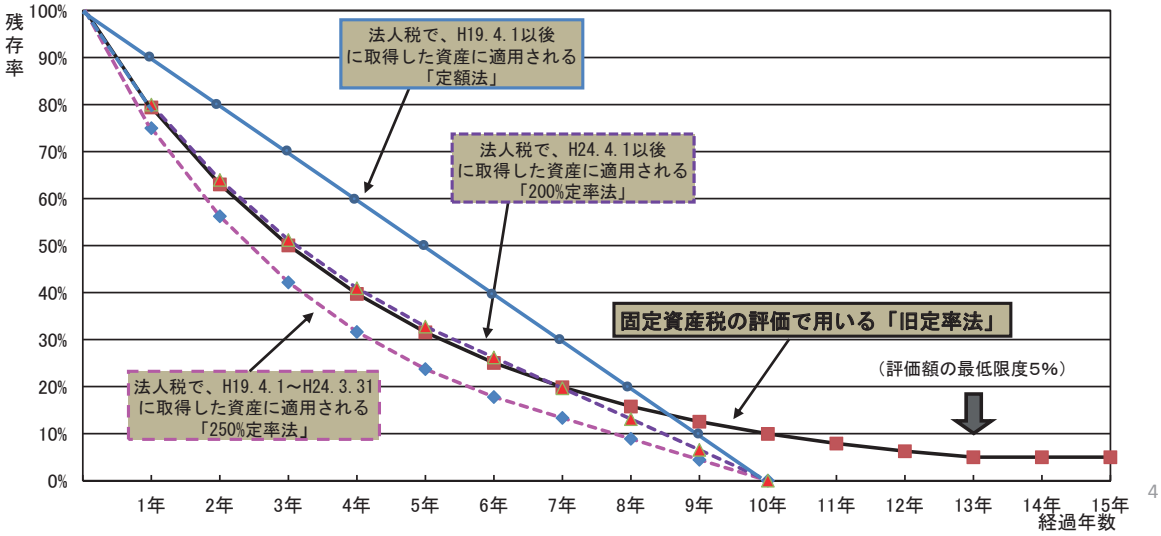

4

法人税における減価償却制度の主な改正経緯について

○平成10年度改正　→　建物の減価償却について旧定額法に限定
（改正理由）法人課税の表面税率を引き下げる一方での課税ベースの見直し

○平成19年度改正　→　①残存価格（取得価額の10%）・償却可能限度額（取得価額の5%）の廃止、1円償却の導入（注）
②250%定率法の導入
（改正理由）国際競争力を強化することが求められている中、日本が生産活動や事業活動の拠点として選ばれるようイコールフッティングを確保

○平成23年度改正　→　200%定率法の導入
（改正理由）法人実効税率の引下げに併せた課税ベースの拡大

○平成28年度改正　→　建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産の減価償却について200%定率法を廃止
（改正理由）法人実効税率の引下げに併せた課税ベースの拡大

〈資産・取得時期別の償却方法〉

資産の種類	平成19年3月31日以前の取得資産（注）		平成19年4月1日から平成24年3月31日までの取得資産		平成24年4月1日以後の取得資産		平成28年4月1日以後の取得資産	
	選定できる償却方法	法定償却方法	選定できる償却方法	法定償却方法	選定できる償却方法	法定償却方法	選定できる償却方法	法定償却方法
平成10年3月31日以前に取得した建物	旧定額法 旧定率法	旧定率法						
上記以外の建物	旧定額法	旧定額法	定額法	定額法	定額法	定額法	定額法	定額法
減価償却資産（令13三～七に掲げるもの）	旧定額法 旧定率法	旧定率法	定額法 250%定率法	250%定率法	定額法 200%定率法	200%定率法	定額法 200%定率法	200%定率法
建物附属設備及び構築物							定額法	定額法
鉱業用減価償却資産	旧定額法 旧定率法 旧生産高比例法	旧生産高比例法	定額法 250%定率法 生産高比例法	生産高比例法	定額法 200%定率法 生産高比例法	生産高比例法	定額法 生産高比例法	生産高比例法（P）
無形固定資産（令13八）及び生物	旧定額法	旧定額法	定額法	定額法	定額法	定額法	定額法	定額法
鉱業権（租鉱権・採掘権を含む。）	旧定額法 旧生産高比例法	旧生産高比例法	定額法 生産高比例法	生産高比例法	定額法 生産高比例法	生産高比例法	定額法 生産高比例法	生産高比例法

（注）　鉄筋コンクリート造の建物などの堅ろうな建物等については、平成19年度改正以前から、5%に達した場合でも税務署に残存使用可能期間の認定を受けることにより、1円まで償却可能であった。

5

税務会計と固定資産税における取扱いの相違点について

項　目	法人税	固定資産税
償却の方法	定率法・定額法の選択制 （建物並びに平成28年4月1日以後に取得をする建物付属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制） 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以後に取得された資産：**「200%定率法」**を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産：**「250%定率法」**を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産：**「旧定率法」**を適用	定率法のみ ※　減価率は、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定 ※　法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様
特別償却・割増償却	認められる	認められない
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
評価額の最低限度 （税務会計は償却可能限度額）	備忘価額（1円）	取得価格の100分の5
改良費（税務会計は資本的支出）	原則区分、一部合算も可	区分評価

※　償却資産の評価は、その価値を適切に測定するために行うものであり、法人税における減価償却の考え方がそのまま踏襲されているものではない。

平成19年度改正における償却方法に関する議論

国税改正の概要

○国際競争力を強化することが求められ、企業が国を選ぶ時代になっている中、日本が生産活動や事業活動の拠点として選ばれるようにする必要があり、税制においても国際的なイコールフッティングを確保することが重要であるとの認識から、次のような改正がなされた。
① 新規取得資産については、耐用年数経過後に1円（備忘価額）まで償却できるようにする。
② 250%定率法を導入することにより、償却率についても国際的に遜色ない水準とする。　　等

固定資産税における対応と考え方

国税における減価償却制度の抜本的見直しの際、与党税調の議論において、両税の性格の相違や地方財政への影響を懸念する意見が相次いで出され、現行の評価方法を維持することとなった。

＜平成19年度税制改正大綱（抄）＞
第一　１（１）減価償却制度
わが国経済の持続的成長を実現するためには、設備投資を促進し、生産手段の新陳代謝を加速することにより、国際競争力の強化を図る必要がある。このような観点から、減価償却制度の抜本的見直しを行う。（中略）なお、固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。

① 法人税における減価償却は、損益計算において投下した資本を費用化するために行うものであり、一方、固定資産税の評価における減価は、資産価値に応じた課税を行うため、資産の現在価値を求めるために行われるものであり、趣旨が異なる。
② 固定資産税における評価においては、資産が事業に使用されている限り、一定の価値があると考えられ、全額償却するという減価の方法は資産課税としての性格上受け入れがたいものである。
③ 減価償却制度の見直しは、設備投資を早期に費用化するものであるが、いずれにせよ費用化できる総額は資産の取得価格なので、課税の繰り延べといったものである。一方、固定資産税の評価方法を見直した場合、評価額が低下することから、毎年度の減収が累積することとなってしまうものであり、市町村財政への影響は大きい。

固定資産税の賦課徴収の流れ

〔価格決定、台帳登録を３月31日に、台帳登録の公示を４月１日に行う場合で、最初の納期限が４月30日に設定されている場合〕

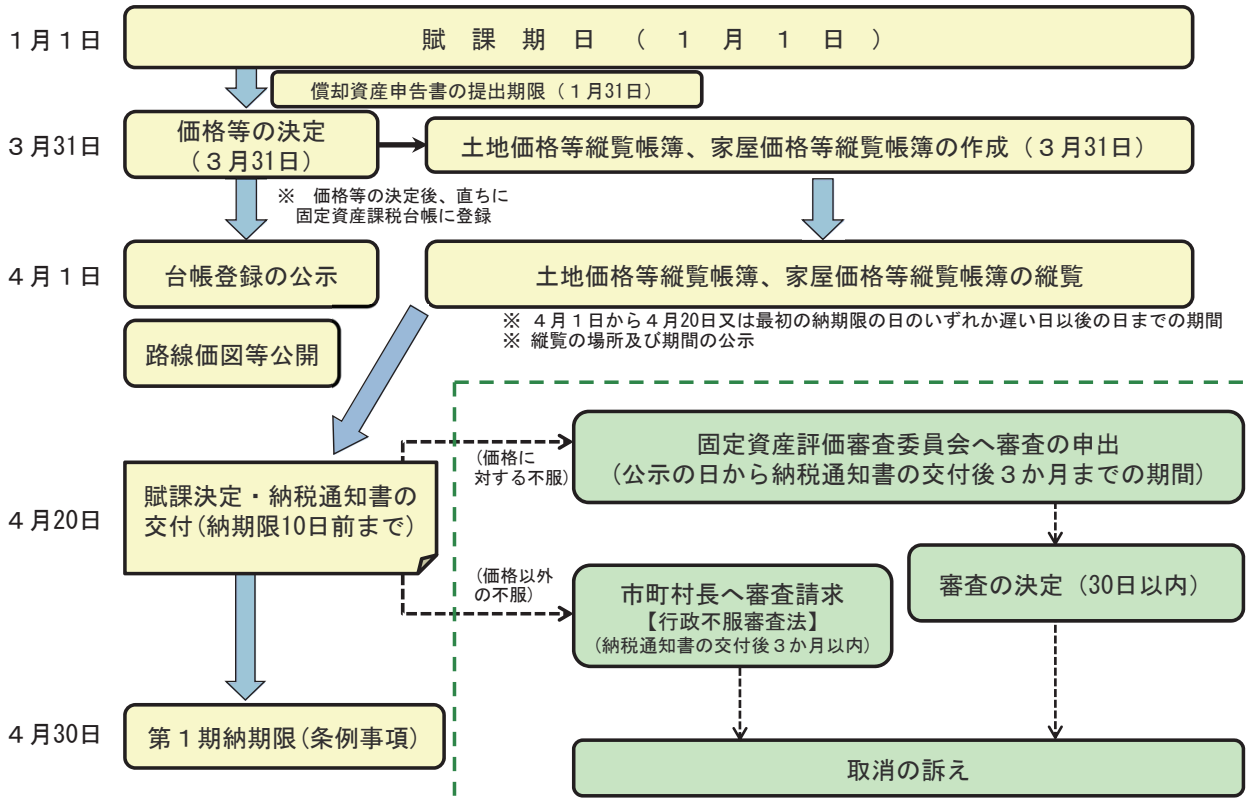

8

総務大臣（知事）配分制度について

固定資産税は市町村税のため、本来その価格の決定から賦課徴収に至るまで、当該固定資産が所在する市町村において行うことが原則。しかしながら、

① **船舶や航空機などで、その使用の実態が一市町村内に定置するにとどまらず、複数の市町村にわたるもの**、

② **鉄軌道、発送電施設など2以上の市町村にわたって所在する固定資産でその全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもの**

については、都道府県知事又は総務大臣がその価格等を決定してこれを関係市町村に配分し、市町村はその配分を受けた価格等によって固定資産税を賦課徴収することとしている。

＜制度イメージ＞

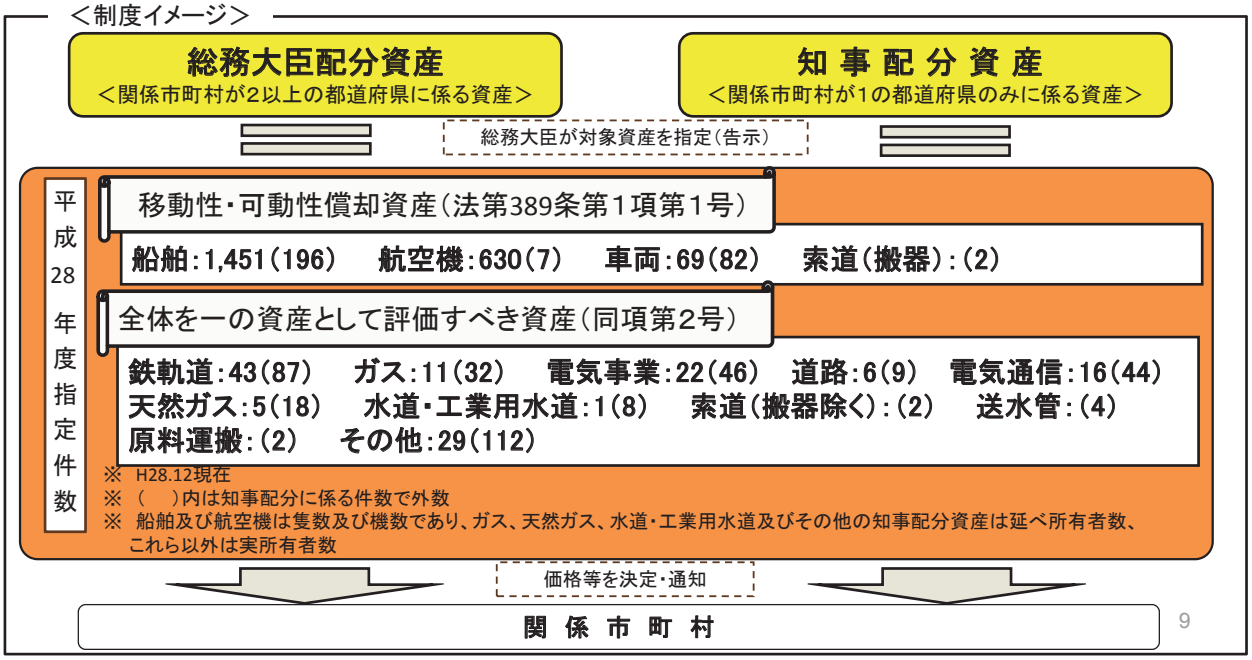

9

固定資産税収（償却資産）の内訳（平成27年度決算ベース）

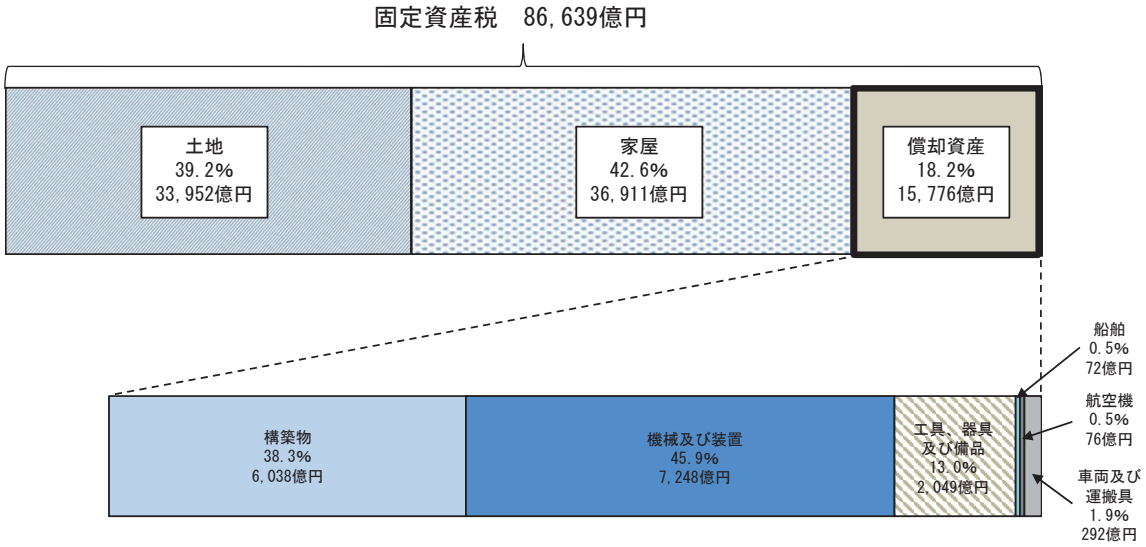

＜参考：償却資産の具体例＞

種　　類	具　体　例
構　築　物	ガスタンク、ダム、軌道、ドック、広告塔　等
機械及び装置	加工・製造機械、建設機械、タービン、発電機、コンベアー　等
工具・器具及び備品	医療機器（レントゲン等）、ガソリン計量器、理容業用機器、音響機器、パソコン　等
そ　の　他	船舶、車両、航空機　等

※　軌道、発電機、船舶、車両、航空機等には課税標準の特例措置が講じられている。
※　表示単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

10

国税・地方税の税収内訳（平成27年度決算額）

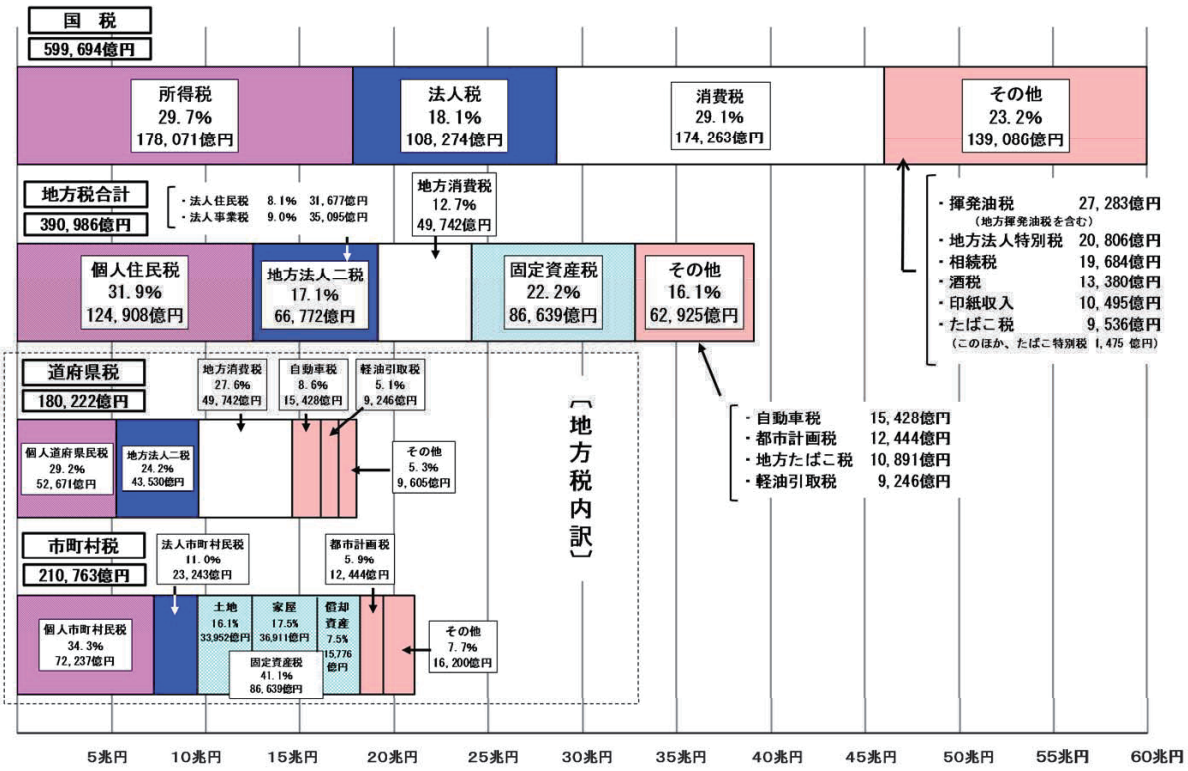

（注）1　各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
2　国税は特別会計分を含み、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。
3　国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。
4　計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

11

市町村税収全体に占める固定資産税収の割合（平成27年度決算額）

○　市町村税収の約４割は固定資産税収。

○　市町村税収に占める固定資産税収の割合は、都市より町村の方が高い。

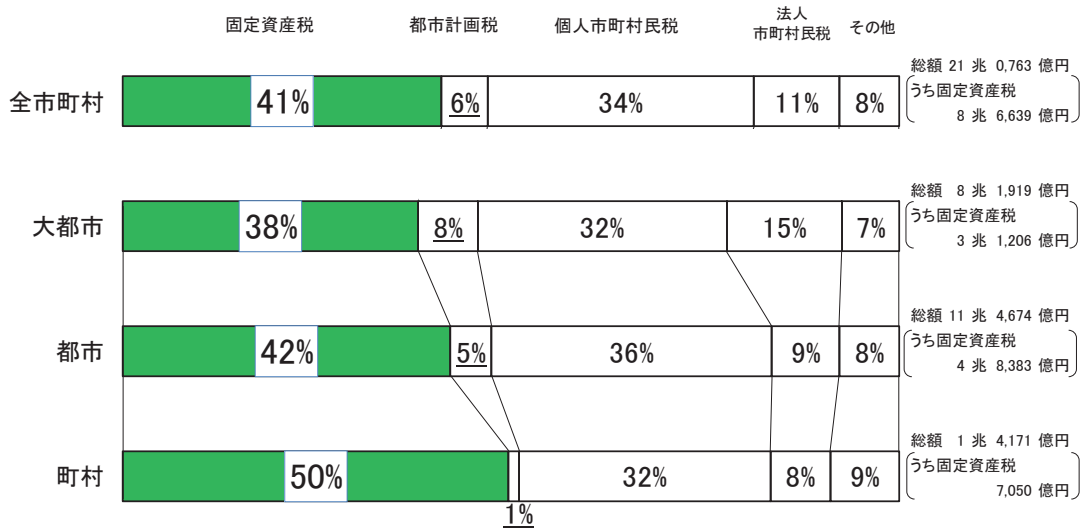

※１　税収は、「地方財政状況調査」（総務省）における決算額である。
※２　大都市は、政令指定都市及び東京都23区（都が徴収する分を含む）。都市はその他の市。
※３　四捨五入により計が一致しない場合がある。

固定資産税の市町村区分別税収（平成27年度決算額）

（単位：百万円）

	土地	家屋	償却資産	計
大都市	1,378,244	1,327,409	414,965	3,120,619
都市	1,813,256	2,073,203	951,814	4,838,273
町村	203,664	290,498	210,806	704,969
計	3,395,164	3,691,111	1,577,585	8,663,860

※1　税収は、「地方財政状況調査」（総務省）における決算額である。
※2　大都市とは、東京都特別区及び政令指定都市、都市とは大都市以外の市である。
※3　項目ごとに四捨五入してるため、積み上げと計が一致しない場合がある。
※4　道府県分固定資産税を除く。

★1　課税主体毎の土地・家屋・償却資産の構成比

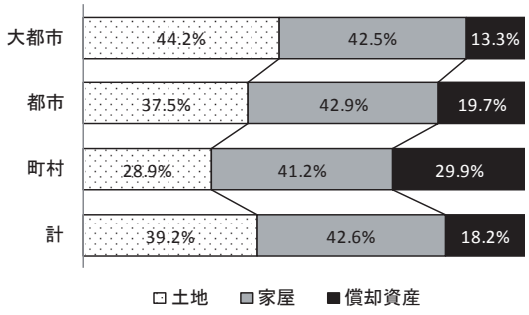

★2　土地・家屋・償却資産毎の課税主体別構成比

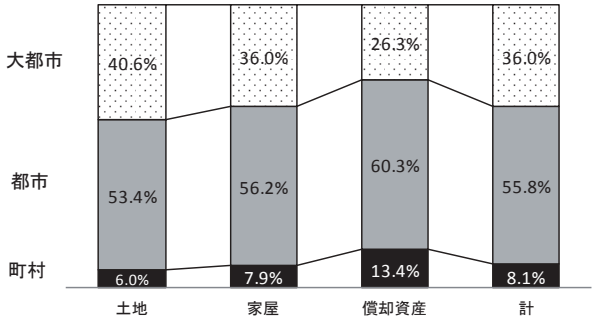

固定資産税収の動向

○　固定資産税収は、平成11年度をピークに減少傾向。

○　土地に係る固定資産税収についても、平成11年度をピークに減少傾向であり、平成16年度以降、家屋に係る固定資産税収を下回っている。

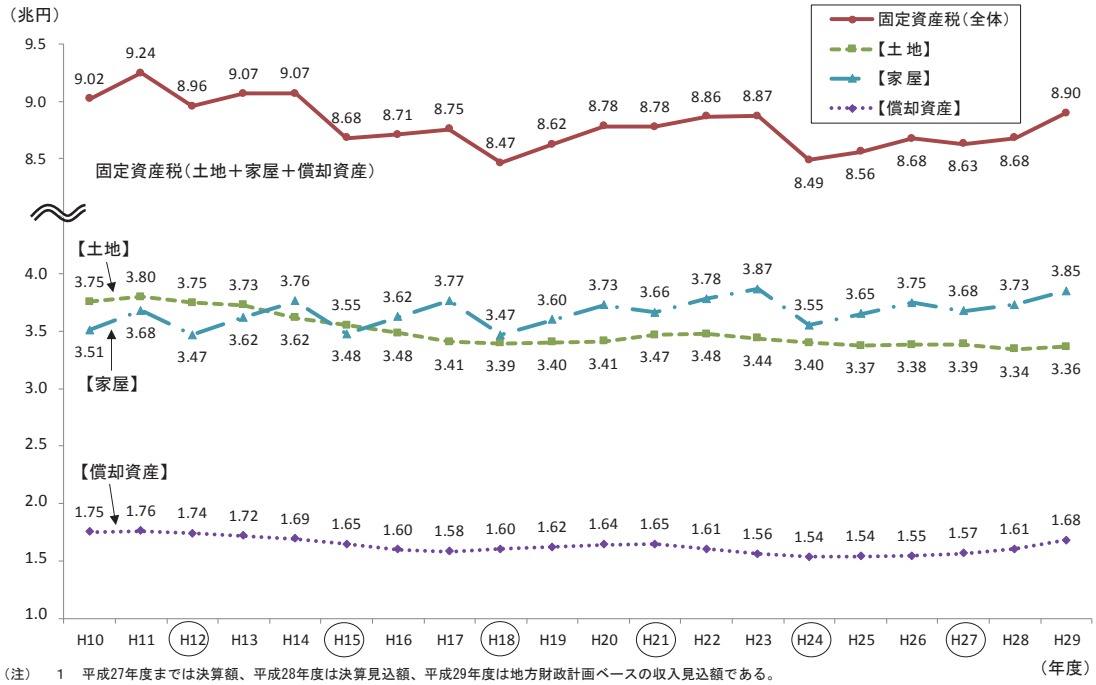

（注）　1　平成27年度までは決算額、平成28年度は決算見込額、平成29年度は地方財政計画ベースの収入見込額である。
　　2　丸がついた年度は、評価替え年度である。
　　3　大規模償却資産に係る道府県分（H27決算額：22.6億円）は含まれていない。

14

資料5

平成29年度　第1回
償却資産課税のあり方に関する
調査研究委員会

申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について

平成29年5月11日

現行制度における申告の現状・課題

- 法人は法人税の申告（決算後2ヶ月以内に申告）のために、固定資産台帳の整備を行っている。これとは別に毎年1月1日現在に所有する償却資産について、同月中に市町村に申告しなければならない。法人は固定資産台帳の整備を年に2回行わなければならず、手間となっている。
- 申告期限（1月末）の後に決算日が到来する法人の中には、構築物など、決算や償却資産申告において、設計費・人件費等を含めて計算するようなものについては、見込みで償却資産申告を行い、決算後に修正申告を行う事業者もいる。
- 決算日以降に除却したり取得したりした資産は事実上反映されていないケースもあると言われている。
- 少額資産については、損金に算入することができるものであるが、中小企業等では期中の利益を確保するため資産に計上し損金を圧縮させるという経理を決算時に行う場合があるが、1月1日現在では方針は未定であることが多い。
- 建設仮勘定に計上中の資産及び人件費の精算振替等については、決算まで額が確定せず、固定資産税の申告においては見込みの金額で申告されている場合がある。
- 固定資産（償却資産）が複数市町村にある場合、事業者は申告先が複数にまたがり、申告事務が煩雑になっている。
- 市町村において納税義務者や課税客体の捕捉が難しく、未申告者や未申告資産が多く存在する可能性がある。
- 同一市町村内の所有資産の合計が免税点（150万円）未満の場合、申告が不要と誤解している者もいる。
- 法人税とのチェック・アンド・バランスを通じた申告内容の適正化、課税資料の有効活用に向けて、国税との連携に改善の余地がある。
- 償却資産課税の電子申告の利用割合が低調である。

（参考）電子申告利用率	H25	H26	H27
固定資産税（償却資産）	14.7%	17.8%	22.2%
法人税	67.3%	71.6%	75.4%

検討に当たっての視点

○納税者（申告者）の視点

- 申告事務の簡素で分かりやすい仕組み
- 申告事務、税負担に対する透明性・納得性　等

○課税庁の視点

- 事務の効率化が図れるような制度設計
- 公平・公正な課税　等

○固定資産税の性格に係る視点

- 市町村の行政サービスの対価としての性格
- 法人税の減価償却の性格との差異
- 土地、家屋、償却資産の一体課税　等

2

日本税理士会連合会　税制審議会　諮問に対する答申（H28.12.14）　抜粋

【償却資産に係る固定資産税制度のあり方について】

2．賦課期日と申告期限

（1）賦課期日の見直し

法人に対する償却資産の課税に当たっては、賦課期日を法人の決算日として同日に所有している資産に課税することとし、かつ、申告期限も法人税と一致させることにより事業者の事務負担の軽減を図るべきであるという意見が多い。ただし、現行制度のように償却資産に対する課税を固定資産税に含めている限り、賦課期日を法人の決算日とすることは困難であるという意見もある。

この問題について、償却資産に対する課税制度を固定資産税とは異なる税目とすれば、1月1日を賦課期日とする現行の制度を見直し、課税の基準日を法人の決算日とする制度設計が可能となる。また、償却資産に係る申告期限と法人税の申告期限を一致させることも容易になると考えられる。

なお、仮に償却資産に対する課税制度を固定資産税として存置するとしても、現行の賦課期日を法人の決算日に改めるとともに、その申告期限も法人税と整合させることが適当である。

3

申告制度の見直し案の基本形①

○　賦課期日　　＝　各法人決算日
（現行制度：１月１日）

○　申告期限　　＝　決算日から一定期間後
（法人税の申告期限と合わせることを基本）
（現行制度：１月31日）

○　価格決定期限　＝　申告期限から２ヶ月後
（現行制度：３月31日）

4

申告制度の見直し案の基本形②

（現行制度）賦課期日＝1月1日、申告期限＝1月末、価格決定日＝3月末
※ 3月決算法人の場合

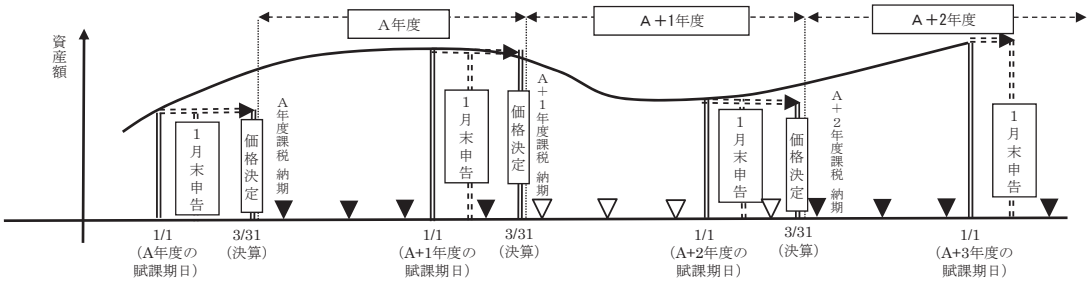

（案）賦課期日＝各法人決算日、申告期限＝決算後2か月、価格決定日＝申告期限から2ヶ月以内
※ 3月決算法人の場合

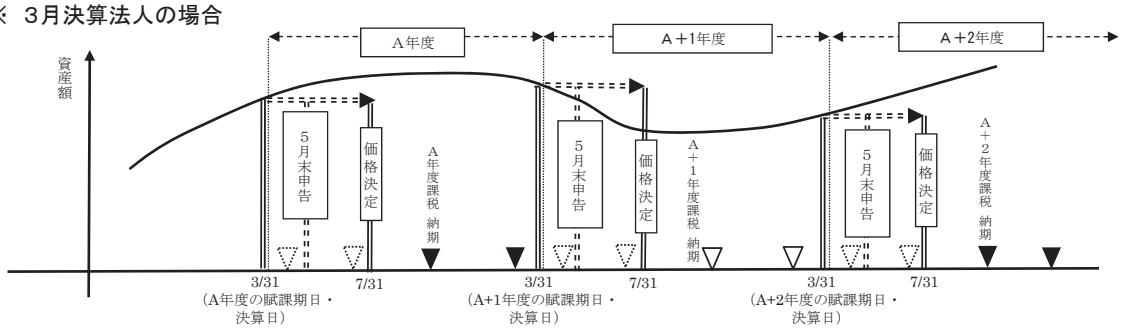

5

検討に当たっての基本的な論点

（1） 賦課期日について（土地・家屋と一体課税である意義）

（2） 申告期限について（法人税の申告期限は決算後最長6ヶ月まで延長可能）

（3） 賦課期日等と納付時期の関係について（現年度課税と翌年度課税の併用か、翌年度課税のみか）

（4） 税額の確定の方式について（賦課課税か申告納税か）

（5） 納税者ごとに決算期が異なることによる、課税現場への影響について

（1） 賦課期日について（土地・家屋と一体課税である意義）

【論点】
償却資産のみ賦課期日を異にすることは、固定資産税として課税する根拠を希薄化しないか。
次のような考え方についてどう考えるか。
「固定資産税の基となったアメリカのプロパティ・タックスは、ある一定期日に納税義務者が所有する全ての資産に課税することを理念としており、三つの資産について共通の賦課期日とすることは固定資産税の基本である。」
「固定資産税における償却資産は、土地、家屋と異なり、事業の用に供されて初めて課税客体となるなど土地・家屋とはそもそも異なるものであり、償却資産の賦課期日にのみ事業年度の概念を入れても不公平ということにはならない。」
（10年度評価センター研究会）

（参考）
○ 固定資産税を土地・家屋・償却資産に課している理由
1.「一種の市町村からの受益度を示すものとしては、土地及び家屋のみならず、広く減価償却の可能な事業用資産にまで、課税の範囲を拡げることが適当と考えられるのである。」 （奥野誠亮「地方税法」（昭和25年））
2.「現有資産を過大に評価すれば、法人税や所得税の計算においては有利であるが、反面、その価格を基礎として課する租税があれば、その負担が重くなって、必ずしも租税負担は有利にならないという結果になる。**この資産の過大評価を防止するための、自動的制限として、チェック・アンド・バランスの思想から、固定資産税を設け、土地及び家屋のみならず、ひろく減価償却の可能な資産にまで、課税の範囲が拡張された**のである。」 （同上）

○ 賦課期日が1月1日である理由
1. 年の初日であり、一般に固定資産の移動が少なく課税要件を確定するのに便宜であること
2. 年度当初に課税を実施するためには、賦課期日以後に固定資産の調査、価格の決定等のため相当の期間を必要とすること （固定資産税逐条解説）
等の理由に基づいている。

＜地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）＞
（固定資産税の賦課期日）
第三百五十九条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

（2）申告期限について（法人税の申告期限は決算後最長6ヶ月まで延長可能）①

【論点】
法人税との申告期限の共通化を図る場合に、どこまで合わせるのが適当か。

固定資産税及び法人税の申告期限については、以下のとおり。

固定資産税	申告期限
1. 原則　（地方税法第383条）	1月31日まで

法人税	申告期限
1. 原則　（法人税法第74条第1項）	各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内
2. 定款等の定めにより、事業年度終了の翌日から2ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にある法人　（法人税法第75条の2第1項）	1ヶ月間 提出期限を延長可能（＝各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内）
3. 会計監査人を置いていて、かつ、定款等の定めにより、事業年度終了の翌日から3ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にある法人　（法人税法第75条の2第1項第1号）	最大4ヶ月間 提出期限を延長可能（＝各事業年度終了の日の翌日から6ヶ月以内）
4. 災害その他やむを得ない理由により、申告ができない法人　（法人税法第75条第1項）	所轄税務署長が指定する期日

＜地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）＞
（固定資産の申告）
第三百八十三条　固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

8

（2）申告期限について（法人税の申告期限は決算後最長6ヶ月まで延長可能）②

＜法人税法（昭和40年法律第34号）（抄）＞
（確定申告）
第七十四条　内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。
一　当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額
二　前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額
三　（略）
四　その内国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額
五・六　（略）
２・３　（略）

（確定申告書の提出期限の延長）
第七十五条　前条第一項の規定による申告書を提出すべき内国法人が、災害その他やむを得ない理由（次条第一項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により決算が確定しないため、当該申告書を前条第一項に規定する提出期限までに提出することができないと認められる場合には、国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定によりその提出期限が延長された場合を除き、納税地の所轄税務署長は、その内国法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。
２～７　（略）

（確定申告書の提出期限の延長の特例）
第七十五条の二　第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書を提出すべき内国法人が、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下この条において「定款等」という。）の定めにより、又は当該内国法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その内国法人の申請に基づき、当該事業年度以後の各事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。）の当該申告書の提出期限を一月間（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める期間）延長することができる。
一　当該内国法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（次号に掲げる場合を除く。）当該定めの内容を勘案して四月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間
２～８　（略）

9

（3） 賦課期日等と納付時期の関係について①

【論点】賦課課税とし、見直し案の基本形とした場合、現年度課税と翌年度課税の併用か、翌年度課税のみのどちらを採用するか。また、納期と歳入の帰属年度をどう考えるか。

【3月決算法人の場合】

（案） 翌年度課税、納期を年度内に収める

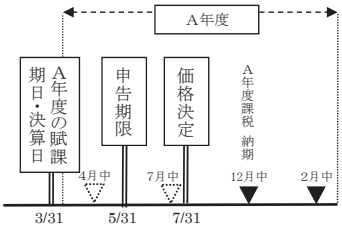

（案） 翌年度課税、納期が2ヶ年度にまたがる
（4回の納期を維持）

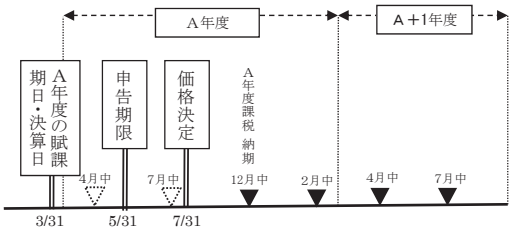

【4月決算法人の場合】

（案） 翌年度課税、納期を年度内に収める

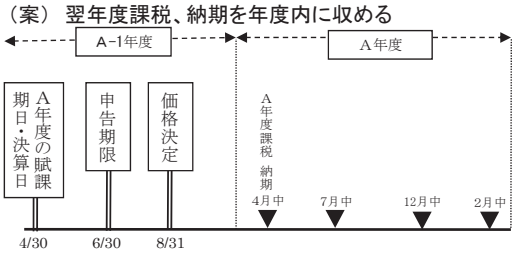

（案） 現年度課税、納期を年度内に収める

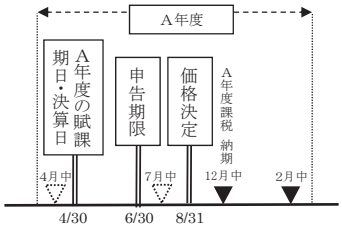

（案） 現年度課税、納期が2ヶ年度にまたがる（4回の納期を維持）

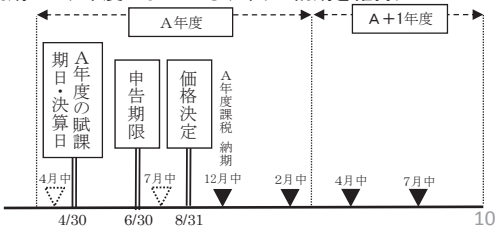

（3） 賦課期日等と納付時期の関係について②

（参考）

○ 賦課期日を1月1日としている理由

「1．年の初日であり、一般に**固定資産の移動が少なく**課税要件を確定するのに便宜であること
2．年度当初に課税を実施するためには、賦課期日以後に固定資産の**調査、価格の決定等のため相当の期間を必要**とすること」

○ 償却資産の申告期限を1月31日としている理由

「**所有者の**申告書を調製するに**必要な期間的余裕**と、**市町村**における価格決定のために要請される**事務上の都合**とを考慮して定められている。」

○ 固定資産の価格決定を3月31日までとしている理由

「**市町村が**適正な評価を実施するために**所要の期間を確保**する必要がある事、土地及び家屋に係る縦覧帳簿の作成事務がある事等による。」（※平成14年度改正までは2月末日）

○ 納期を年4回としている理由

「納税者の納税の便宜を考慮して、**一時に多額な税負担を強いる事をせず、**円滑な徴収を確保しようとする趣旨に基づくものであり、**他の税目の納期と重複を避けて定められている。**」

（固定資産税逐条解説）

（3） 賦課期日等と納付時期の関係について③

＜地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）＞

（固定資産税の賦課期日）

第三百五十九条　固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

（固定資産税の納期）

第三百六十二条　固定資産税の納期は、四月、七月、十二月及び二月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

２　（略）

（固定資産税の徴収の方法等）

第三百六十四条　１～８（略）

９　第二項若しくは第七項の納税通知書又は第三項の課税明細書は、遅くとも、納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

（固定資産の申告）

第三百八十三条　固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

（固定資産の価格等の決定等）

第四百十条　市町村長は、前条第四項に規定する評価調書を受理した場合においては、これに基づいて固定資産の価格等を毎年三月三十一日までに決定しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月一日以後に決定することができる。

２　（略）

12

（4） 税額の確定の方式について（賦課課税か申告納税か）①

【論点】「算定誤りを防ぐためには、資産の把握のために申告制度を採りつつも、引き続き賦課課税とすべき」との考え方についてどう考えるか。

（参考）

○　賦課課税方式を採用するか、申告納税方式を採用するかについての考え方

「**賦課課税方式における賦課処分も、申告納税方式における申告という私人の公法行為も、課税標準と税額の客観的認識を行う行為であるという意味で、**前者は準法律行為的行政行為であり、後者は準法律行為的行為であって、**その法的性格を同じくするものであるから、いずれの方式を制度として選択するかは、いずれがより便宜であるかという問題にすぎない。**

…（中略）…

賦課期日時点における**適正な時価を、個々の納税者全ての評価に委ねることは困難であるだけでなく、公平かつ公正な課税という観点からして望ましくない**から、地方税法は、固定資産税について普通徴収方式を採用し…（後略）」

（高野幸大（平成13年）「徴収方式の法的課題」（財）日本税務研究センター）

○　賦課課税であるが、申告書の提出義務を課している理由

「**土地及び家屋は、登記簿をもってその課税客体を捕捉する事ができるが、償却資産についてはそのようは方途はない**ので、所有者から申告書の提出を求めることとし、課税庁の税務調査と相まってその的確な捕捉を期している。」

（固定資産税逐条解説）

方式	概要	採用している主な税	
賦課課税方式	納付すべき税額が課税庁の処分によって確定する方式。	（申告不要） 固定資産税（土地・家屋） 入湯税 国税の各種加算税　等	（申告必要） 固定資産税（償却資産） 個人住民税 自動車税　　等
申告納税方式	納付すべき税額が納税者の申告によって確定する方式。 申告書に記載した税額をその提出期限までに納付しなければならない。	所得税 法人税 法人事業税 法人住民税　等	

13

（4） 税額の確定の方式について（賦課課税か申告納税か）②

＜地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）＞

（用語）

第一条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六　（略）

七　普通徴収　徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによつて地方税を徴収することをいう。

八　申告納付　納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。

（以下略）

（固定資産税の徴収の方法等）

第三百六十四条　固定資産税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

（固定資産の申告）

第三百八十三条　固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

＜法人税法（昭和40年法律第34号）（抄）＞

（確定申告による納付）

第七十七条　第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

＜所得税法（昭和40年法律第33号）（抄）＞

（確定申告による納付）

第百二十八条　第百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書（第百二十四条第一項（確定申告書を提出すべき者が死亡した場合の確定申告）又は第百二十六条第一項（確定申告書を提出すべき者が出国をする場合の確定申告）の規定に該当して提出すべきものを除く。）を提出した居住者は、当該申告書に記載した第百二十条第一項第三号に掲げる金額（同項第五号に規定する源泉徴収税額があり、かつ、同項第七号に規定する予納税額がない場合には、同項第五号に掲げる金額とし、同項第七号に規定する予納税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。以下この款において同じ。）があるときは、第三期において、当該金額に相当する所得税を国に納付しなければならない。

所得が発生した年の翌年2月16日から3月15日までの期間

（5） 納税者ごとに決算期が異なることによる、課税現場への影響について①

【論点】「納税者ごとに決算期が異なることから申告受付事務の通年化、収納管理や滞納処分の複雑化を招く」との反対意見や「申告受付事務の通年化により申告内容の審査、入力等の事務処理が平準化される」との意見についてどう考えるか。

（価格決定、台帳登録を３月31日に、台帳登録の公示を４月１日に行う場合で、最初の納期限が４月30日に設定されている場合）

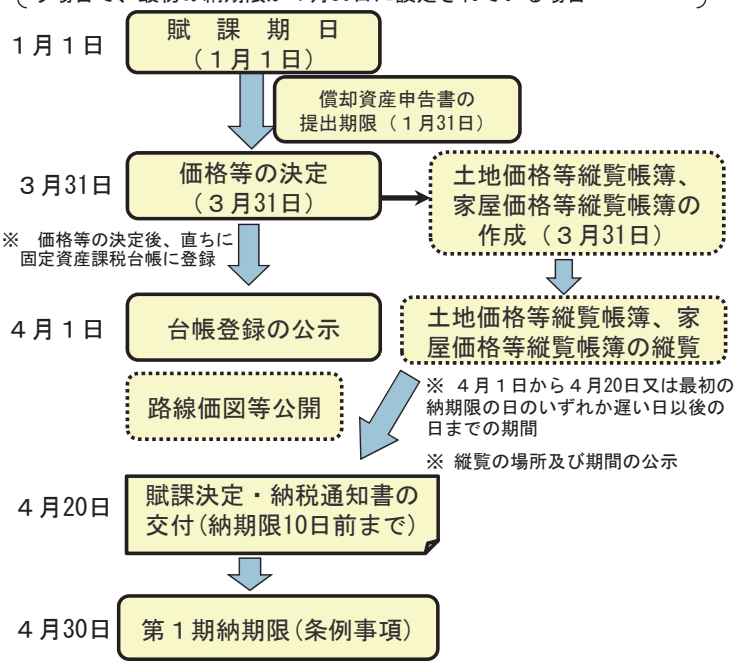

＜参考＞　国税庁統計年報「決算期別の普通法人数」（平成27年４月１日～平成28年３月31日）より抜粋

	事業年度終了月	申告法人数（社）	割合
年1回決算	4月	187,427	7.1%
	5月	216,448	8.2%
	6月	254,583	9.6%
	7月	200,614	7.6%
	8月	230,739	8.7%
	9月	287,241	10.8%
	10月	122,013	4.6%
	11月	90,863	3.4%
	12月	265,757	10.0%
	1月	94,266	3.6%
	2月	174,803	6.6%
	3月	508,030	19.1%
	計	2,632,784	99.2%
年2回決算	4･10月	1,819	0.1%
	5･11月	1,899	0.1%
	6･12月	4,195	0.2%
	7･1月	2,513	0.1%
	8･2月	3,234	0.1%
	9･3月	6,420	0.2%
	計	20,080	0.8%
その他		423	0.0%
合計		2,653,287	100.0%

調査対象等：　平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人（会社等、企業組合、及び医療法人）について、平成28年７月31日までに申告のあった事績及び平成27年７月１日から平成28年６月30日までの間に処理した事績を「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成。

用語の説明：　年3回以上決算がある場合はその他に区分。

（5） 納税者ごとに決算期が異なることによる、課税現場への影響について②

○ 法人税及び固定資産税（償却資産）における申告フロー

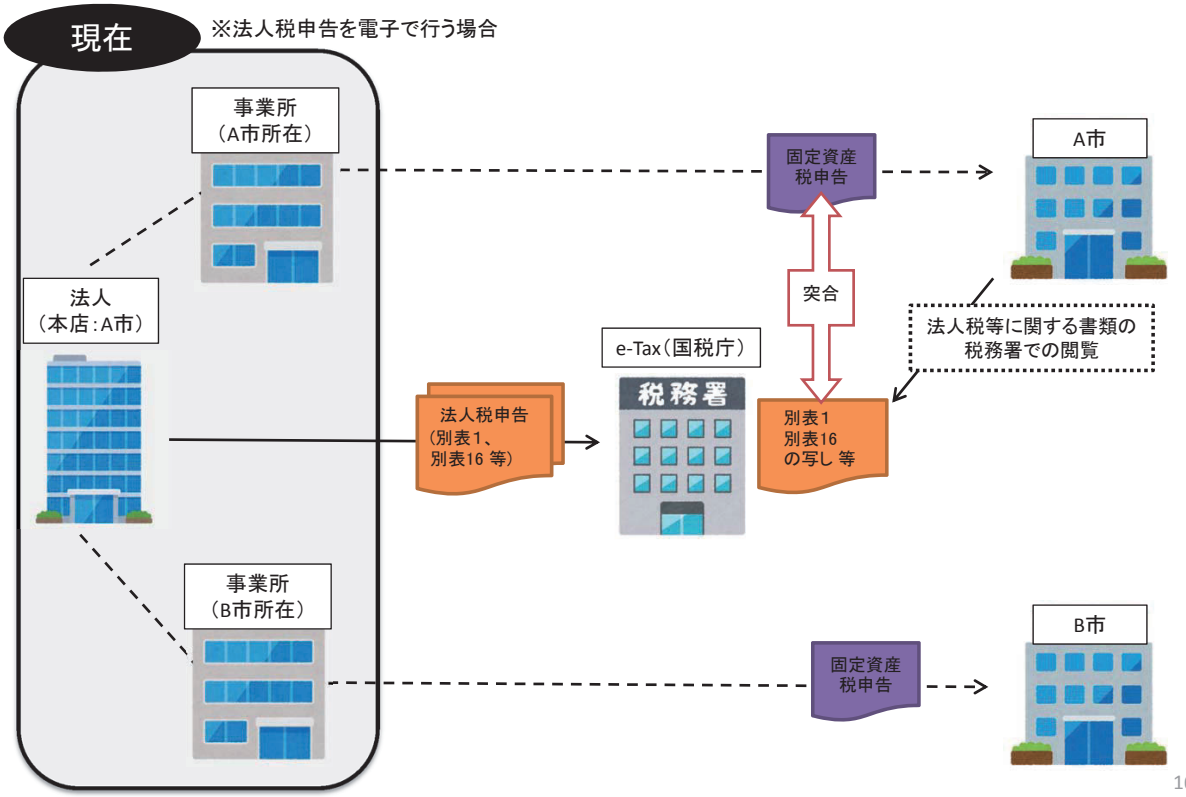

16

償却資産の申告期限等についての過去の検討経緯

17

償却資産の申告期限等について過去の検討経緯

以前から経済界や日本税理士会連合会から以下のような要望がなされてきた。

・ 賦課期日と法人の決算日とが異なるため、12月末決算以外の法人は、法人税の申告とは別の時点で償却資産の申告を行わないとならないことから、申告事務が二度手間となっており、償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度の末日にすべきである。

・ 賦課期日である1月1日から申告期限である1月31日までの1か月間で申告事務を行うのは期間が短く、大きな事務負担となっており、申告書の提出期限を国税の申告期限と一致させるべきである。

これらの件については、過去数回（平成9～11年度、16～17年度、28年度）にわたり、賦課期日や申告期限について、資産評価システム研究センターの「償却資産に関する調査研究委員会」で議論が行われたところ。

（現行制度） 賦課期日＝1月1日、申告期限＝1月末

※ 3月決算法人の場合

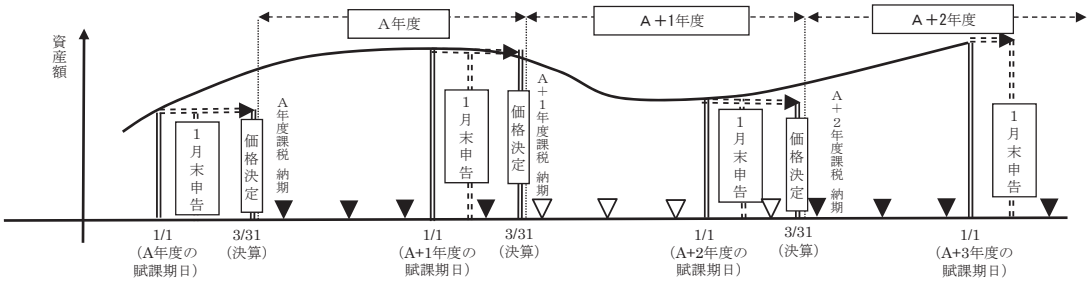

18

過去に検討した主な案（1）

（案1）賦課期日を各法人の決算期に合わせる（賦課期日＝各法人決算日、申告期限＝決算後2か月）

メリットとして指摘された事項	デメリットとして指摘された事項
（申告者） ・一度の減価計算で済み(※)、事務負担軽減 ※法人税と異なる取扱いをしている償却方法、圧縮記帳等は別途計算する必要あり。 ・申告事務に係る時間的余裕の発生 （課税庁） ・窓口業務、賦課業務等の集中の排除 ・申告対象資産の捕捉率向上 （申告者・課税庁双方） ・確定内容で申告でき、修正申告が減少	（申告者） ・納期が大幅に減少する場合あり ・法人税の申告期限と同一になることで、事業者の負担が一時的に増える可能性あり （課税庁） ・土地及び家屋と賦課期日が異なることとなり、固定資産税として課税することの関係について整理が必要 ・賦課決定事務、収納管理、納税者の決算期管理等、業務執行の大幅な見直しが必要 ・決算日の異なる法人間の資産移動による課税逃れ・二重課税の発生の可能性

※ 3月決算法人の場合

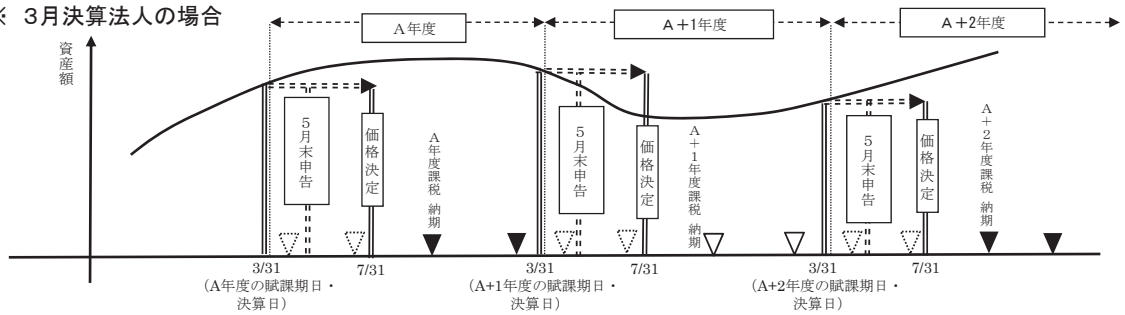

19

過去に検討した主な案（2）

（案2）申告期限を法人税に合わせる（賦課期日＝1月1日、申告期限＝決算後2ヶ月）

メリットとして指摘された事項	デメリットとして指摘された事項
（申告者・課税庁双方） ・確定内容で申告でき、修正申告が減少 （課税庁） ・窓口業務、賦課業務等の集中の排除 ・申告対象資産の捕捉率向上	（申告者） ・1月1日現在の価格までさかのぼって申告することとなり、混乱を招く恐れあり ・納期が大幅に減少する場合あり （課税庁） ・決算時期が様々なため、納税者の決算期管理が必要 ・法人ごとに異なる納期を前提とした収納管理及び滞納処分の複雑化 ・納期まで相当な期間が空く場合もあり、市町村の財政運営に大きな支障が出る可能性もある ・納税通知書を土地・家屋と分けなくてはならず、運用面の変更が必要（ただし、現在も分けている団体は存在）

※ 3月決算法人の場合

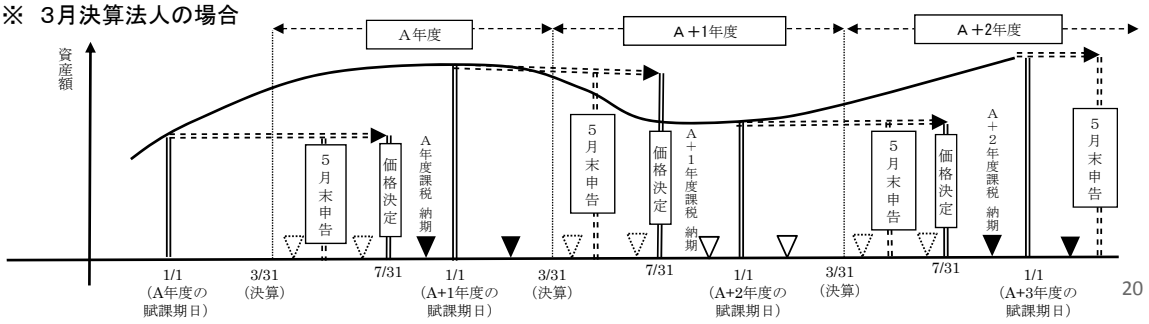

20

償却資産に関する調査研究委員会でこれまでに検討された見直し案

申告期限 ＼ 賦課期日	賦課期日（1月1日）から一定期間後	法人決算日から一定期間後
1月1日	現行制度 ① ●16年度 案3 ●28年度 案1 ・賦課期日は1月1日 ・申告期限を単純に引き延ばす（賦課期日から2ヶ月等を想定） ② ●11年度 案1 ●17年度 案2 ●28年度 案5 ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は1月末 ・賦課期日直前の決算日現在の資産を賦課期日現在の資産とみなす	③ ●11年度 案2 ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は、市町村長の承認した期限（決算後2ヶ月等を想定） ・前年度の課税標準を基に仮課税・徴収 ・申告時に精算（申告期限後に到来する納期で精算） ④ ●16年度 案2 ●28年度 案3 ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は決算確定後 ⑤ ●16年度 案1 ●28年度 案2 ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は1月末（仮申告） ・決算確定後に本申告
法人決算日 （国税並び）		16年度、17年度、28年度の各委員会で評価が高かった案 ⑥ ●10年度 案1※ ●16年度 案4 ●17年度 案1 ●28年度 案4※ ・賦課期日は法人の決算日 ・申告期限は決算日から一定期間後 ※申告期限を現行制度並びで1ヶ月後にしているもの（それ以外は2ヶ月後。）。

※この他にも「賦課期日を3月末、申告期限を賦課期日から2ヶ月後とする案」、「翌年度精算を行う案」もある

21

償却資産に関する調査研究委員会でこれまでに検討された見直し案（詳細）①

現行制度

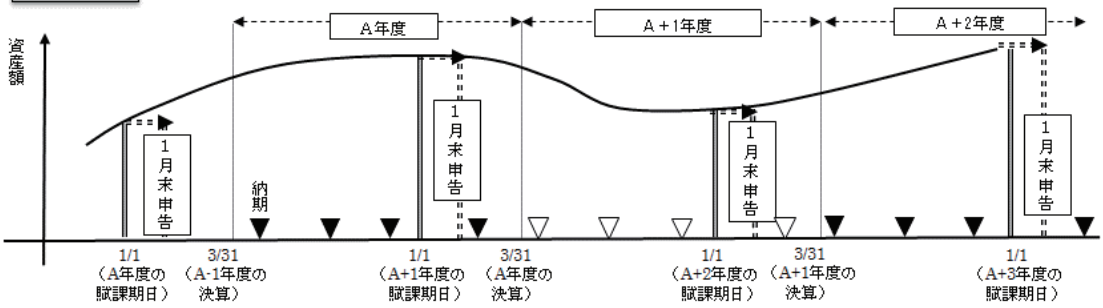

① 16年度　案3
28年度　案1

賦課期日：1月1日、申告期限：3月末
申告期限を単純に引き延ばす

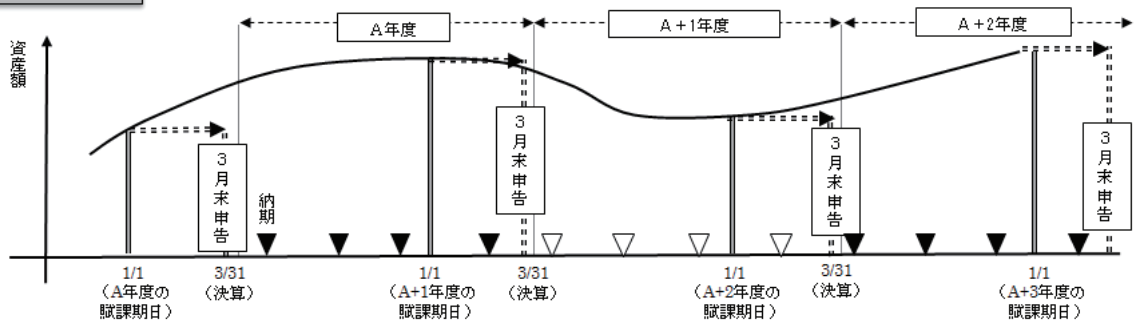

22

償却資産に関する調査研究委員会でこれまでに検討された見直し案（詳細）②

② 11年度　案1
17年度　案2
28年度　案5

賦課期日：1月1日、申告期限：1月末
決算日現在の資産について賦課期日現在の資産とみなす

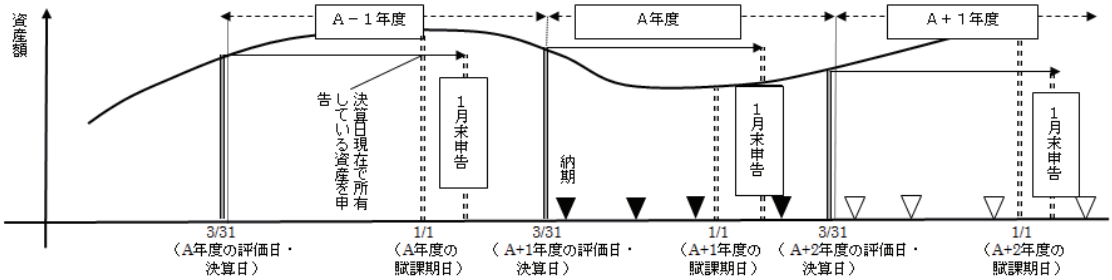

③ 11年度　案2

賦課期日：1月1日、申告期限：市町村長の承認した期限
前年度の課税標準を基に仮徴収、申告時に精算

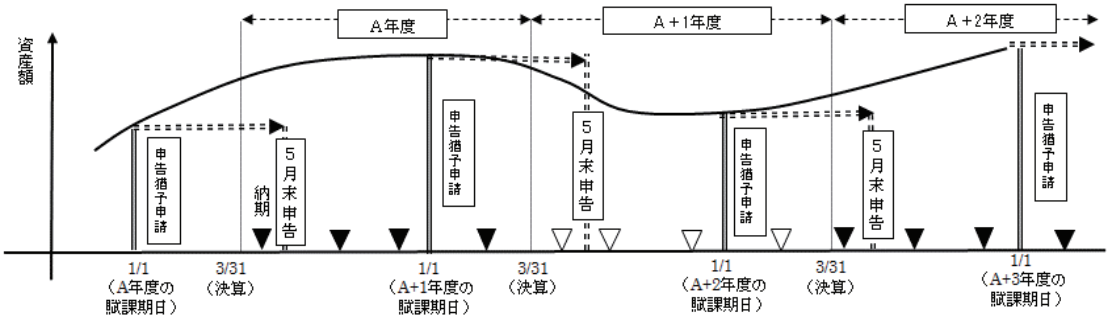

23

償却資産に関する調査研究委員会でこれまでに検討された見直し案（詳細）③

④ 16年度　案2
28年度　案3

賦課期日：1月1日、申告期限：決算確定後

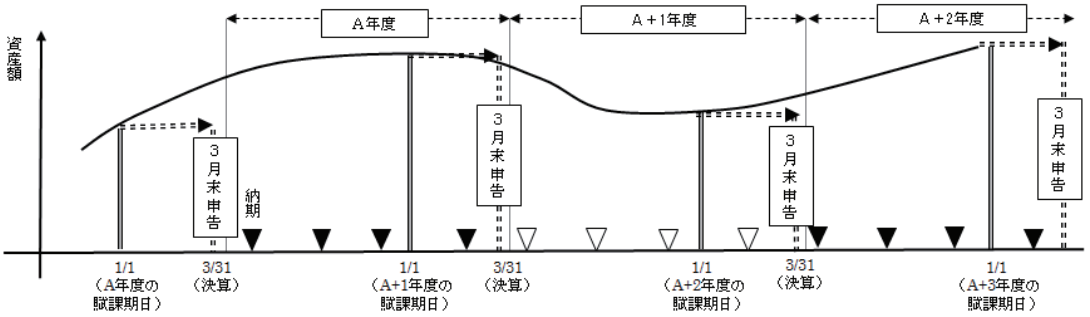

⑤ 16年度　案1
28年度　案2

賦課期日：1月1日
申告期限：1月末（仮申告）、決算確定後（本申告）

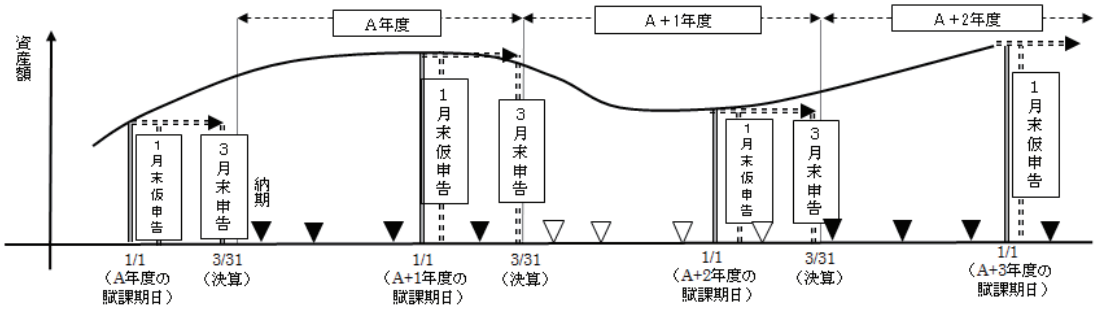

償却資産に関する調査研究委員会でこれまでに検討された見直し案（詳細）④

⑥ 10年度　案1
16年度　案4
17年度　案1
28年度　案4

賦課期日：法人決算日、申告期限：決算日から一定期間後
（10年度案1及び28年度案4については、申告期限を決算日から
1ヶ月後で検討。その他は2ヶ月後）

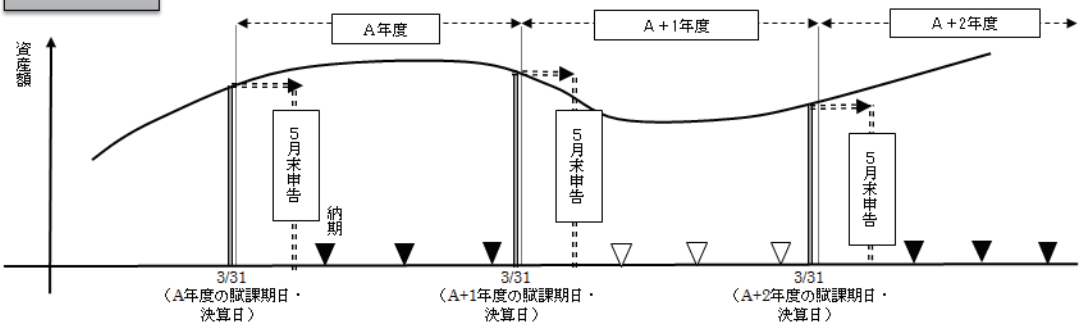

資料６

平成 30 年度税制改正に関する建議書（案）抜粋

○　償却資産に係る固定資産税の抜本的見直しについて

償却資産に係る固定資産税（以下「償却資産税」という。）については、企業の設備投資の阻害要因になっていること、市町村の執行体制が不備であること、市町村による課税客体の捕捉が不十分であること、事業者の過度な事務を負担させていること、業種間の税負担が偏在していること等の問題がある。特に、賦課課税を行う税務職員の執行体制が市町村により大きな差があり、また調査の手法も確立されていないことにより、適正な制度の執行が担保されているとは言い難いとの指摘もあり、納税者間の不公平感が生じ、適正な申告がされていない現状がある。主要諸外国において償却資産に対して課税をしている例は少なく、国際競争力の観点からも、将来的には廃止を検討すべきである。

しかし、市町村の財政の現状からみると、代替財源がない限り、同制度を廃止することは実際問題として困難である。したがって、これらの問題を解決するために、償却資産税を固定資産税から切り離すこと、賦課課税方式でなく申告納税方式に変更すること、償却資産税の申告期限を所得税及び法人税の確定申告期限に一致させることなど、抜本的改革の検討をすべきである。

なお、その際には設備投資の促進を税制で一層支援し、さらに小規模事業者の事務負担を軽減するために、免税点を 300 万円（現行 150 万円）程度に引き上げるべきである。あわせて、申告業務の簡素化のため、平成 19 年度税制改正における減価償却制度の抜本改革を踏まえた残存価額の廃止及び租税特別措置法における 30 万円未満の少額資産の費用化等、税率の見直しを含めて、国税の課税標準の計算方法との整合性を図るべきである。

※　本意見は 5/11 時点の案であり、機関決定を経たものではない。

資料７

日本税理士会連合会・税制審議会への諮問と答申

※税制審議会…日本税理士会連合会会則に基づいて設置された会長の諮問機関で、学識経験者及び税理士によって構成されている。単年度ごとに発せられる会長の諮問に応じ、税制並びに税務行政全般について調査・審議を行い、その結果を会長に答申する。この答申は、日本税理士会連合会が毎年、関係省庁に提出する税制改正建議書に反映される。

【諮問事項（H28.6.27 付）】

償却資産に係る固定資産税制度のあり方について

（趣旨）

企業が保有する事業用の償却資産に係る固定資産税制度は、シャウプ勧告に基づき昭和 25 年に創設されたものであり、市町村の行政サービスに対する応益課税であるといわれています。その税収規模は約 1 兆 6,000 億円となっており、与党の「平成 28 年度税制改正大綱」では、「固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する。」とされています。

一方、償却資産に対する課税は、企業の設備投資の阻害要因になること、製造業などの設備投資型の業種に税負担が偏っていること、償却資産を活用して得られる所得に係る事業税や住民税との重複課税になること、諸外国の税制をみると償却資産に対して固定資産税を課税している国はほとんど見当たらないこと、といった観点から、制度そのものを縮小又は廃止すべきであるという意見があります。

実務の観点からは、償却資産の評価方法について、残存価額の有無、特別償却や少額減価償却資産の取扱いなどの点で法人税や所得税における減価償却制度と齟齬があるとともに、法人の決算期に関係なく賦課期日と申告期限が定められているため、企業に煩瑣な申告事務を強いていると考えられます。また、課税範囲については、家屋と償却資産の区分判定が困難な場合があるとともに、登記制度のある土地等と異なり課税客体の捕捉が不完全であるなどの問題も指摘されています。

そこで、現行の償却資産に係る固定資産税制度について、免税点や税率水準のあり方などを含め、中小企業の事務負担を踏まえて総合的に検討していただきたく、貴審議会に諮問します。

【答申（H28.12.14 付）の概要】

１．現行制度の主な問題点

(1) 特定の業種に負担が偏っていること

(2) 企業の設備投資の阻害要因となっていること

(3) 執行体制の不備により課税客体の捕捉が不完全であること

(4) 賦課期日と法人の決算日との相違、国税の減価償却制度と償却資産の評価方法の差異によって事業者に過度な事務負担が生じていること

２．見直しの方向性

(1) 償却資産に係る固定資産税制度は、租税制度の基本原則である公平・中立・簡素の要請を満たしているとはいえず、廃止又は大幅に縮小すべき。

(2) 一方で、償却資産に係る固定資産税の税収は約１兆 6,000 億円に上り、市町村財政を支える基幹税であることから、代替財源がない限り直ちに廃止することは困難。

(3) 仮に償却資産に係る課税制度を存置する場合には、柔軟な制度設計のしやすさ等の点から、固定資産税とは異なる新たな税目を創設し、現行制度の問題点に対応した課税制度に再構築すべき。

(4) 新たな課税制度に再構築する場合の個別論点として、①国税の減価償却制度と償却資産の評価方法を統一する、②賦課期日と法人の決算日、申告期限を統一する、③課税対象資産の範囲を国税の法令に準拠して明確化する、④賦課課税方式を申告納税方式に、免税点方式を基礎控除方式に変更する――こと等を検討すべき。

(5) 新たな税目の早期立法が困難な場合でも、問題点の解決を先送りせず、現行制度について抜本的見直しを行うべき。

倉敷市作成

資料１

平成29年度　第2回
償却資産課税のあり方に関する
調査研究委員会

固定資産税（償却資産）に対する課税

平成２９年６月２８日

目次

１．償却資産とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１ｐ
２．対象となる償却資産の例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１ｐ
３．償却資産に対する課税　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２ｐ
４．償却資産の税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ｐ
５．償却資産の納期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ｐ
６．償却資産の申告が必要な者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ｐ
７．申告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ｐ
８．倉敷市の償却資産課税の状況（平成２８年度）・・・・・・・・・　４ｐ
９．倉敷市の償却資産課税事務の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・　４ｐ
１０．償却資産課税の現状課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５ｐ
１１．納税者ごとに決算期が異なることによる、課税現場への影響・　６ｐ
１２．倉敷市が検討した償却資産課税のあり方（案）・・・・・・・・　８ｐ

１．償却資産とは

主に土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権、その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるべきもの。

２．対象となる償却資産の例

構築物	構築物	門、塀、擁壁（土留め）、広告塔、舗装路面（駐車場舗装）、植栽、屋外排水溝、屋外給排水・電気設備・ガス配管 等
	建物 建物附帯設備	・プレハブ等の建物で基礎がない又は基礎がブロックの単体等の簡易な建物（家屋評価対象とならないもの） ・建築設備のうち特定の生産又は業務の用に供するもの （自家発電設備、受変電設備、中央監視装置等の電気設備や洗濯設備、厨房機器、テント、取り外しが容易な簡易間仕切 等） ・賃貸ビル等でのテナント入居者等が設置した設備 （空調設備、屋内給排水・電気・ガス設備等の内装工事等で、入居者側で設置した設備については、家屋から切り離し、償却資産として取り扱いますが、「固定資産における家屋と償却資産との分離課税に関する届出書」の提出が必要です。）
機械及び装置		製造加工機械、土木建設機械、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）、その他産業機械及び装置 等
船舶		客船、貨物船、遊覧船、ボート 等
航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車、その他の運搬具 （自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く）
工具・器具及び備品		ロッカー・応接セット等家具、テレビ・ビデオ等機器、冷暖房器具、冷蔵庫、パソコン・コピー等のＯＡ機器、自動販売機、レジスター、看板・ネオン、金庫、監視カメラ 等

３．償却資産に対する課税

償却資産は、固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として取得後の 経過年数に応ずる価値の減少を考慮し、毎年評価する。

評価の価額（評価額）が決定価格となり、それをもとに課税標準額を算定する。

（１）前年中に取得した償却資産

評価額 ＝ **取得価額** × **（1－減価率÷2）**

（２）前年前に取得した償却資産

評価額 ＝ **前年度の評価額** × **（1－減価率）**

※取得価額：償却資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額をいうものとし、原則として他から購入した償却資産にあっては、その購入の代価に、自己の建設、製作、製造等にかかる償却資産にあっては、その建設、製作、製造等のための原材料費、労務費及び経費の額に当該償却資産の付帯費の額を含めた金額。

※減 価 率：原則として耐用年数表（耐用年数省令別表）に挙げられている耐用年数に応ずる減価率が定められている。（固定資産評価基準別表１５）

ただし、算出された評価額が、取得価額の百分の五に相当する額を下ることとなる場合においては、当該百分の五に相当する額とする。（取替資産、鉱業用坑道を除く。）

４．償却資産の税額

課税標準額　×　税率（１．４％）　＝　税額（１００円未満切り捨て）
ただし、課税標準額が、１５０万円未満の場合（免税点）は課税されない。

５．償却資産の納期

地方税法第３６２条に「固定資産税の納期は、４月、７月、１２月、２月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。」

６．償却資産の申告が必要な者

毎年１月１日現在、市（区町村）内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産（貸し付けている資産も含む。）の所有者が対象となる。

償却資産については、申告制度となっており、所有者が自ら申告しなければならない。

７．申告

賦課期日：１月１日（市内に所在する償却資産の所有者は毎年１月１日現在の資産状況等を市（区町村）へ申告しなければならない。）
申告期限：１月３１日（１月３１日が土、日曜日及びその他の休日にあたる場合はこれらの日の翌日）
申 告 先：当該償却資産の所在地の市（区町村）の固定資産税担当部署

８．倉敷市の償却資産課税の状況（平成２８年度）

固定資産税担当部署（資産税課）職員数：４７人（内償却資産職員４人）
固定資産税総額：約３７１億円　内償却資産課税総額：約１０８億円（２９％程度）
全期前納割合：全体件数　約６,８００件　内全期前納件数　約１,５００件（２２％程度）
：全体税額　約２２２億円　内全期前納税額　約１４億円　（　６％程度）

９．倉敷市の償却資産課税事務の流れ

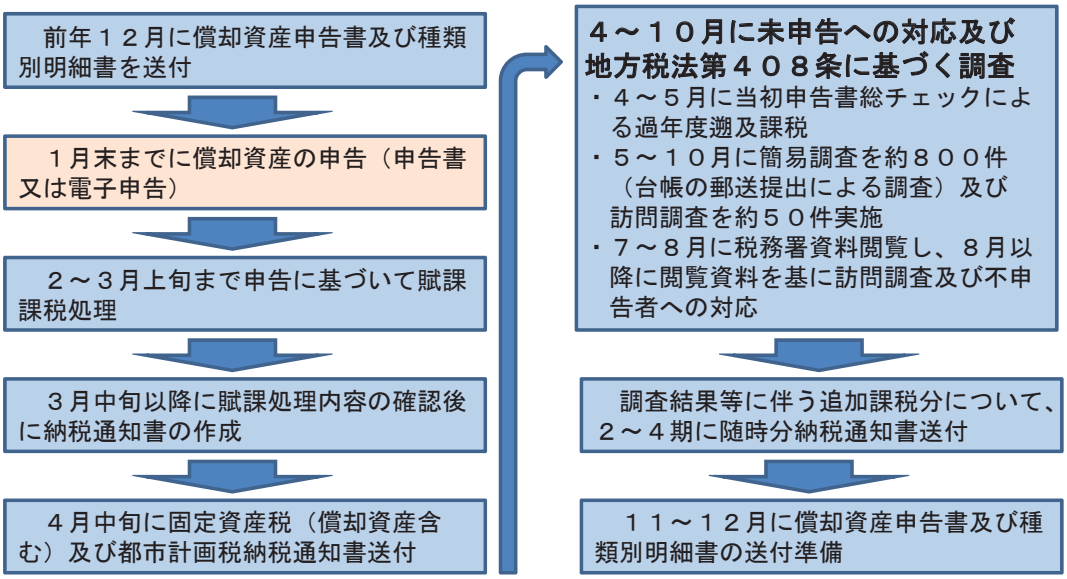

１０．償却資産課税の現状課題

（１）課税上の問題点

１全ての償却資産課税の申告期限が１月末日であるため、その後の納税通知書作成業務開始まで最大で２ヵ月しかなく、申告資産が適正であるか否かの確認（特に家屋と構築物の区分など）などを実施する時間が極端に少ない。

２事業主側で、経理上の処理方法の確定（特に中小企業の少額資産等）や、減価償却資産の確定など、決算日を元に調整されることが多いため、申告漏れや申告誤りが発生しやすい。

３個人等は所得税申告期限が３月１５日であることから、特に新規義務者が申告期限に間に合わないことがある。（関与税理士がいる場合であっても、申告期日に提出されないケースが倉敷市において毎年十数件程度ある。）

４申告日から決算日までに増加、減少のあった資産について、次年度申告時に見落とされ反映されないケースが多い。大企業の場合には、前年前取得金額の相違チェック機能等を利用して、見落としが少ないが、中小企業の場合には、担当者や担当税理士の変更等により、見落とされるケースが多い。

５実地調査については、岡山県内でも複数の自治体で実施されているが、担当職員の人数や、他の税業務を担当する職員の時間的制約などから、実施することが難しい自治体もある。

（２）電子申告（ｅＬＴＡＸ）の問題点

１電子申告率が低い。（倉敷市においては２７％程度）

２以下の理由により、電子申告であっても全申告書を印刷し、申告内容を全てチェック後にシステムへ手入力で反映させる必要がある。

ア１事業者に対して利用届を複数回提出される場合があり、利用者ＩＤが重複する。

イ本店住所など、市登録データと一致しない。

ウ税務ソフトを利用している場合であっても、あえてｅＬＴＡＸと連動させずに申告する場合や、税務ソフトの入力方法等を熟知しないで申告を行っている場合がある。

エｅＬＴＡＸのエラーチェックが甘い。（耐用年数未入力の場合でも提出できるなど。）

１１．　納税者ごとに決算期が異なることによる、課税現場への影響

賦課期日を各法人の決算期に合わせる（賦課期日＝各法人決算日、申告期限＝決算後２ヵ月）

メリットとされる事項	デメリットとされる事項
（申告者） １．一度の減価計算で済み、申告内容の事務負担の軽減や正確な申告に繋がるため、利便性が向上できる。 **（課税庁）** ２．決算期と賦課期日が同日となるため、申告対象資産の捕捉率向上に資する。 ３．窓口業務及び賦課業務等の繁忙期が分散するため、確認作業等が十分に行える。 **（申告者・課税庁双方）** ４．申告内容が精度の高いもので申告され、修正申告が減少する。 ５．ｅＴＡＸで償却資産の申告が可能となれば、国税連携を利用して、ｅＬＴＡＸから各自治体へ申告データを送信することができるため、利便性向上、事務の効率化及びｅＬＴＡＸの利用率向上に繋がる。 なお、法人税を申告する事業者においては、法人税申告書別表１６、個人については、所得税の収支内訳書を活用する。 但し、種類（勘定項目）ごとの内訳が別表１６だけでは確認できないため、償却資産課税に必要なデータを追加する大幅な改修が生ずることから、国税庁と十分な協議を行い協力連携を図る必要がある。	**（申告者）** １．納期が年度を跨る場合は、特筆するデメリットはないが、年度内に納税を完了するとした場合は、従来の４回に分けて納付できない事業者等が多く存在することから、一括徴収等で納税することとなる。 **（課税庁）** ２．納税通知書を土地・家屋と分けなくてはならず、システム改修（課税・収納）に伴う費用がかかる。 ３．施行年度においては、納期の一部が次年度になる納税者ができるため、財政上に支障をきたすこととなる。なお、普通交付税の不交付自治体は、補てんがなく、交付自治体においても４分の３程度の補てんは期待できるが、大きな影響がある。 ４．最も多い申告漏れ要因である、家屋と償却資産の区分の過年度遡及において、家屋と法定納期限が異なる状態になり、過年度遡及が異なることとなる。 ５．決算日の異なる法人間の資産移動による課税逃れや、二重課税の発生する可能性がある。 ６．窓口業務及び賦課業務等が分散されることで、訪問調査、簡易調査及び未申告者への申告慫慂に十分な時間がとれない。 ７．法人税法上の申告期限の延長があった場合には、納付時期が不確定となるため、収納部署との調整が必要。

デメリットとされる事項に対する対処方法（案）
（案１）年度内に納税を完了する場合は、現行納期を（１期～４期で）変更しない方法を検討する必要がある。なお、現行納期を変更しない方法（案）は、資料８ページ「倉敷市が検討した償却資産課税のあり方（案）」を参照。 （案２）国から特別交付税等の補填が必要。 （案３）国から特別交付税等の補填が必要。 （案４）現行納期を変更しない方法を検討する必要がある。（案１と同じ。） （案５）課税逃れが判明した場合は、課税逃れを行う原因となった各申告者へどの申告者が償却資産を申告するか選択させ、修正申告させる。また、二重課税については、償却資産の移動によって二重課税が発生する場合は、年内で当初に異動した申告者が申告するような法令改正等が必要。 （案６）ｅＬＴＡＸ等による電子化を推進すると伴に、賦課課税方式から申告納税方式に変えることで、課税庁の事務負担の軽減を行い、空いた時間を確保する。 （案７）法人税法の申告期限の延長と償却資産課税に伴う申告期限の延長を、本委員会の中で同じとするかどうかの協議が必要であるが、法人市（都町村）民税は、本年度の改正に伴い申告期限の延長を行っているため、償却資産課税においても同様の措置が必要であると考える。しかし、案１と同じに現行納期を変更しない方法を検討すれば、申告期限は延長しても納期限は延長する必要はないと考える。

１２．倉敷市が検討した償却資産課税のあり方（案）

賦課期日を各法人の決算期に合わせる（賦課期日＝各法人決算日、申告期限＝決算後２ヵ月）が、納期は現行の納期として土地・家屋と一緒に納税通知書を送付する。ただし、４月の１期目の納期に課税額が算出できない場合は、前年度の課税額の半分を仮徴収（１期～３期）として納税通知書を送付する。その後、各法人が決算後に申告を行うことにより、課税庁は価格（課税額）を決定し、課税額と仮徴収額の差額を、納税通知書を再送付して徴収する。

なお、前年度に課税がない新規課税については、一括徴収等の方法で納期内に徴収する。

メリットとされる事項	デメリットとされる事項
（申告者） ・一度の減価計算で済み、事務負担軽減に繋がる。 **（課税庁）** ・納税通知書を土地・家屋と一緒に送付するため、システム改修費用が小幅で済む。 ・年度内に納付が完了するため、財政上に支障をきたすことがない。 **（申告者・課税庁双方）** ・「１１．　納税者ごとに決算期が異なることによる、課税現場への影響」で示したメリットと同じ。	**（申告者）** ・税額変更に伴い、会計処理が必要となる。 ・新規課税は、一括徴収等で納税することとなる。 **（課税庁）** ・前年の課税額を納税通知書に記載するためのシステム改修が必要となる。 ・大半の法人へ納税通知書を２通送付することとなるため、当初の事務処理に加え、変更した納税通知書を送付することによる、事務量の増加及び郵便料が増加する。 ・仮徴収で納税通知書を送付したが、決算後に申告を行わない申告者に対し、対応方法を検討する必要がある。

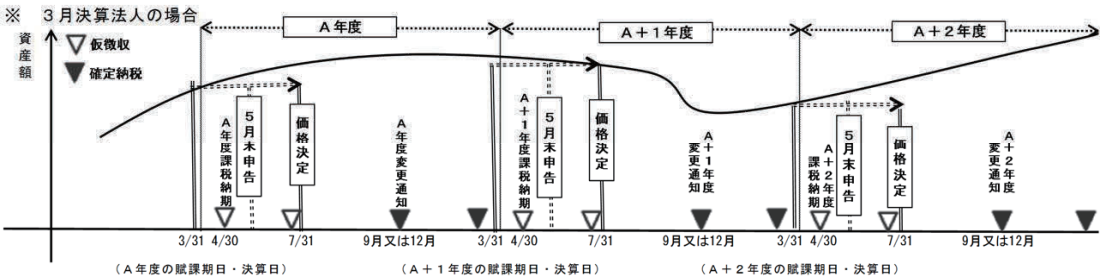

資料2

償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会　資料　六戸町　H29.6

１．償却資産の現状

固定資産税に占める割合（平成２８年度）

		税　額	割　合
固定資産税	合　計	663,351 千円	100%
	土地	131,095 千円	19.76%
	家屋	257,420 千円	38.81%
	償却資産	274,836 千円	41.43%

償却資産の申告状況（平成２８年度）

	免税点未満 (A)	免税点以上 (B)	合計 (C)	(B)/(C)
申告者数 (内 eLTAX)	143	201	344 (63)	58.43%

償却資産関係事務について

・職員体制

償却資産事務については、税務課員９名のうち、主として固定資産税担当２名で実施している。

税務課取扱事務：個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の課税、収納、徴収

・申告書の入力等

eLTAX 申告はプリントアウトし、紙ベースの申告とあわせ、確認、入力作業を職員が実施している。これは、システムに取り込む改修をしていないこともあるが、前年申告内容と照合し、異動内容の確認後にシステムに反映したいためである。

課税客体の把握について

・税務署での閲覧

申告内容での疑義が感じられるものがある場合に実施している。

現状は、申告内容との照合は出来ていない。

現状で困っていること

・免税点（１５０万円）未満の方の申告があまりなされていないし、強く提出を求めていないため未申告者がいる。
・申告データとの照合、確認作業が出来ていない。
・実地調査が出来ていない。
・人的不足により、土地、家屋を優先し、償却の事務に時間をかけれない。
・所得税の確定申告時期と重なる２～３月の事務が過大となっている。

２．今回の改正案でのメリット・デメリット

申告制度の見直し案の基本形

（案）　賦課期日＝各法人決算日

申告期限＝決算後２か月

価格決定日＝申告期限から２ヶ月以内

メリット

・法人の決算内容で償却資産の申告となれば、申告漏れが無い。

・所得税の申告時期と償却資産の申告時期が重ならず、業務の分散化が見込める。

デメリット

・固定資産税の納期は市町村ごとに条例で定めているため、法人の決算日によっては直近に納期が無い場合があるので、随時期での対応となる。（当町の納期は 5、7、9、11 月）

・４回の納期を想定した場合、年度を超えるため調定替えが発生し、事務が煩雑になる。

・申告者ごとの、決算日の捕捉・管理が新たに必要となる。

・申告者ごとに法定納期限及び納期が変わるため、滞納処分も含めて考えた場合、「固定資産税」として一本化した管理ではなく、別に償却資産分の管理が必要となる。

・「土地・家屋分」と「償却資産分」と分けた納税通知書の発行となれば、コスト、労力が増加する。

・見直し後、初年度の収入が減少する。

・新たな税目の追加と同等のシステム改修費用が必要となる。

３．効率化が図られるもの

・法人の申告と同じ資料での申告となった場合

　課税客体の把握が容易

・電子で入力データを取り込む場合

　入力の省力化、入力による間違いが無い

・申告時期を決算月とした場合

　２～３月の事務集中が軽減できる。（ただし、課税事務も分散すると増加する。）

・申告納税制度になった場合

　課税事務が軽減できる。

　eLTAX での一括納付処理が可能となる。

４．　めざすところ

・固定資産税も含め、税法が複雑化しているので、国税・地方税の取扱いに違いが無く、住民に分かりやすいもの。

・課税客体の把握が容易となり事務負担が減少するもの。

・システムの改修費用が少ないもの。

資料3

償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会資料

平成29年6月
横浜市

固定資産税・都市計画税の課税状況

平成29年度

	納税者数	課税額（千円）	（内訳）		
			（前年比）%	固定資産税	都市計画税
土　地	1,055,953	142,257,618	▲ 0.05	110,418,736	31,838,882
家　屋	1,088,158	146,210,931	2.15	120,629,439	25,581,492
償却資産	33,840	37,188,656	1.02	37,188,656	
合　計		325,657,205	1.11	268,236,831	57,420,374

1

償却資産の課税体制

◆財政局固定資産税課（27名）

（固定資産税課長、家屋償却資産担当係長、償却資産担当専任職1名、職員2名）

- 固定資産税の賦課事務に係る指導及び審査
- 固定資産税の評価に係る企画及び指導並びに価格の決定
- 固定資産税の電算化

◆財政局償却資産課（40名）

（償却資産課長、償却資産担当係長2名、償却資産担当専任職3名、職員34名）

- 償却資産に係る固定資産税の賦課資料の調査及び収集
- 償却資産に係る固定資産税の賦課

◆区税務課（土地担当149名、家屋担当163名）

年間スケジュール

【償却資産課（償却資産センター）】

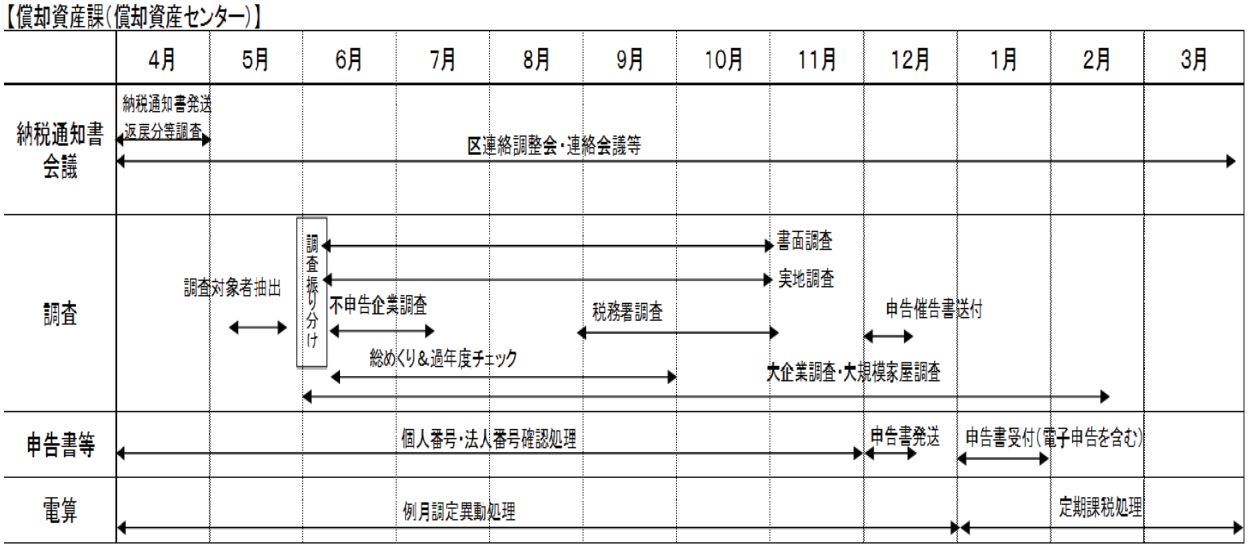

平成28年度調査結果

- 不申告調査
  催告はがき発送　8,066件、電話催告　5,855件
  申告件数　2,480件、追徴税額　353,203千円
- 前年度申告書との突合による申告もれ資産チェック
  修正件数　2,323件、修正税額　133,981千円
- 実地調査
  調査件数　437件、修正税額　42,240千円
- 固定資産台帳調査
  修正件数　334件、修正税額　53,701千円

◆調査による修正税額計　　649,753千円

eLTAX利用件数

	申告総数（件）	うちeLTAX（件）	増加件数（件）	eLTAX利用割合
27年度	67,350	15,683		23%
28年度	63,209	19,622	3,939	31%
29年度	63,237	23,229	3,607	37%

電子申告・電子納税の普及拡大

【3月決算法人の場合】

- 納税者は5月31日までに申告書を作成し電子申告
  併せて課税予定金額を算出し電子納付申請

・課税庁は7月31日までに価格を決定し、賦課決定
  予め納付された予定金額と賦課額に差異があるときは、追徴・還付

納税者・課税庁双方の事務の軽減

6

賦課期日を決算日とした場合の賦課決定（案）

- 申告期限　⇒　決算後2か月
- 価格決定日　⇒　申告期限から2か月後
- 納期　⇒　価格決定日と同日
- 納税者は申告期限までに予め税額を計算し、予定額を全額納付
- 課税庁は申告期限後2か月以内に賦課決定し、納付済額と差異があるときは、追加徴収又は還付を行う

7

資料4

平成29年度　第2回
償却資産課税のあり方に関する
調査研究委員会

申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について

平成29年6月28日

論点1

申告納付とすべきか、引き続き賦課課税とすべきか。

視点

① 総務大臣（知事）配分資産については、課税の仕組み上、申告納付は極めて困難ではないか。

② 市町村申告分のみ申告納付とした場合、大臣（知事）配分資産を所有する納税義務者については、賦課課税と申告納付が併存することをどう考えるか。

③ 中小企業の電子化への対応状況を踏まえた場合、税額の算定まで求めることは過大な事務負担を強いることにならないか。

④申告納付にした場合のメリット・デメリットは何が考えられるか。

論点1（つづき）

視点① 総務大臣（知事）配分資産については、課税の仕組み上、申告納付は極めて困難ではないか。

〈参考〉総務大臣（知事）配分資産の指定及び価格等の決定・配分に係るフロー

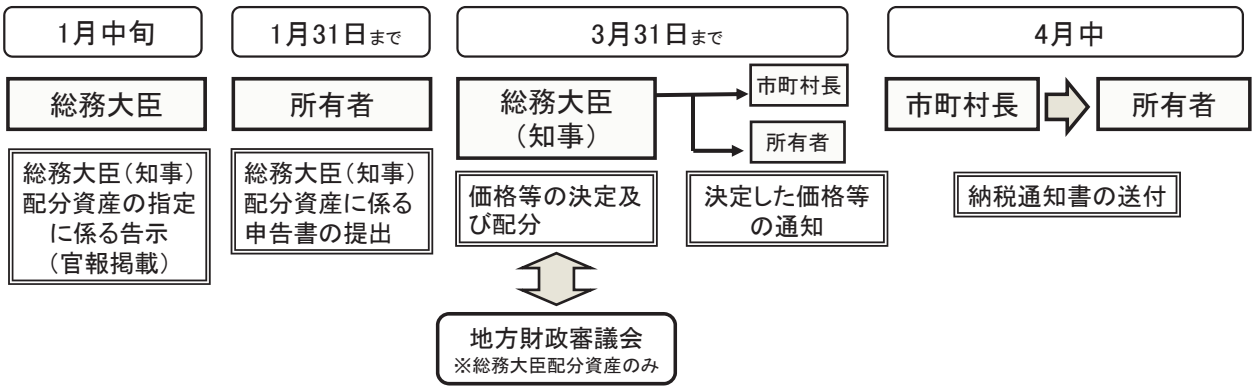

以下の理由により、総務大臣（知事）配分資産について申告納付とするのは極めて困難ではないか。

（1） 申告者側で計算の上資産を適正に配分することが必要となるが、そこまでの負担を申告者に課すことは望ましくない。

（2） 申告納付とした場合、各課税庁では資産の全体像を把握することができないため、適正に申告されているか確認することができない。

2

論点1（つづき）

視点② 市町村申告分のみ申告納付とした場合（11月決算法人の場合）

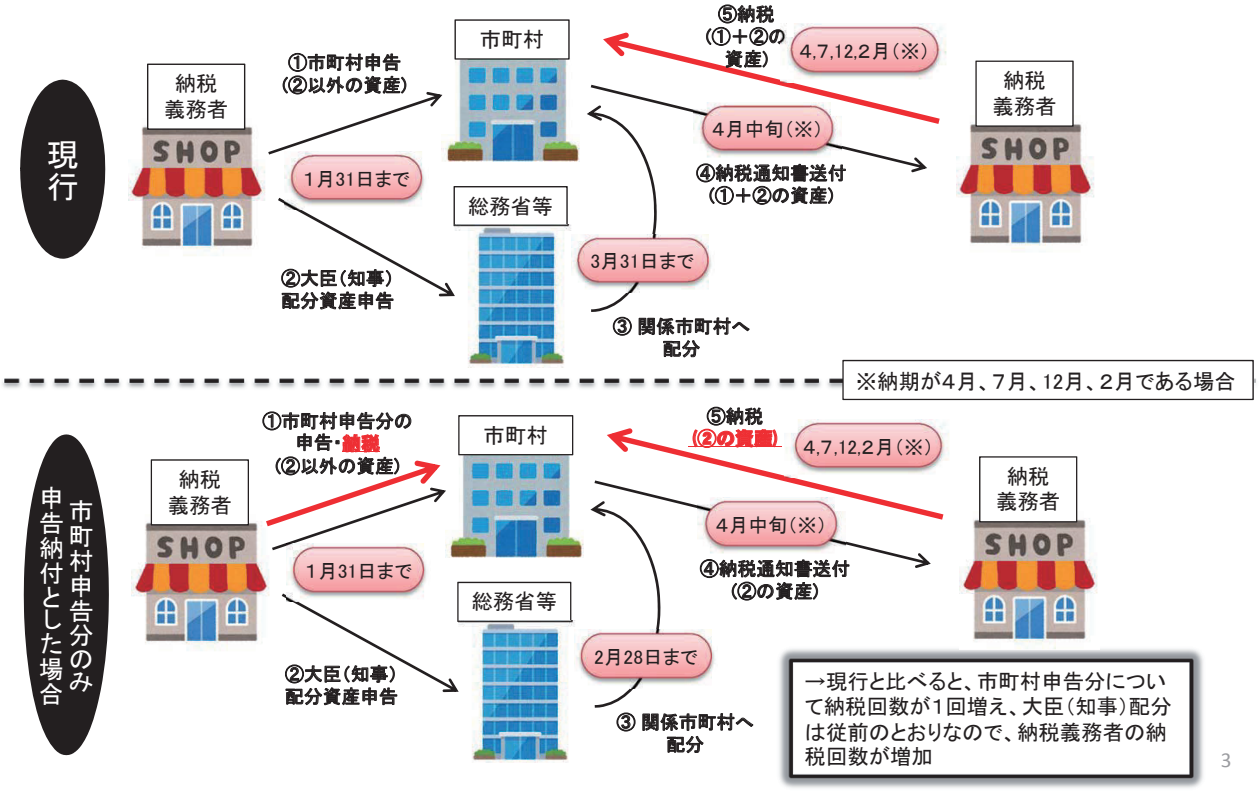

3

論点1（つづき）

視点③ 中小企業の電子化への対応状況を踏まえた場合、税額の算定まで求めることは過大な事務負担を強いることにならないか。

オンライン（eLTAX）利用率

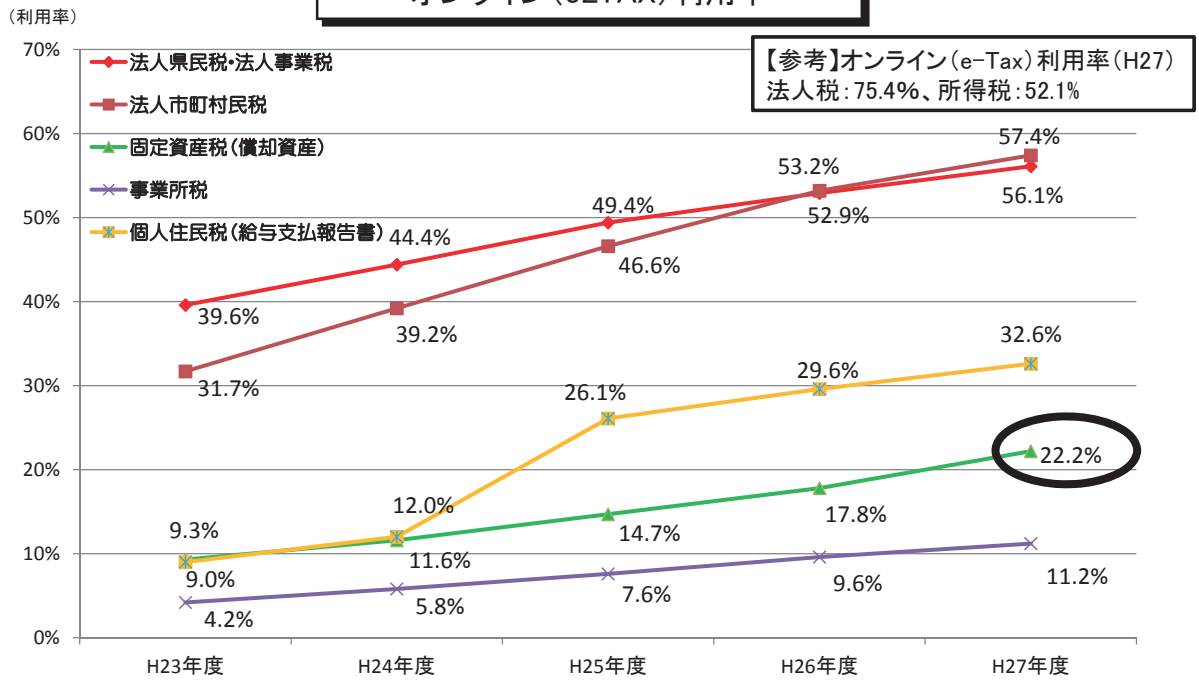

※「電子申告等の利用率等の調べ」（総務省自治税務局）

4

論点1（つづき）

視点③ 中小企業の電子化への対応状況を踏まえた場合、税額の算定まで求めることは過大な事務負担を強いることにならないか。

中小企業の会計ソフトの利用状況等

2016年版 中小企業白書（中小企業庁）

■ 業種別のIT導入状況

ここからは、中小企業におけるIT投資の現状について確認していく第2-2-6図は、ITの導入状況を業種別に見たものであるが、ハードウェアの導入については、中小企業の75.6%、さらにそのハードウェアにソフトウェア等（情報システム、クラウド・コンピューティングを含む）を追加してハードウェア・ソフトウェアを活用している中小企業は63.7%と半数以上の企業がハードウェア・ソフトウェアを経営に活用していることが分かる。また、業種別に見てみると、製造業や卸売業がほかの業種に比べて若干ではあるがハードウェア、ソフトウェアの導入割合がともに高いことが見て取れる。他方で、いずれの業種についても約2～3割の企業がハードウェア、約3～4割の企業がソフトウェア等を導入していないことからも、中小企業におけるIT活用が遅れていることが分かる。

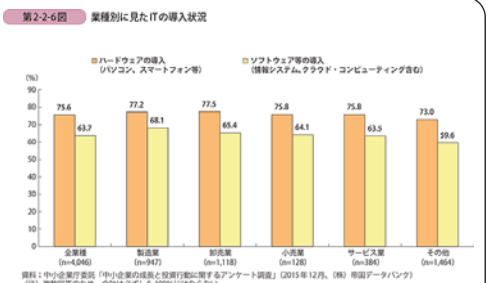

■ 中小企業における記帳を行う際のIT利用状況

また、第2-2-7図は、中小企業庁の委託により（株）帝国データバンクが2012年度に実施した「平成24年度中小企業の会計に関する実態調査」により、中小企業における記帳を行う際のITの活用状況について示したものである。これを見ると、経営で記帳する際に約2割の中小企業がパソコンを使用しておらず、（略）約3割の企業が会計ソフトを利用せずに記帳していることが分かる。

このように、ITを導入していない中小企業は、いまだに手作業で記帳を行っており、それによる記帳ミスや時間のロス、発生するコストが企業の生産性、収益力を押し下げていると推察される。

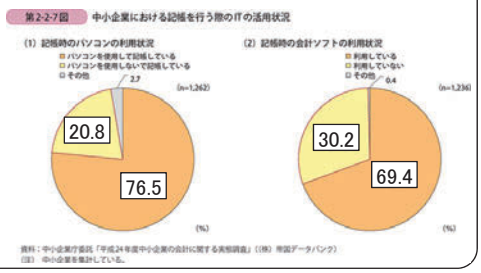

（参考）従業員数別企業数　約86%が従業員数10人未満

	総数	0～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～999人	1,000～1,999人	2,000～4,999人	5,000人以上
企業等数	4,098,284	3,046,806	469,759	279,724	100,912	80,820	61,311	41,490	13,301	2,307	1,262	592
総数に占める割合		74.3%	11.5%	6.8%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%

（出所）「平成26年経済センサス」（総務省）

5

論点1（つづき）

視点③ 中小企業の電子化への対応状況を踏まえた場合、税額の算定まで求めることは過大な事務負担を強いることにならないか。

規制改革推進会議　行政手続部会取りまとめ（H29.3.29）　抜粋

【Ⅱ　行政手続コストの削減方策】
3．削減目標
（3）取組期間
取組期間は、3年とする（平成31年度まで）。ただし、事項によっては5年まで許容する（平成33年度まで）。
（4）削減目標
●「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。
2．諸外国の税分野における行政手続コスト削減の要因は明確ではないが、少なくとも電子申告の利用率の大幅な向上が寄与していると考えられることに鑑み、次の数値目標を設定する。
① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率100%。
② 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-tax）の利用率100%。
●「地方税」については、「国税」と類似の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。取組に当たっては、地方公共団体の理解・協力を得ながら進める。
1．国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。
① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率100%。
② 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（eLTAX）の利用率100%。

6

論点1（つづき）

視点④ 申告納付にした場合のメリット・デメリット

【メリット】

・法人税と固定資産税（償却資産分）の申告納付が1回で済む。

・課税庁の賦課決定が不要となる（徴収時期が早まり、市町村側の資金繰りに余裕が生まれる。）。

【デメリット】

・課税標準の特例の適用をはじめ、申告者側に一定程度の申告の知識が要求される。

・法人税と固定資産税を同時期に納付することとなり、納税義務者側の資金繰りに影響が生じる。

・（市町村申告分のみ申告納付にした場合、）二つの制度が併存し課税庁・申告者ともに混乱する恐れ。

・（市町村申告分のみ申告納付にした場合、）納税回数が1回増える。

7

論点2

賦課期日を決算日に合わせた場合、事業者ごとに賦課期日が様々になるが、どのように納期を設定すべきか。

視点

- 納期を年4回としている理由として、「納税者に、一度に多額な税負担を強いることをせず、円滑な徴収を確保しようとすること」が挙げられることから、現行の納期に極力合わせるべきか。仮に納期を1回とした場合、納税義務者は許容できるのか。

各市町村における全期前納割合

		第1納期にて全納した納税義務者の割合（%）	第1納期にて全納された税額の割合（%）
1	人口100万人以上の市	15.2%	9.9%
2	人口100万人以上の市	15.5%	11.9%
3	人口100万人以上の市	42.5%	30.1%
4	人口100万人以上の市	35.0%	最大値 34.6%
5	人口50万人以上～100万人未満の市	14.1%	32.5%
6	人口50万人以上～100万人未満の市	最小値 8.6%	8.8%
7	人口30万人以上～50万人未満の市	26.7%	20.5%
8	人口30万人以上～50万人未満の市	21.4%	15.6%
9	人口30万人以上～50万人未満の市	22.1%	最小値 6.3%
10	人口10万人以上～30万人未満の市	41.9%	25.8%
11	人口10万人以上～30万人未満の市	42.2%	27.9%
12	人口10万人以上～30万人未満の市	最大値 69.3%	31.3%
13	人口10万人未満の町	49.8%	10.1%
	単純平均	31.8%	21.6%

※ 総務省において市町村を抽出のうえ聞き取り

8

資料

平成29年度　第3回
償却資産課税のあり方に関する
調査研究委員会

申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について

平成29年7月27日

第1回、第2回において検討した案の課題

【当初案】

○　賦課期日　　＝　各法人決算日（現行制度：１月１日）

○　申告期限　　＝　決算日から２ヶ月後（現行制度：１月31日）
（法人税の申告期限と合わせることを基本）

○　価格決定期限　＝　申告期限から１ヶ月後（現行制度：３月31日）

【課題】

1.　賦課期日が各法人で異なるため、決算日の異なる法人間の資産移動による課税漏れや二重課税が発生する可能性がある。（次ページ図）

①　正確な課税を期すために、資産の移動を行った際、売買当事者に修正申告をさせることも考えられるが、事業者は、決算期の申告以外にも申告が必要となること、常に売買相手の決算期を把握しておく必要が生ずること等から、かえって申告の複雑化を招く。

②　法人税法と同様の否認規定を置くことも考えられるが、決算期の異なる当事者間の「通常の取引」に係る上記のような事態については適用困難。また、そもそも課税庁に否認に必要な調査能力が求められることも課題。

2.　事業年度課税とした場合、制度切替え初年度の減収が生じてしまう。
また、法人課税との関係など、償却資産課税自体の抜本的見直し論を惹起する恐れ。

決算期の違う法人間で資産の移動を行った際の問題点

●10月決算法人Bと4月決算法人Aが資産の売買を行う場合

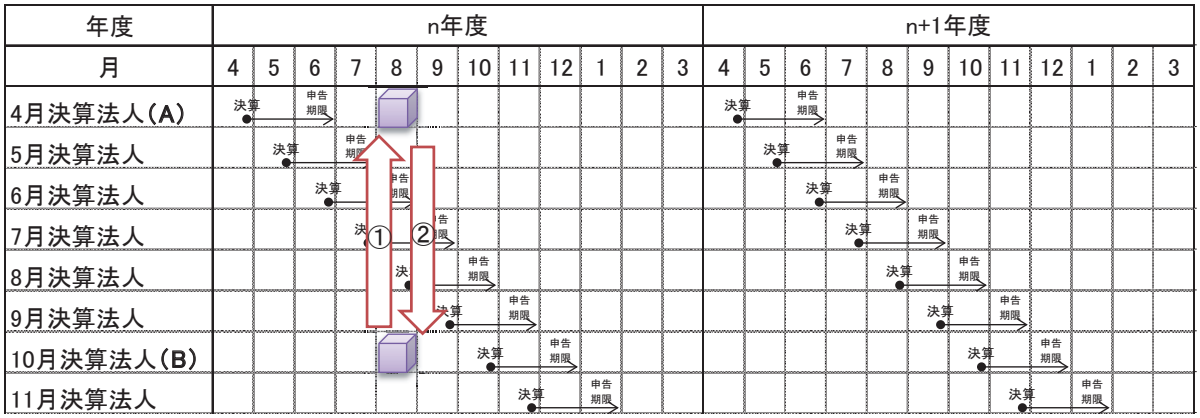

① 10月決算法人Bが4月決算法人Aに、8月に償却資産を移転した場合のように、決算日（賦課期日）に所有権を持たない状況となれば課税がされない

② 反対に、上記の例でAからBに移転した場合には、二重課税となる

対応案

■取引時点においてAもしくはBが修正申告を行えば良い

→ 例えば取得側に申告義務を課する場合、Aは常に取引先の決算期を把握している必要が生じ、決算期の申告以外にも申告が必要となり、相当面倒ではないか。

→ その面倒を軽減するため、一定額以上の取引のみに申告義務を限定することも考えられるが、一定額をいくらにするかという問題や、一定額をチェックするという新たな事務も事業者・課税庁双方に追加。

→ 反対にケース②の場合、AもしくはBのどちらかから当該資産を除却する必要がある。この場合は、一定額以上の取引のみに限定することは事業者にとって不利。

⇒ 決算日の現状有姿の姿を申告を行えばよいというシンプルな姿からかけ離れてしまう

2

今回検討したい案の基本的な考え方

● 賦課期日

賦課期日は変更しない。

※ 賦課期日を各法人の決算日とすると、決算日の異なる法人間の資産移動による課税漏れや二重課税が発生する等の問題点（前述）がある。

● 申告期限

原則、決算日の翌日から２ヶ月以内。法人税の申告期限と同一とする。

※ 平成29年度改正において、法人税の申告期限は最長４ヶ月間の延長が可能とされたが、納期限自体の変更なし（決算日から２ヶ月以内）。そのため、法人においては決算日から２ヶ月以内に固定資産台帳の整備を終え、納付することが通常（納期限を過ぎると利子税が発生）

※ 11月・12月決算法人については別紙。

● 納期

現行の納期である、４・７・12・２月の計４回を維持。

※ 課税庁側からは、債権管理上の観点から、土地・家屋と納期を併せて欲しいとの要望あり。

● 仮徴収

決定日までに訪れる納期については仮徴収で対応。

● 申告様式

現行の様式（種類別明細書）を最小限修正し、減少資産について除却年月欄を追加。

※ 課税庁において１月１日の資産価格を算定。

※ 11月・12月決算法人については別紙。

3

11月・12月決算法人の取扱い

（「賦課期日直後に到来する決算日」から２ヶ月以内とする案）

- 申告期限は原則として、「賦課期日直後に到来する決算日」から２ヶ月以内とする。
  （決算日時点で既に賦課期日の資産状況が確定しており、申告すべき資産の内容の精査が完了しているため）
- しかし、この案では11月・12月決算法人は
  ① 価格決定が第４納期に間に合わないことになる
  ② ｎ＋１年度の賦課期日（ｎ＋１年１月１日）の後に、ｎ年度の申告をすることになる
  という課題あり。
- そこで、11月・12月決算法人については、申告時期を前倒しし、賦課期日（ｎ年１月１日）から２ヶ月以内に申告させることとしてはどうか。（→P. 90）

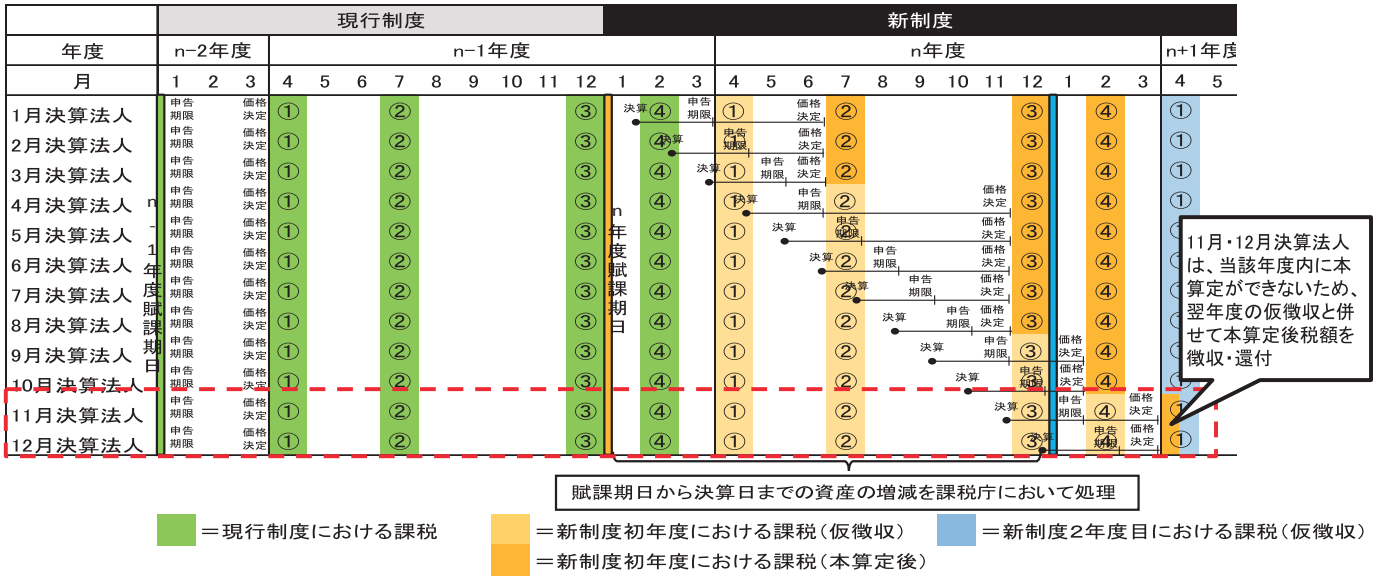

＜参考＞ 国税庁統計年報「決算期別の普通法人数」（平成27年4月1日～平成28年3月31日）より抜粋

	事業年度終了月	申告法人数（社）	割合
年1回決算	4月	187,427	7.1%
	5月	216,448	8.2%
	6月	254,583	9.6%
	7月	200,614	7.6%
	8月	230,739	8.7%
	9月	287,241	10.8%
	10月	122,013	4.6%
	11月	90,863	3.4%
	12月	265,757	10.0%
	1月	94,266	3.6%
	2月	174,803	6.6%
	3月	508,030	19.1%
	計	2,632,784	99.2%
年2回決算	4･10月	1,819	0.1%
	5･11月	1,899	0.1%
	6･12月	4,195	0.2%
	7･1月	2,513	0.1%
	8･2月	3,234	0.1%
	9･3月	6,420	0.2%
	計	20,080	0.8%
その他		423	0.0%
合計		2,653,287	100.0%

調査対象等： 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人（会社等、企業組合、及び医療法人）について、平成28年7月31日までに申告のあった事績及び平成27年7月1日から平成28年6月30日までの間に処理した事績を「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成。

用語の説明： 年3回以上決算がある場合はその他に区分。

＜参考＞ 決算期別上場企業数

（単位：社）

	決算期												合計
	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	
東証１部	19	114	1,447	15	37	37	11	26	58	17	20	215	2,016
東証２部	6	30	369	4	6	14	7	7	16	8	14	46	527
JASDAQ	17	43	435	12	19	45	8	21	39	13	11	86	749
マザーズ	9	15	86	5	4	15	6	9	28	5	4	47	233
合計	51	202	2,337	36	66	111	32	63	141	43	49	394	3,525

＜参考＞11月、12月の決算期別内訳

	11月		12月	
	20日	末日	20日	末日
東証１部	0	20	0	215
東証２部	2	12	0	46
JASDAQ	0	11	3	83
マザーズ	0	4	0	47
合計	2	47	3	391

（出典）決算月・決算日一覧＆検索（http://kabu.hikak.com/）

以上を踏まえた見直し案

【申告期限】（原則）「賦課期日直後に到来する決算日」から２ヶ月以内
（11月及び12月決算法人）２月末

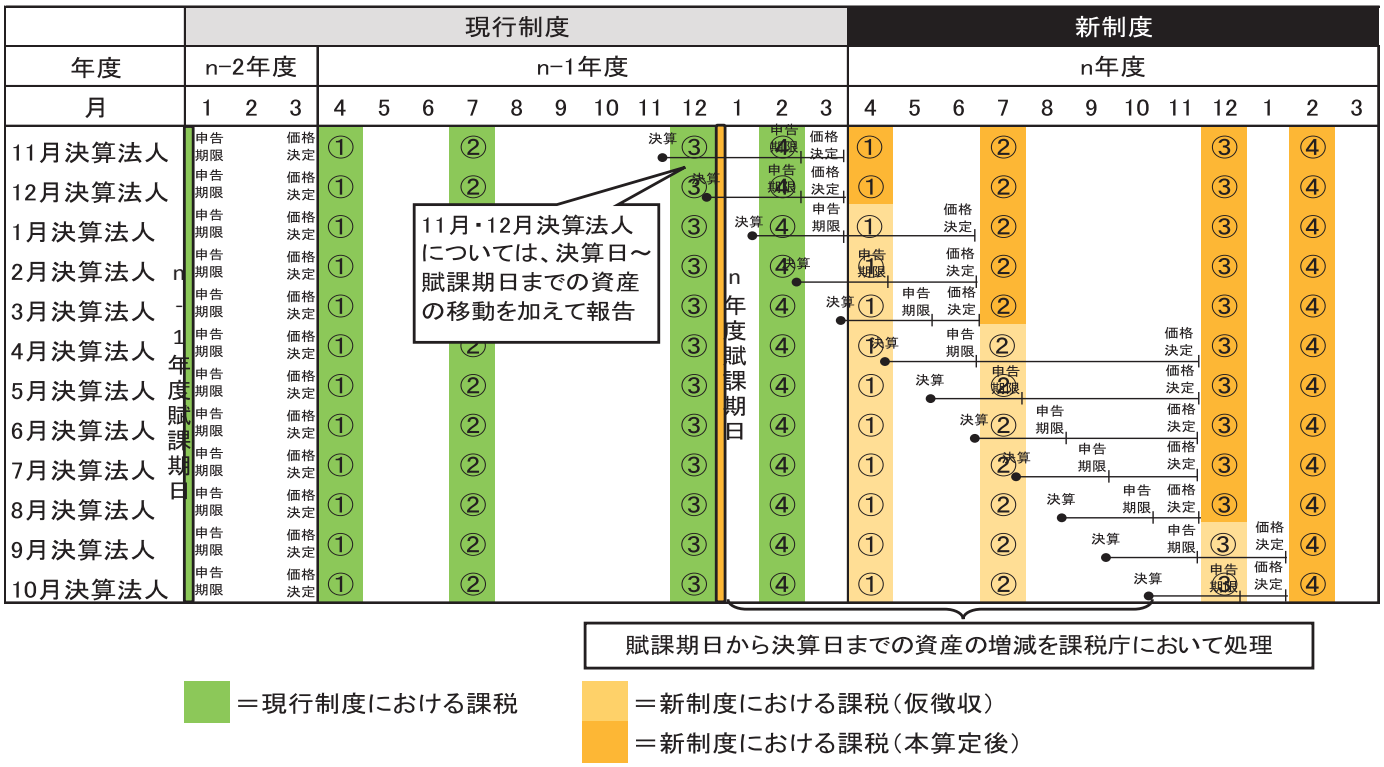

課税庁と納税義務者間における申告書の一連の流れについて

新制度案　賦課期日＝1月1日、申告期限＝決算日の2ヶ月後

※　n年度に係る課税の場合（平年度と仮定）
（6月決算法人の場合）

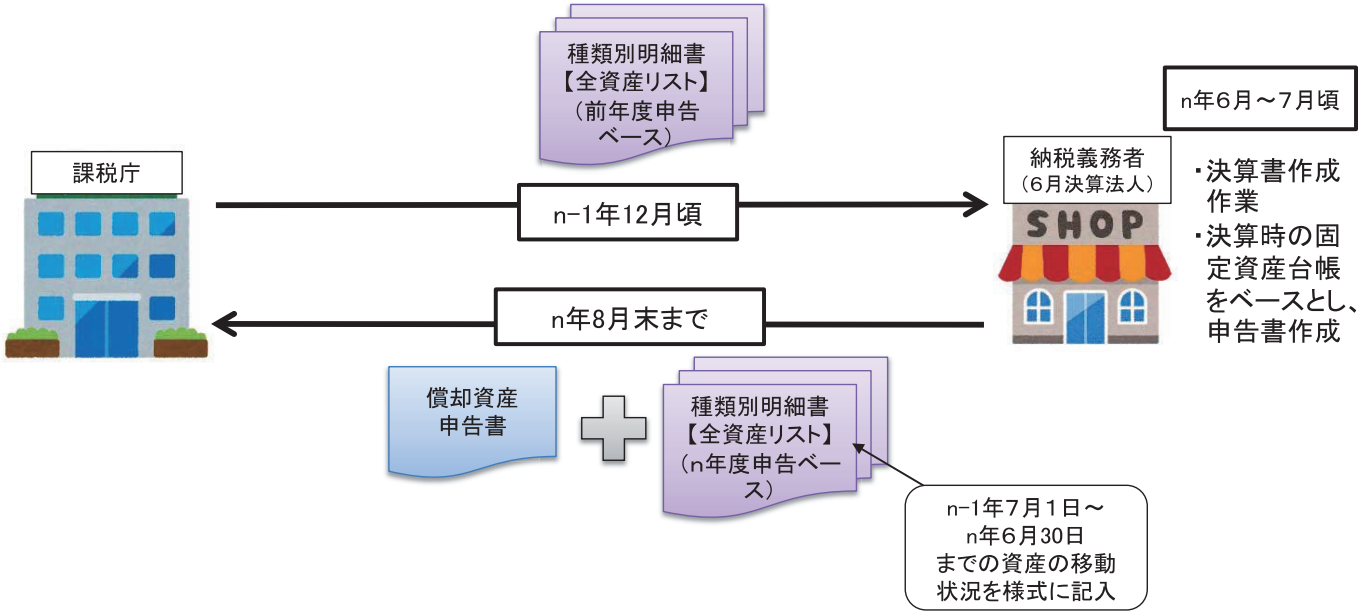

※　n-1年1月2日～n-1年6月30日に係る資産移動については、前年の申告書において申告済

種類別明細書（イメージ）

※　課税庁において、前年度申告分資産に基づき1年分減価償却させた価額を表示

平成29年度　**種類別明細書**　第二十六号様式別表一（提出用）（用紙日本工業規格A4・草色）（第十四条関係）

※ 所有者コード	※

所有者名：株式会社 ●●　1枚のうち 1 枚目

新たに除却欄を様式に追加

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年月	除却年月 適用	除却年月 年月	除却数量	取得価額 (イ)	耐用年数	減価償却残存率 (ロ)	価額 (ハ)	※課税標準の特例 率	※課税標準の特例 コード	※課税標準額	摘要
01	1	0000000001	冷暖房設備	1	H18.12				1,200,000	13	0.838	188,335			188,335	
02	1	0000000002	アスファルト舗装	1	H18.12				660,000	10	0.794	58,956			58,956	
03	6	0000000003	看板	1	H18.12				922,900	10	0.794	82,441			82,441	
04	6	0000000004	冷蔵ケース	8	H22.2	✓	H28.10	4	1,300,000 ~~2,600,000~~	6	0.681	217,838			217,838	
05	6	0000000005	陳列棚	10	H22.4				1,854,880	8	0.750	288,861			288,861	
06	6	0000000006	レジスター	1	H25.10	✓	H28.10	1	0 ~~998,000~~	5	0.631	204,349			204,349	
07	6	0000000007	コーヒーマシン	1	H26.4				373,500	8	[illegible]	183,831			183,831	
08	6	0000000008	冷蔵ケース	3	H27.2				990,000	6	0.681	[illegible]319			566,319	
09			温冷ケース	2	H28.10				940,000	6	0.840					
10			冷凍ケース	2	H28.10				420,000	6	0.840					
11			業務用レンジ	2	H28.10				180,000	6	0.840					
12			POSレジシステム	1	H28.10				2,500,000	5	0.815					
13																
			小計						11,341,280 ~~9,599,280~~			1,790,930			1,790,930	

除却分を控除（見え消し修正）

資産を追加した場合は、空欄に追記

※　紙による申告をする場合は、増減の該当のあるページのみ返送する方法も可。
※　11月・12月決算法人は、決算日翌日から賦課期日までの増減も申告。
（該当ある場合のみ）

法人の事務負担軽減イメージ

1月1日時点の固定資産台帳の整備及び1月31日までの固定資産税申告が不要。
一度の固定資産台帳の整備で、固定資産税及び法人税の申告に対応可能。

【6月決算法人の場合】

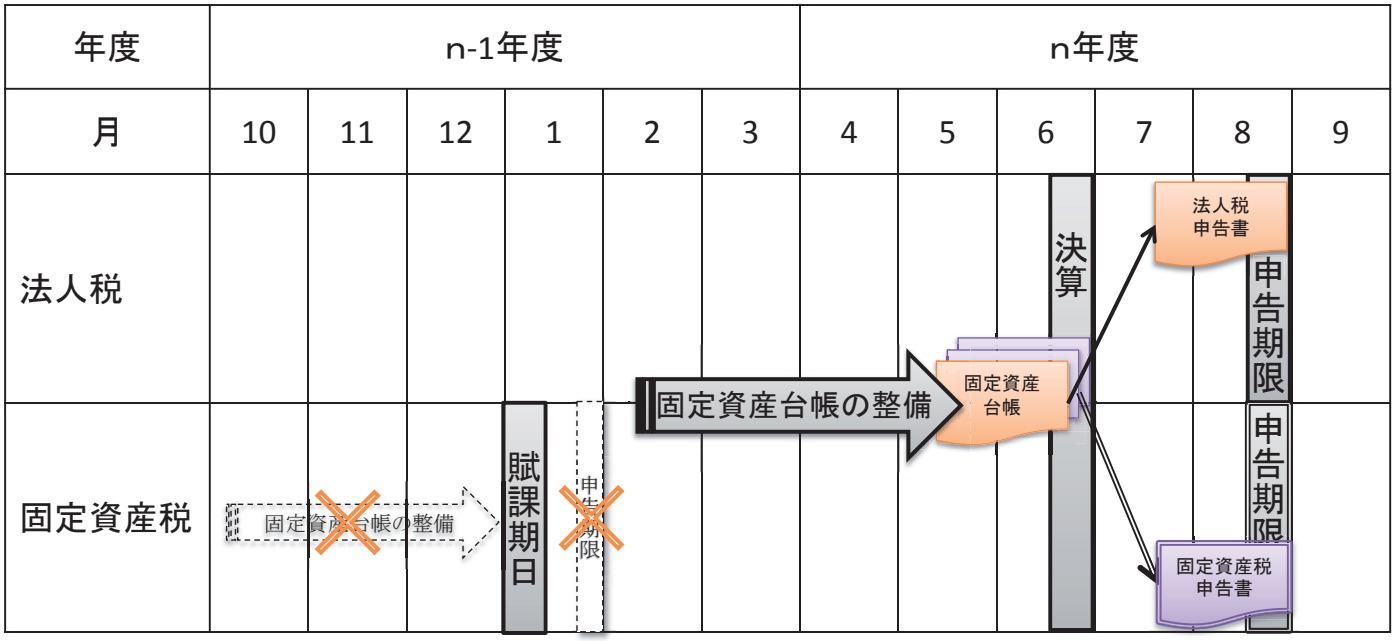

10

固定資産税（償却資産）における仮徴収制度

○対象資産

総務大臣（都道府県知事）配分資産（移動性・可動性償却資産で総務大臣が指定する船舶を除く）

○仮徴収をすることができる場合

法令の改廃に伴い総務大臣（都道府県知事）がする固定資産の価格等の決定が遅延する場合等 その他これらに類するやむを得ない理由がある場合

○仮徴収をすることができる納期

総務大臣（都道府県知事）からの通知が行われる日までの間に到来する納期に限る

○仮徴収をすることができる税額

・前年度課税標準額を基に算定した仮算定税額を納期の数で除して得た範囲内の額
・総額は仮算定税額の１／２に相当する額を超えることはできない

○本算定税額決定後における仮徴収税額の取扱い

・本算定税額と仮徴収した税額との間に過不足があるときは、以後の納期において清算する
・過誤納金の還付・充当の規定により、過納額を還付し、又は充当する
・還付加算金は加算しなければならないが、不足税額の追徴の場合におけるような延滞金の徴収はできない

○仮徴収の納税通知書

・仮徴収の対象である固定資産以外の固定資産に係る納税通知書と区分して作成し交付する
・一般の固定資産税の賦課徴収の手続等と原則的に異ならない。

○仮算定税額に係る固定資産税の修正の申出等

当該年度分の固定資産税額が仮算定税額の１／２に相当する額に満たないこととなると認められる場合においては、仮算定税額に係る納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市町村長に税額の修正を申し出ることができる。

11

＜地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）＞

（固定資産税の徴収の方法等）

第三百六十四条　１～４　（略）

５　市町村は、第三百八十九条第一項各号に掲げる固定資産（移動性償却資産又は可動性償却資産で総務省令で定めるものを除く。）に対して課する固定資産税については、当該固定資産について第三百九十四条の規定に基づいて申告すべき者が同条に規定する期限までに申告しなかつたことその他やむを得ない理由があることにより第二項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る第三百八十九条第一項の規定による通知が行われなかつた場合においては、当該通知が行われる日までの間に到来する納期において徴収すべき固定資産税に限り、当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格（第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける固定資産にあつては、当該固定資産の価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額とし、第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定によつて当該市町村が前年度の固定資産税の課税標準とすべき額とする。第八項第一号において同じ。）を課税標準として仮に算定した額（以下本条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該固定資産に係る固定資産税をそれぞれの納期において徴収することができる。ただし、当該徴収することができる額の総額は、仮算定税額の二分の一に相当する額を超えることができない。

６　市町村は、前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において第三百八十九条第一項の規定による通知が行われ、当該通知に基づいて算定した当該年度分の固定資産税額（以下本項及び第八項第二号において「本算定税額」という。）に既に賦課した固定資産税額が満たない場合においては、当該通知が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額を超える場合においては、第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

７　市町村は、第五項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において納税者に交付する納税通知書は、第二項の規定にかかわらず、第五項の固定資産以外の固定資産と区分して、交付しなければならない。この場合においては、同項の固定資産に対して課する固定資産税及び同項の固定資産以外の固定資産に対して課する固定資産税については、それぞれ一の地方税とみなして、第二十条の四の二の規定を適用する。

８　前項の納税通知書には、総務省令の定めるところによつて、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

一　納税通知書に記載された第五項の固定資産の課税標準額及び税額は、それぞれ当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格及びこれを課税標準として仮に算定した税額であること。

二　既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、第三百八十九条第一項の規定による通知が行われた日以後の納期において、その不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においては、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

９　第二項若しくは第七項の納税通知書又は第三項の課税明細書は、遅くとも、納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

資料1

平成29年度　第4回
償却資産課税のあり方に関する
調査研究委員会

申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について

平成29年9月12日

第3回において検討した案

【申告期限】（原則）「賦課期日直後に到来する決算日」から２ヶ月以内
（11月及び12月決算法人）２月末
【申告内容】決算時点の資産状況（前回決算時点からの異動内容含む）
【納　　期】各決算法人において４回を維持（１月～10月決算法人については、仮徴収を実施）

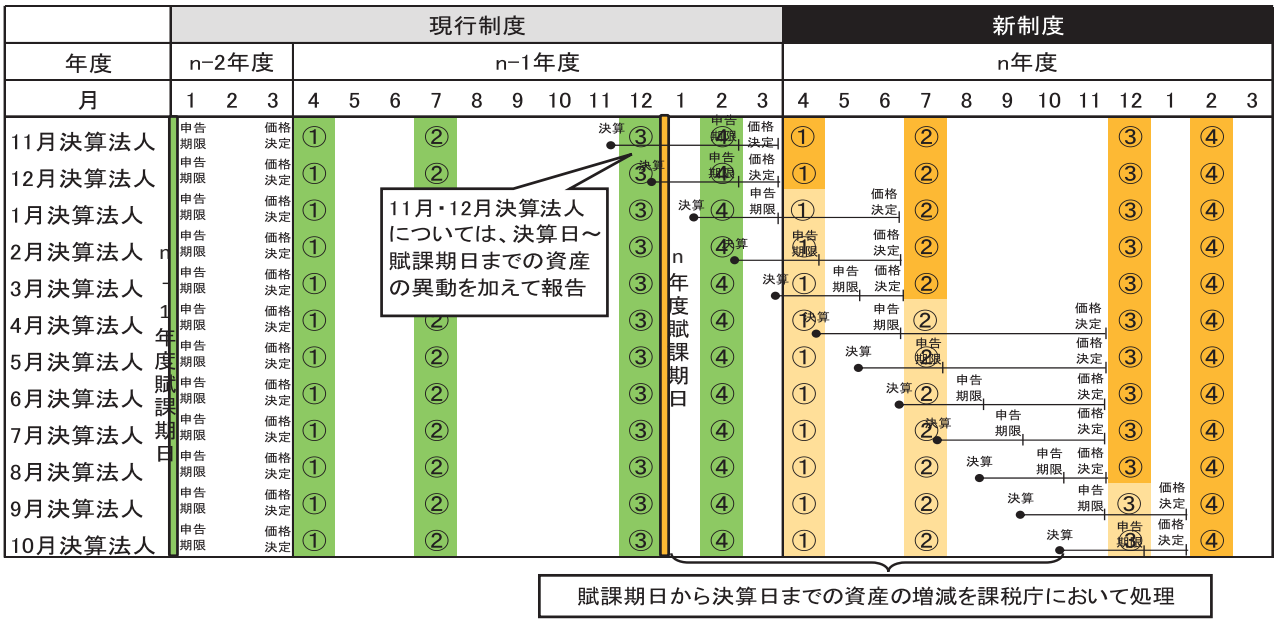

1

第3回において検討した案に対する大企業の意見

中小企業をはじめ、申告時期を決算期と合わせて欲しいとの強い要望がある一方、大企業からは、現行制度維持を望む声もある

（主な大企業の意見） ※ 経団連による会員企業アンケート

① 独自システムを構築済みで現行制度で不満はない。資産状況は毎月把握しており、決算時期と申告時点を合わせることのメリットは感じない

② むしろ、超繁忙期である決算日からの2か月間に、固定資産税関連事務が上乗せになる事態は何としても避けてほしい

③ 全期前納企業には仮徴収制度は支払事務の増加となるし、システム改修コストも必要となるため、現行制度を維持して欲しい

2

大企業等の意見を踏まえた対応案

【案1】 全納税義務者が新方式(※②)に一律移行
ただし、決算期の繁忙期と完全に重なるのを防ぐため、申告期限を決算日の「3か月後」とする

【案2】 現行方式(※①)と新方式を併用する案

【案2－1】 原則を新方式とする
ただし、一定の要件を満たす事業者については、決算期申告方式（新方式）への移行を猶予

【案2－2】 原則は現行方式とする
電子申告に限り、決算期申告方式（新方式）の選択を可能とする

【案2－3】 案2－2と同様（仮徴収を行わない）

（※） 例：6月末決算法人の場合

①現行方式
1月末までに申告する場合は、3月末までに価格決定。従来どおり4月の第1納期から納付（又は全期前納も可）。申告内容は1月1日時点。

②新方式
6月末の決算日から8月末までに申告する場合は、前年度課税標準額を基にした仮算定（4月・7月納期分）、8月末までの申告を基にした本算定（12月・2月納期分）の2段階で課税。申告内容は決算日時点。

3

【案1】 全納税義務者が新方式に一律移行
ただし、決算期の繁忙期と完全に重なるのを防ぐため、申告期限を決算日の「3か月後」とする

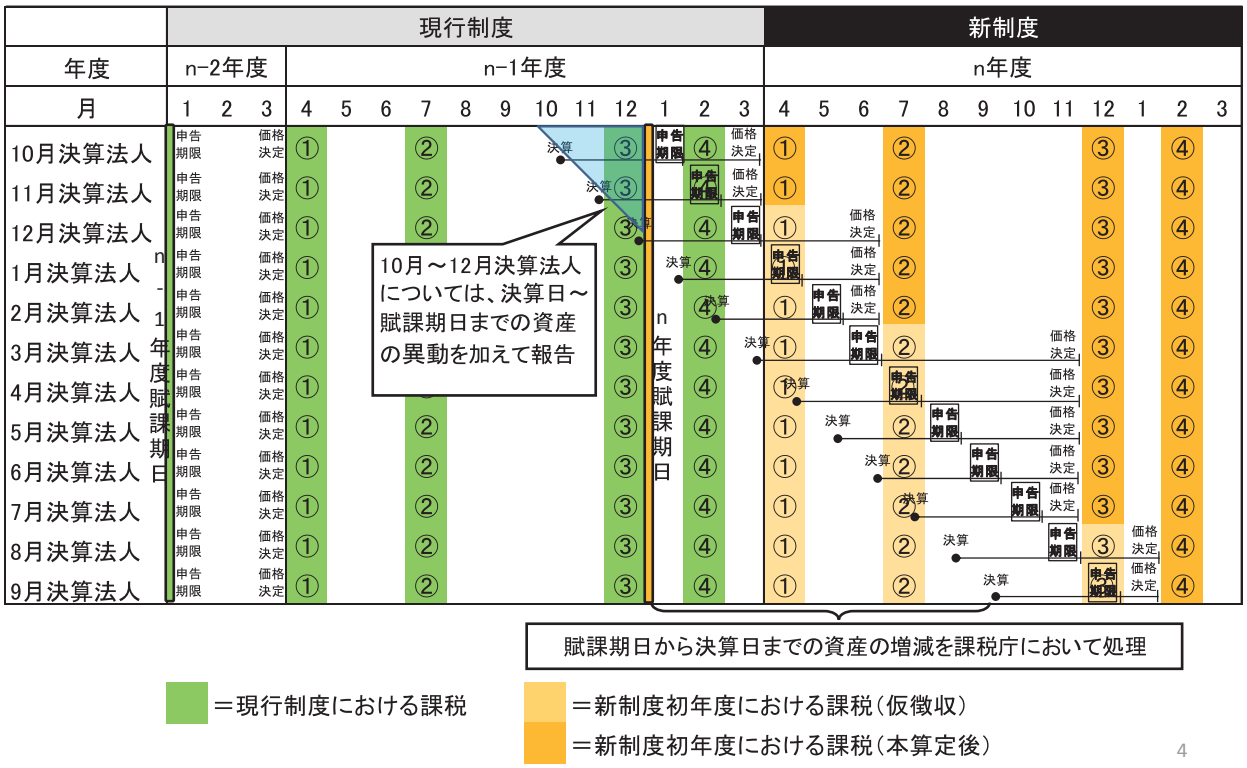

【案1】 全納税義務者が新方式に一律移行
ただし、決算期の繁忙期と完全に重なるのを防ぐため、申告期限を決算日の「3か月後」とする

考え方

現行制度においては、賦課期日から「1か月」以内の申告が求められているところであり、法人税の申告期限（原則、決算日から2か月後）後から「1か月」の期間を確保

課題

① 年内の清算を可能とするため、10月決算企業も「前倒し申告」の対象とする必要あり
※ 例えば10月20日が決算日の場合など、決算日＋3か月（＝1月20日）が1月31日前になる場合は1月31日を申告期限とするか
※ 10月決算企業にも（11月、12月決算企業と同様）、「決算日から賦課期日までの資産移動報告書」を提出してもらう必要あり

② 仮徴収による制度の複雑化

③ 大企業にとっては、現在よりも事務負担増

【案２－１，案２－２】 事業者に現行方式と新方式をあらかじめ選択させる
（課税庁に申請、一度提出すれば変更しない限り有効）

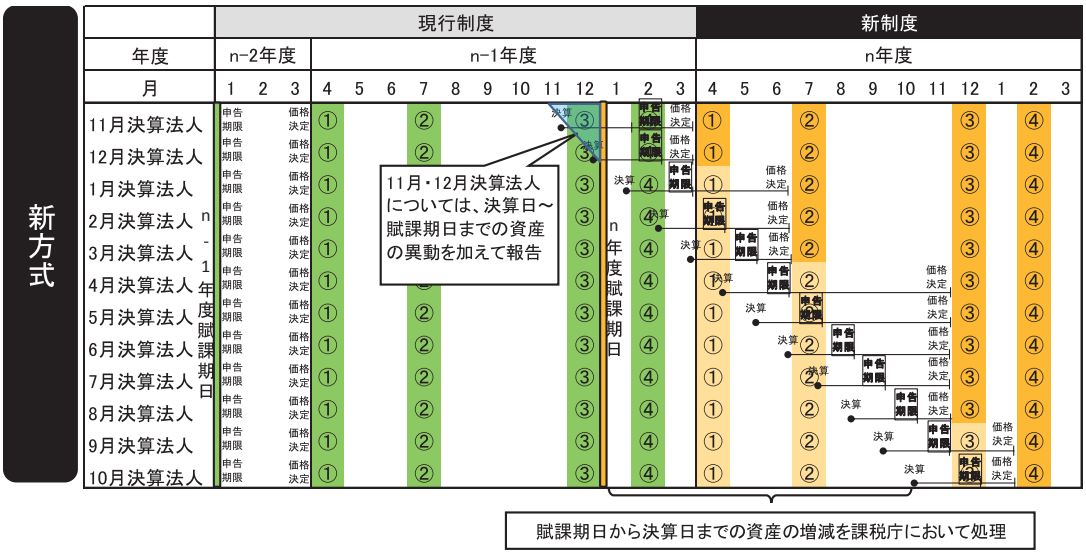

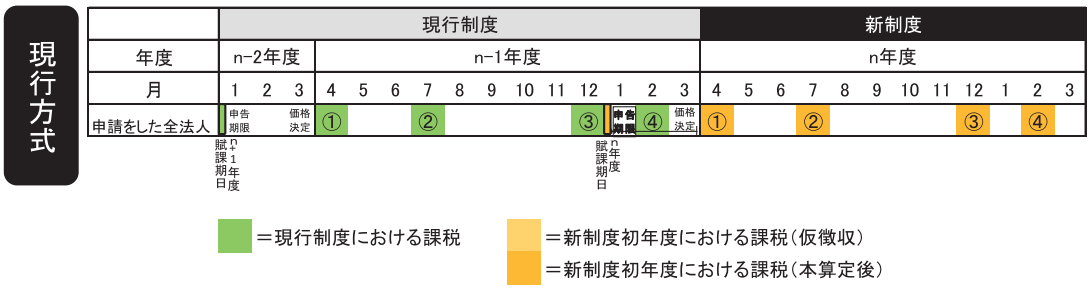

【案２－１】
○原則を新方式とする
○ただし、一定の要件を満たす事業者については、決算期申告方式（新方式）への移行を猶予
（※　現行制度を希望する事業者は、移行猶予の申請を提出）
（※　現行方式から新方式に移行した場合、現行制度に再変更することは不可とする）

考え方

- 新方式移行を原則としつつ、大企業など現行制度を希望する事業者に配慮
- 事業者が新方式と現行方式との間で繰り返し選択を変えることによる、課税庁の事務の複雑化を防ぐことができる

課題

- 現行方式に加えて、紙ベースでの決算期申告が年を通じて発生するため、課税庁の事務が煩雑化
- 大企業や当面従来方式を選択する多数の事業者全てに申請を義務付けることは、混乱をきたす恐れ
- 仮徴収による制度の複雑化（新方式）

【案２－２】
○原則は現行方式
○電子申告に限り、決算期申告方式（新方式）の選択を可能とする
（※　新方式選択の申請も電子申請により行う）

考え方

- 「電子化してこそ新方式のメリットが発揮される」との経済界・課税庁双方の考えに沿った案
- 電子化による行政手続コスト削減にも資する
- 「決算期における国税・固定資産税の電子的一括申告」により申告事務効率化が期待できる事業者から徐々に新方式に移行
- 決算期の紙申告が無いため、課税庁の事務煩雑化は抑制
- 国税・地方税連携による調査効率化に資する

課題

- 仮徴収による制度の複雑化（新方式）

仮徴収制度の課題

① 納税通知書の送付手続きが2回必要になる（事業者による納付事務も2回必要になる）

※ 住民税における年金特徴の取扱い（P. 102）

② 資産に急激な減少があった場合等に係る課題

1） 事業者に仮算定税額に対する修正の申出といった手続上の負担が増える

2） 事業者が修正の申出を失念し、納期限までに仮算定税額を納付しなかった場合、仮算定税額に対する延滞が発生するが、こうしたケースに対する丁寧な説明が必要

3） 還付加算金目的の悪意の資産異動がなされた場合への対応

③ 仮徴収の実施を自治体の任意とすることは困難

例えば、複数の自治体に償却資産を所有している事業者にとっては、自治体により仮徴収の実施の有無が異なるなど混乱をきたす恐れ

8

【案2－3】 2－2と同様（仮徴収を行わない）

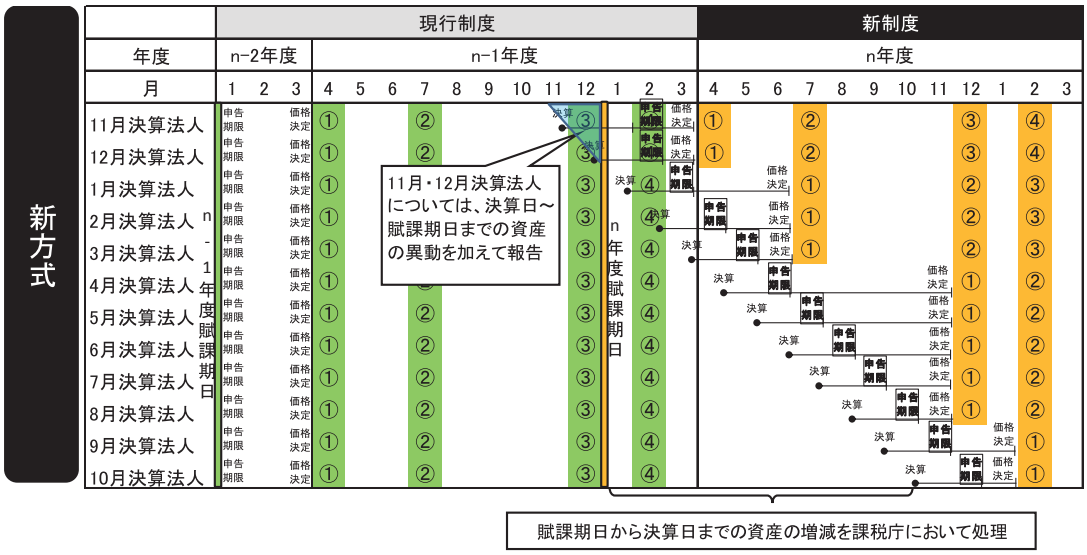

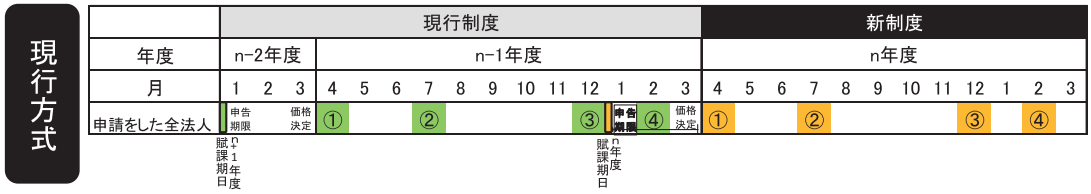

＝現行制度における課税　＝新制度初年度における課税

9

【案２－３】２－２と同様（仮徴収を行わない）

考え方

・ ２－２の課題である仮徴収による制度の複雑化を回避
・ 事業者にとっては期限の利益が得られる。あくまで複数の納期を希望する事業者は現行方式を選択

課題

・ 納期が減ることによる、事業者・課税庁双方の資金繰りへの影響をどう考えるか

10

資料2

償却資産課税申告制度の簡素化･効率化に向けた見直し案に対する代表的な企業の意見

経団連 経済基盤本部

【A社（3月決算）】

1．見直し案のような申告期日の変更は絶対に避けて頂きたい。仮に変更するなら、「賦課期日（1/1）から2or3ヶ月以内」の方が望ましい。

（理由）「決算日の翌日から2ヶ月以内」は決算業務で負荷が集中するため（このように変更しては、むしろ「改悪」と思われる）。

2．固定資産管理は毎日毎月の管理が重要で、当社では毎月固定資産台帳を整備。たな卸しは年2回実施。税務が変わっても、たな卸しを年1回に減らし、固定資産台帳整備も年1回にすることはないため、メリットなし。

3．「仮徴収」は、これまでにない追加作業となる。仮徴収のあとに、改めて差額支払の業務が発生するので、メリットはなく、デメリット。1．の通り、申告期日を賦課期日から2or3ヶ月以内にすれば、仮徴収は不要。その点からも、申告期日は賦課期日を起点にすることが望ましい。

4．「種類別明細書」は、課税庁から納税義務者に対し、前年度申告の全資産リストを送付し、納税義務者がそれに加筆する形に見える。もしそうであればマニュアル作業が大幅に増え、実務に大きなマイナス影響となり、デメリットが大きい。

【B社（3月決算）】

1．下記2点の理由により、対応に困難を来すことが想定されます。

① 申告期限の見直しに伴う業務の輻輳

当社の年度末は3月となっており、4月に年度末決算、5月に法人税及び事業所税の税務申告と業務が輻輳するため、申告期限が5月末になった場合、事務負担が過大になります。

② 種類別明細書の見直しに伴う業務の煩雑化

当社は償却資産課税対象資産を経理システムで管理しており、2016 年より電子申告を導入し、システムから抽出したデータを電子申告システムに投入し、効率化を図っております。但し、適正な申告のためにシステム上のデータのチェック作業に時間を要しております。

現在、賦課期日時点に所有する対象資産については機械的に出力のうえ申告資産を特定（全資産申告方式）していることから、前年度資産からの増減方式のみに変更された場合（増減申告方式）、システムの現行プログラムの大幅変更が必要となるのに加え、申告時における増減額チェック業務が新たに発生します。当社のように償却資産を大量に保有する企業には負担が過重となる懸念があります。

2. 上記のとおり、申告作業が年度末決算や法人税申告・事業所税申告と重なりますのでメリットはありません。また、当社は月次決算での台帳整理を実施している為、台帳整理時期を一致させるメリットはありません。

【C社（3月決算）】

1. 計算方法が違うので、原簿が一元化できないうえに、ほかの申告時期と輻輳するとよりピークがきつくなるような気がいたします（たとえ年間の延べ作業量が減るにしても閑散期に会社に来ないわけにはいかないですし、ピークがきつくなる分だけ残業が増え、総労働時間数が増えるか最悪ピークにあわせて増員が必要になる）。

2. 実務上発生する問題として、以下の点が挙げられる。
   - システム改修費用の発生（かえって償却計算が複雑化する懸念がある）
   - 決算及び税務申告作業という繁忙期の作業輻輳は致命的なデメリット（法人税・法人事業税、消費税）

3. 法人の事務負担軽減策について
   - システム化されており、システム上で償却資産税計算を別途行えるようになっているから台帳整備に係るメリットはない。
   - 業務最繁忙期である期末から2ヶ月の申告期日のほうが負担が増える。

4. 3月 31 日に固定資産を確定させてから作業しなければならない原案では、時間的な猶予も増えないため（むしろ繁忙期に作業輻輳）メリットはないが、現状と同じく1月1日の固定資産について、1月 31 日申告ではなく、5月 31 日までに4か月間申告期日が延長されるだけなら作業期間が平準化できるメリットはあると考える。

5. 今回の制度改正案で弊社にはメリットはないが、弊社グループ会社の中にはシステム化されていない会社もあるためそのような会社ではメリットを享受できるケースがあるかもしれない。

【D社（12 月決算）】

1. 12 月決算法人の当社にとりまして、メリットは小さいと考えるところでございます。

① 本見直しに伴い、種類別明細書(イメージ)の除却分を控除(見え消し修正)に対応するためにはシステムの改修が必要になるため、コストがかかる。

② 3月決算法人であれば、賦課期日1月1日の固定資産税の台帳整備と法人税の台帳整備を行っていたのが一度になるメリットは大きいかもしれない。しかし、12 月決算の当社にとっては、元々一度の台帳整備しか行っていないため、3月決算法人等に比べるとメリットは小さい。

③ 申告期限が1ヶ月伸びるメリットは 12 月決算の当社も享受できる。

以　上

資料3

（参考）住民税における年金特徴の取扱い

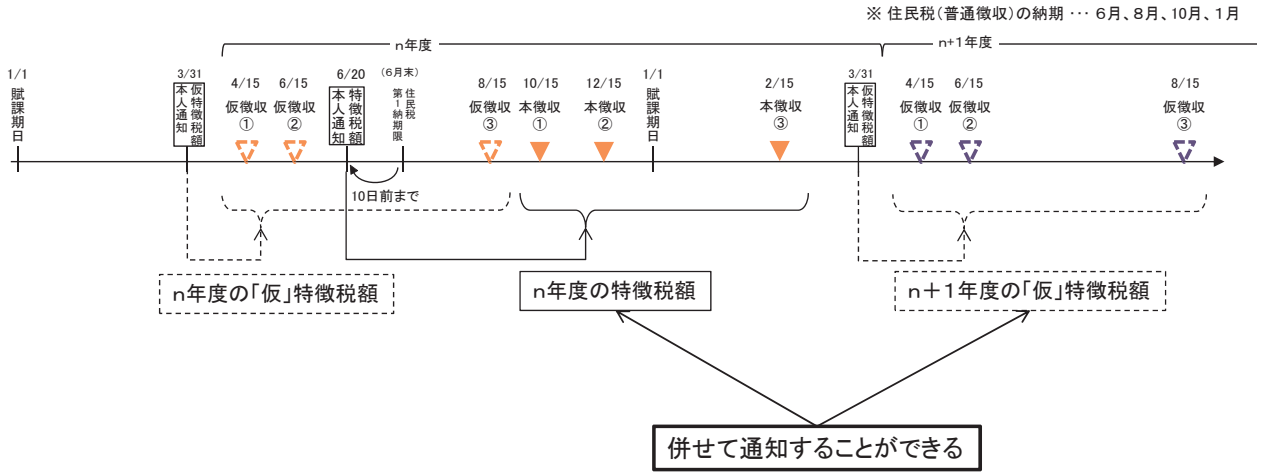

資料

平成29年度　第5回
償却資産課税のあり方に関する
調査研究委員会

申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について

平成29年10月10日

第4回において検討した案

●申告期限　原則＝【現行方式】１月末
　　特例＝【新方式】賦課期日直後に到来する決算日から２ヶ月以内（電子申告に限り申告を受付）
●申告内容　現行方式＝賦課期日時点の資産状況
　　新方式＝決算時点の資産状況（除却資産日時付記）
●納　　期　仮徴収を行わないため、新方式を選択した法人については、決算期により納期数が変動

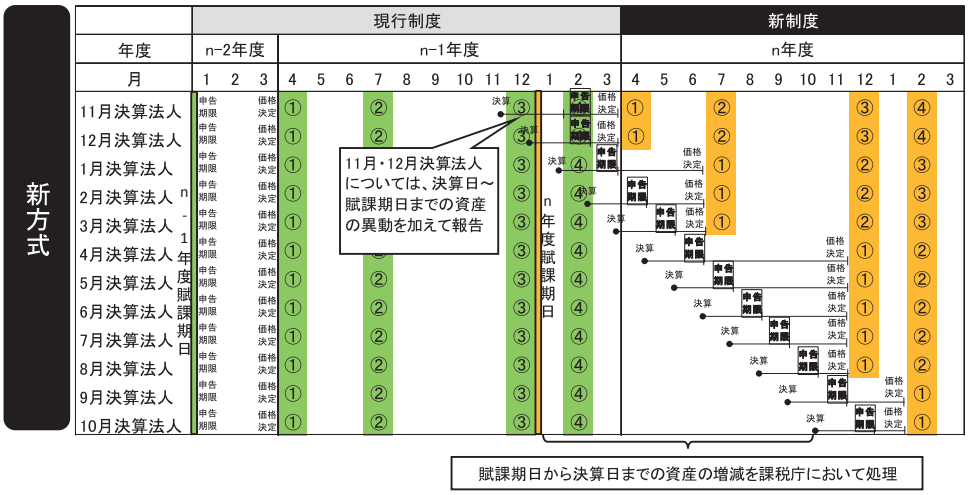

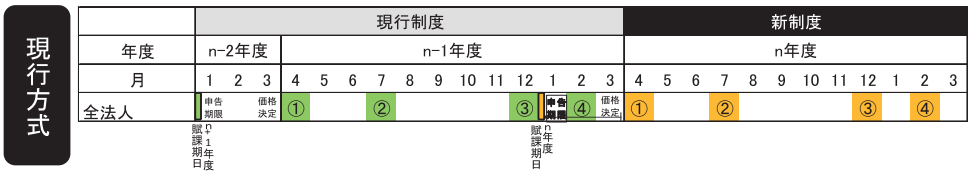

＝現行制度における課税　＝新制度初年度における課税

第4回において検討した案に関して、整理が必要な事項

1　仮徴収を行わない事による影響

論点1　新方式を選択した場合、各法人の決算期の違いから、固定資産税の納期数が変わることになるが、税の公平性の観点から問題は無いか

論点2　納期が減ることによって、課税庁の資金繰りに懸念が生じないか

2　新方式を選択できる事業者の範囲

論点1　新方式を選択できる事業者の範囲について、どう考えるか

3　その他の論点

論点1　個人事業主が新方式を選択した場合の申告期限について

論点2　新方式の適用を希望する際の申請方法について

4　申告の電子化による固定資産税（償却資産）の手続きの将来像

1　仮徴収を行わない事による影響

論点1

新方式を選択した場合、各法人の決算期の違いから、固定資産税の納期数が変わることになるが、税の公平性の観点から問題は無いか

視点・考え方

- 納期が減ることをデメリットと考える事業者においても、申告事務の簡素化・効率化のメリットが大きいと判断した場合には、自らの意思で新方式を選択できることから、納期の減少を強制しているものではない。

現行方式　全法人：納期４回（４月、７月、12月、２月）

新方式　11・12月決算法人：納期４回（４月、７月、12月、２月）
１～３月決算法人：納期３回（７月、12月、２月）
４～８月決算法人：納期２回（12月、２月）
９・10月決算法人：納期１回（２月）

- そもそも、納期が減少したとしても、現行制度の下で徴収されるはずの税額が後日に徴収されるだけであり、その意味ではむしろ期限の利益が付与され、デメリットとは言えないのではないか。

（参考）消費税の中間申告について

ホーム＞税について調べる＞タックスアンサー＞消費税＞申告と納税＞No.6609　中間申告の方法

＜抜粋＞国税庁HPより

No.6609　中間申告の方法

[平成29年4月1日現在法令等]

消費税の課税期間は原則として1年とされていますが、中間申告制度が設けられています。

1　中間申告書の提出が必要な事業者

中間申告書の提出が必要な事業者は、個人の場合は前年、法人の場合は前事業年度(以下「前課税期間」といいます。)の消費税の年税額(注1)が48万円を超える者です。(注2)
ただし、課税期間の特例制度を適用している事業者は、中間申告書を提出する必要はありません。

2　中間申告と納税

中間申告は直前の課税期間の確定消費税額(注1)に応じて、次のようになります。

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超から400万円以下	400万円超から4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数	原則、中間申告不要 ただし、任意の中間申告制度あり(注2)	年1回	年3回	年11回
中間申告提出・納付期限		各中間申告の対象となる課税期間の末日の翌日から2月以内		(図1のとおり)
中間納付税額		直前の課税期間の確定消費税額(注1)の6/12(注3)	直前の課税期間の確定消費税額(注1)の3/12(注3)	直前の課税期間の確定消費税額(注1)の1/12(注3)
1年の合計申告回数	確定申告1回	確定申告1回 中間申告1回	確定申告1回 中間申告3回	確定申告1回 中間申告11回

年11回の中間申告の申告・納付期限は、以下のとおりになります。

納付する消費税額により、納期限が変わる

中間申告分の納期限及び振替日について

【平成29年分】

◇中間申告が年1回必要な方

納期等の区分	法定納期限	振替日
中間1回目	平成29年8月31日(木)	平成29年9月27日(水)

◇中間申告が年3回必要な方

納期等の区分	法定納期限	振替日
中間1回目	平成29年5月31日(水)	平成29年6月26日(月)
中間2回目	平成29年8月31日(木)	平成29年9月27日(水)
中間3回目	平成29年11月30日(木)	平成29年12月26日(火)

◇中間申告が年11回必要な方

納期等の区分	法定納期限	振替日
中間1から3回目	平成29年5月31日(水)	平成29年6月26日(月)
中間4回目	平成29年6月30日(金)	平成29年7月26日(水)
中間5回目	平成29年7月31日(月)	平成29年8月23日(水)
中間6回目	平成29年8月31日(木)	平成29年9月27日(水)
中間7回目	平成29年10月2日(月)	平成29年10月26日(木)
中間8回目	平成29年10月31日(火)	平成29年11月24日(金)
中間9回目	平成29年11月30日(木)	平成29年12月26日(火)
中間10回目	平成30年1月4日(木)	平成30年1月29日(月)
中間11回目	平成30年1月31日(水)	平成30年2月26日(月)

4

1　仮徴収を行わない事による影響

論点2

納期が減ることによって、課税庁の資金繰りに懸念が生じないか

視点・考え方

- 多くの資産を保有する大法人のほとんどが新方式を選択した場合、納期が減ることになるが、課税庁の資金繰り（特に年度前半）の影響をどう考えるか。

（参考）
市町村税収のうち、償却資産（市町村長決定分のみ）の税収割合が３割を超える市町村数　６団体

上記の６団体について、歳入総額のうち、償却資産（市町村長決定分のみ）の税収割合が１割を超える市町村数　３団体

※　市町村税収、歳入総額は平成27年度決算統計（総務省）より
※　大臣（知事）配分の税収については、平成27年度固定資産の価格等の概要調書（総務省）における課税標準額に標準税率1.4%をかけた推計値

5

2 新方式を選択できる事業者の範囲

論点1

新方式を選択できる事業者の範囲について、どう考えるか

視点・考え方

- 大法人においては、新方式を選択するメリットが少ないとの声もあること、新方式への移行は課税庁の課税実務に与える影響も大きいこと、市町村への財政運営も考慮する必要があることから、大法人は一律に現行方式のみの適用とし、新方式は中小法人のみの特例とする位置づけにすることをどう考えるか。

- 大臣(知事)配分については、現行において既に仮徴収も含めた複雑な制度が組まれているところであり、大臣(知事)配分資産申告事業者に選択制を認めると、市町村財政や制度そのものへの影響が大きいことから、新方式の対象から除外する位置づけとするのはどうか。

2 新方式を選択できる事業者の範囲

論点1（つづき）

（参考①）

市町村税収のうち、大臣（知事）配分の税収割合が５割を超える市町村数　29団体
〃　２割　〃　108団体

※　市町村税収は平成27年度決算統計（総務省）より
※　大臣（知事）配分の税収については、平成27年度固定資産の価格等の概要調書（総務省）における課税標準額に標準税率1.4%をかけた推計値

（参考②）

群馬県上野村の例

歳入総額	3,616,423千円
うち地方税収	1,801,552千円
うち大臣(知事)配分税収	1,726,139千円

地方税収のうち、約96%を占め、歳入総額のうち、約48%を占める

※　歳入総額、地方税収は平成27年度決算統計（総務省）より
※　大臣（知事）配分の税収については、平成27年度固定資産の価格等の概要調書（総務省）における課税標準額に標準税率1.4%をかけた推計値

＜地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）＞
（道府県知事又は総務大臣の評価の権限等）

第三百八十九条　道府県知事（次に掲げる固定資産について関係市町村が二以上の道府県に係るときは、総務大臣とする。以下この条において同じ。）は、次に掲げる固定資産について、前条第一項の固定資産評価基準によつて、第四百九条第一項から第三項までの規定の例によつて評価を行つた後、総務省令の定めるところによつて、当該固定資産が所在するものとされる市町村並びにその価格及び第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける固定資産についてはその価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額（以下固定資産税について「価格等」という。）を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分し、毎年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月一日以後に通知することができる。

一　総務省令で定める船舶、車両その他の移動性償却資産又は可動性償却資産で二以上の市町村にわたつて使用されるもののうち総務大臣が指定するもの

二　鉄道、軌道、発電、送電、配電若しくは電気通信の用に供する固定資産又は二以上の市町村にわたつて所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち総務大臣が指定するもの

２～６　略

（参考）　総務大臣（知事）配分資産の指定及び価格等の決定・配分に係るフロー

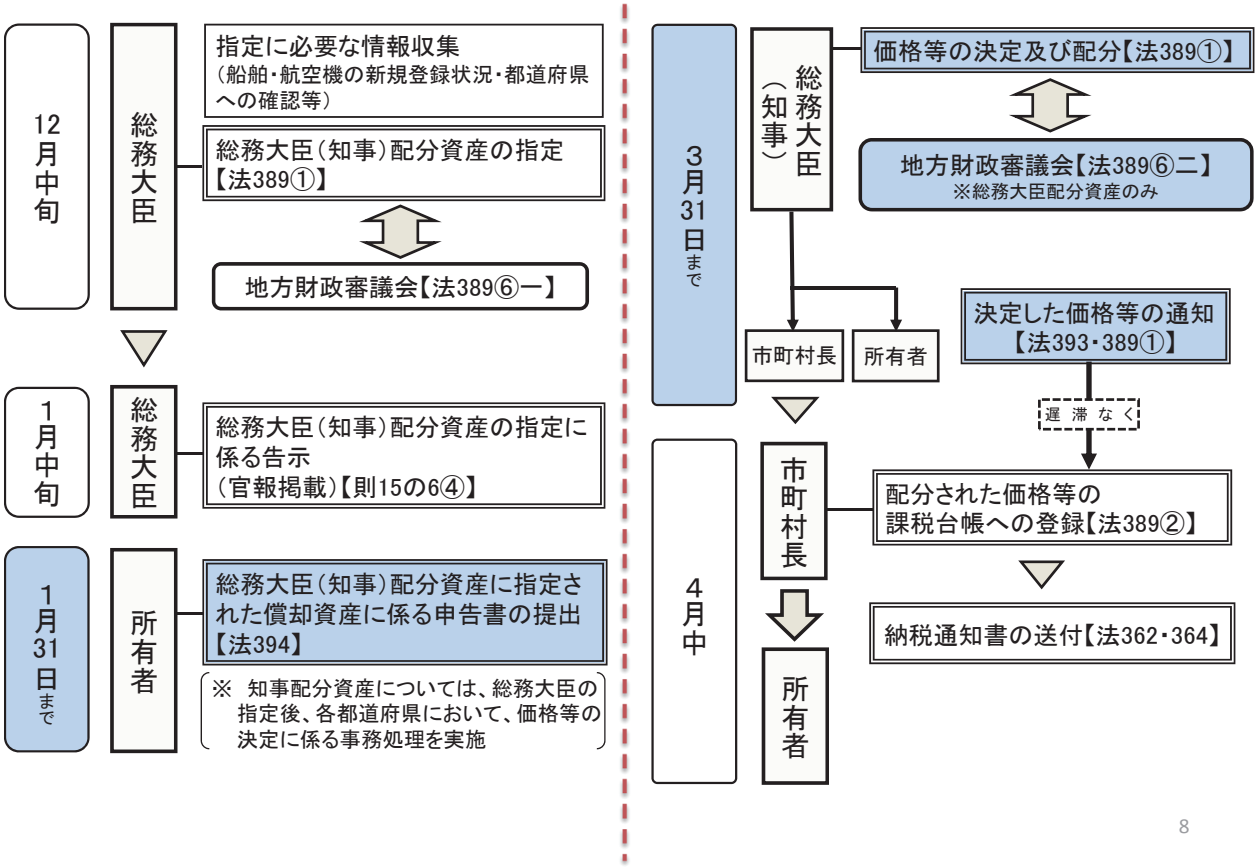

（参考）　総務大臣（知事）配分制度における仮徴収制度

○対象資産

総務大臣（都道府県知事）配分資産（移動性・可動性償却資産で総務大臣が指定する船舶を除く）

○仮徴収をすることができる場合

法令の改廃に伴い総務大臣（都道府県知事）がする固定資産の価格等の決定が遅延する場合等 その他これらに類するやむを得ない理由がある場合

○仮徴収をすることができる納期

総務大臣（都道府県知事）からの通知が行われる日までの間に到来する納期に限る

○仮徴収をすることができる税額

・前年度課税標準額を基に算定した仮算定税額を納期の数で除して得た範囲内の額
・総額は仮算定税額の１／２に相当する額を超えることはできない

○本算定税額決定後における仮徴収税額の取扱い

・本算定税額と仮徴収した税額との間に過不足があるときは、以後の納期において清算する
・過誤納金の還付・充当の規定により、過納額を還付し、又は充当する
・還付加算金は加算しなければならないが、不足税額の追徴の場合におけるような延滞金の徴収はできない

○仮徴収の納税通知書

・仮徴収の対象である固定資産以外の固定資産に係る納税通知書と区分して作成し交付する
・一般の固定資産税の賦課徴収の手続等と原則的に異ならない。

○仮算定税額に係る固定資産税の修正の申出等

当該年度分の固定資産税額が仮算定税額の１／２に相当する額に満たないこととなると認められる場合においては、仮算定税額に係る納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市町村長に税額の修正を申し出ることができる。

3 その他の論点

論点1

個人事業主が新方式を選択した場合の申告期限について

視点・考え方

- 所得税については、2月16日から3月15日までの間に確定申告を行うこととなっているが、償却資産の申告期限も3月15日に合わせるべきか。
- しかし、個人事業主は12月決算法人とする見方もできるので、新方式を選択する場合、2月末を申告期限、とすることも考えられるのではないか。仮に3月15日以降の3月末を申告期限とすると、4月の第1納期までに価格を決定することが非常に困難なため、納期が1回減るデメリットが生じる。

（参考）償却資産の納税義務者数調　（単位：人）

	免税点未満含む	免税点以上のみ
個人	1,229,502（28.5%）	292,401（ 6.8%）
法人	3,090,719（71.5%）	1,204,004（27.9%）
合計	4,320,221（100%）	1,496,405（34.6%）

→ 1課税庁あたり平均170人

（出典）平成28年度固定資産の価格等の概要調書

＜所得税法（昭和40年法律第33号）（抄）＞
（確定所得申告）
第百二十条　居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節（所得控除）の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第百二十三条第一項（確定損失申告）の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期（その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。）において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。
一～十一　略

10

3 その他の論点

論点2

新方式の適用を希望する際の申請方法について

視点・考え方

- 新方式を希望する事業者は、その旨を課税庁に提出する必要があるが、それに対する課税庁の承認行為の要否をどう考えるか。

- 例えば、事業者及び課税庁の便宜のため、新方式の適用要件を様式の提出のみ（加えて中小法人に絞る場合は資本金要件等）とし、行政庁においてその提出様式の形式審査のみで足りるとするのであれば、諾否の応答が必要な「申請」ではなく、諾否の応答が不要な「届出」とすることが適当か。

※　現行の償却資産申告書の提出についても、行政手続法上、「届出」に分類されており、申告書の提出に対する許諾の応答は義務化されていない。

- 新方式適用を希望する届出が、何らかの理由で課税庁に到達しなかったとしても、一般的には課税庁は1月31日の申告期限時点で償却資産申告書の提出がない事業者に対して慫慂を行い、その時点で未到達が判明するものと思われるため、事業者が不利益を被ることはないのではないか。

※　届出先はeLTAXに限定することで、届出の到達の確認を電子メッセージの受信等で確認できるような仕組みも考えられる。

※　複数の市町村に資産を所有する事業者の届出方法については、eLTAX上で全団体分を一括で届出できるような仕組み作りが必要か。

11

3 その他の論点

論点2（つづき）

（参考）行政手続法における、申請と届出の違い（逐条解説　行政手続法より）

申請：行政庁に対し、自己に対し何らかの利益を付与する処分（許認可）を求める行為であり、当該行為に対して行政庁が諾否の応答が必要。また、審査基準を定めなくてはならず、標準処理期間を定めるよう努めなくてはならない。

例→　飲食店営業の許可（食品衛生法第52条）、クリーニング所の開設（クリーニング業法第5条）

届出：行政庁に対し、ある一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であり、当該行為に対して行政庁が諾否の応答が不要（届出の各種要件が揃っていれば、行政庁に到達したときに受理）

例→　選挙における候補者の立候補(公職選挙法第86条)、納税義務者による申告書の提出(地方税法)

12

3 その他の論点

論点2（つづき）

＜行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）＞

第一章　総則

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二　略

三　申請　法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

四～六　略

七　届出　行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

八　略

第二章　申請に対する処分

（審査基準）

第五条　行政庁は、審査基準を定めるものとする。

２　行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

３　略

（標準処理期間）

第六条　行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（申請に対する審査、応答）

第七条　行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

第五章　届出

（届出）

第三十七条　届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

13

4　申告の電子化による固定資産税（償却資産）の手続きの将来像

● 行政機関の行政手続において、簡素化、IT化の推進が求められており、地方税の手続においても、以下の「行政手続簡素化の3原則」に基づき見直しが求められている。

（参考）　規制改革推進会議　行政手続部会取りまとめ（H29.3.29）　抜粋

【Ⅱ　行政手続コストの削減方策】
1. 事業者ニーズを踏まえた行政手続コスト削減の考え方
（2）行政手続簡素化の3原則

【検討の経緯・考え方】
○事業者に対するアンケート調査では、書類作成の負担に次いで、以下のような項目が負担感の上位となった。
①「手続のオンライン化が全部又は一部されていない。オンライン化されているが使いにくい」
②「同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない」
③「同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる」

【取組の内容】
政府全体で取り組むべき以下の3原則（行政手続簡素化の3原則）に沿って、取組を進める。
（原則1）行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）
・電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。
（原則2）同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）
・事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。
（原則3）書式・様式の統一
・同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

（注1）地方公共団体の行政手続については、地方公共団体の理解と協力を得つつ、取組を進める。
（注2）原則2については、同一省庁・同一地方公共団体内の取組は当然のこととして、政府部内、地方公共団体間を通じ、また、国と地方をまたがって、幅広く取組の対象とし得る。

※　地方税は重点分野に位置づけられている。

14

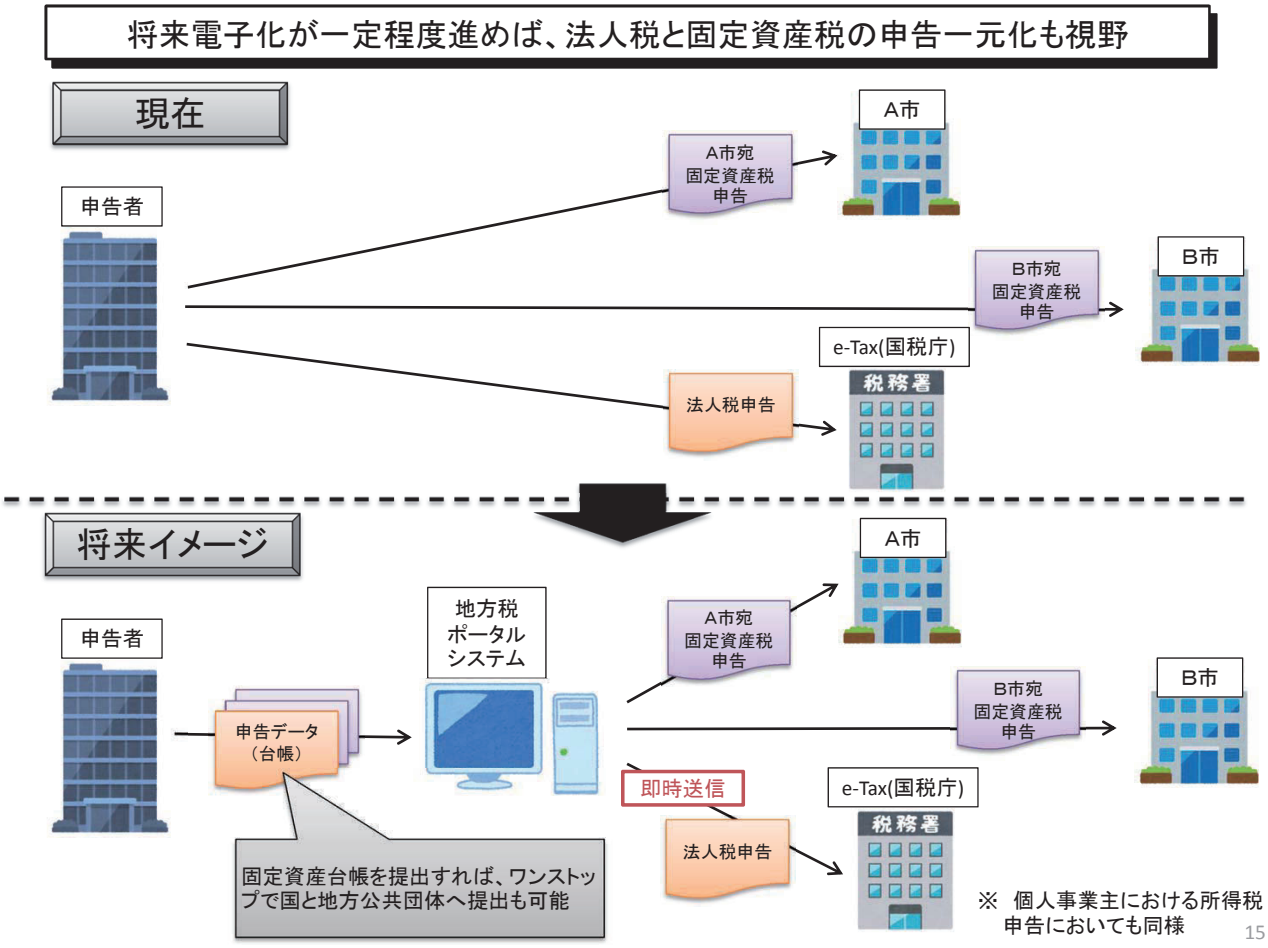

15

法人が作成・提出する固定資産台帳等のイメージ

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

資産の種類	資産名	数量	供用年月 除却年月	取得価額	耐用年数	償却方法 上段：法人税 下段：固定資産税	期首簿価 前年度の価額	期中増加 期中減少	当期償却額 原価残存率	期末簿価 価額	所在市町村	家屋評価（償却資産の対象外）
建物	倉庫	1	H26.4	100,000,000	31	定額法	94,193,550		2,903,225	91,290,325	○○県 A市	○
						－	－			－		
建物	工場	1	H27.4	500,000,000	24	定額法	481,250,000		18,750,000	462,500,000	△△県 B市	○
						－	－			－		
機械及び装置	○○機器	1	H23.4	1,000,000	10	定額法	550,000		90,000	460,000	○○県 A市	
						旧定率法	356,511		0.794	283,070		
機械及び装置	○○装置	1	H26.4	500,000	10	定額法	365,000		45,000	320,000	△△県 B市	
						旧定率法	356,109		0.794	282,751		

法人税申告

A市宛
固定資産税
申告

B市宛
固定資産税
申告

●国税
建物　6億円（取得時）
機械装置　150万円（取得時）

の申告データがe-Taxへ

●A市
機械装置　100万円（取得時）

の申告データがA市へ

●B市
機械装置　50万円（取得時）

の申告データがB市へ

e-Tax（国税庁）

A市

B市

16

固定資産税（償却資産）制度の見直しに係る今後の進め方（イメージ）

○　問題点の洗い出し・解決策検討、新制度の骨格のとりまとめ（平成29年度）

↓

○　地方公共団体の意見集約、新制度の具体案の検討（平成30年度予定）

↓

○　地方税法改正

↓

○　課税庁及び地電協においてシステム改修

○　課税庁における業務フローの見直し・体制整備

※他税目の電子申告義務化の状況
●法人税：大法人の申告について、電子申告義務化を検討中。施行時期や対象法人についても、検討中。（対象法人は、資本金1億円超の法人とすることを基本に検討）
●法人住民税・法人事業税：国税と同様に検討中

17

市町村における固定資産税の納期限について（平成28年度）

※ 総務省作成資料

○ ７月を納期限としている団体が最も多い（1,574団体、全団体の91.6%）。

○ 納期を４回設けている団体が最も多い（1,614団体、全団体の93.9%）。

○ 全団体の平均納期数は１年度あたり4.08回（総納期数7,015回÷1,719団体＝4.08）。

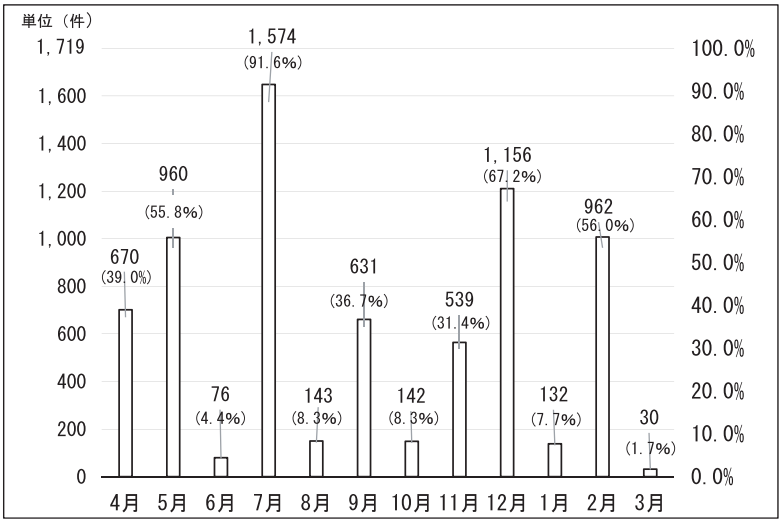

年度内納期数（回）	団体数（件）（a）	(a)／全団体数（%）
2	5	0.3%
3	50	2.9%
4	1,614	93.9%
5	12	0.7%
6	4	0.2%
7	3	0.2%
8	7	0.4%
9	4	0.2%
10	19	1.1%
12	1	0.1%
合計	1,719	

※１　単位（%）は、「（各月納期該当団体数／全団体数）×100」を指す。
※２　東京都特別区は、23区をもって１団体としている。

申告様式の変更案（種類別明細書）　※3月決算法人が提出する例

全資産申告による方法

申告者が記載 ← → 課税庁において処理

平成29年度

※ 所有者コード ※

種類別明細書

新たに除却欄を様式に追加

所有者名：株式会社 ●●

1枚のうち 1 枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年月	除却年月 適用	除却年月 年月	除却数量	取得価額 (イ)	耐用年数	減価残存率 (ロ)	※ 価額 (ハ)	※ 課税標準の特例 率	※ 課税標準の特例 コード	※ 課税標準額	摘要
01	1	0000000 1	冷暖房設備	1	H18.12				1,200,000	13	0.838	188,335			188,335	
02	1	0000000 2	アスファルト舗装	1	H18.12				660,000	10	0.794	58,956			58,956	
03	6	0000000 3	看板	1	H18.12				922,900	10	0.794	82,441			82,441	
04	6	0000000 4	冷蔵ケース	8	H22.2	✔	H28.10	3	1,625,000 ~~2,600,000~~	6	0.681	217,838			217,838	
05	6	0000000 5	陳列棚	10	H22.4				1,854,880	8	0.750	288,861			288,861	
06	6	0000000 6	レジスター	1	H25.10	✔	H29.3	1	0 ~~998,000~~	5	0.631	204,349			204,349	
07	6	0000000 7	コーヒーマシン	1	H26.4				373,500	8	0.750	183,831			183,831	
08	6	0000000 8	冷蔵ケース	3	H27.2				990,000	6	0.681	566,319			566,319	
09			温冷ケース	2	H28.10				940,000	6	0.840					
10			冷凍ケース	2	H28.10				420,000	6	0.840					
11			業務用レンジ	2	H28.10				180,000	6	0.840					
12			POSレジシステム	1	H29.2				2,500,000	5	0.815					
13																
			小計						12,664,280 ~~9,599,280~~			1,790,930			1,790,930	

償却資産課税のあり方に関する調査研究

－申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について－

平成３０年３月

編　者　　一般財団法人　資産評価システム研究センター（略称：評価センター）
発行者　　細谷　芳郎
発行所　　一般財団法人　資産評価システム研究センター
〒１０５－０００１
東京都港区虎ノ門３－４－１０　虎ノ門 35 森ビル８階
ＴＥＬ　０３－５４０４－７７８１
ＦＡＸ　０３－５４０４－２６３１
（URL　http://www.recpas.or.jp　http://www.chikamap.jp）

（一財）資産評価システム研究センター